

令和 6 年

第 1 回西原村定例会会議録

令和 6 年 3 月 7 日

令和 6 年 3 月 15 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和6年第1回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 7日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3月 8日	金		休 会	・常任委員会	
3月 9日	土		休 会		
3月10日	日		休 会		
3月11日	月		休 会	・常任委員会	
3月12日	火		休 会		
3月13日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） ・議案審議 (議案第5号～ 議案第15号) 	・条例
3月14日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第16号～ 議案第31号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・補正 予算 ・当初 予算
3月15日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第31号～ 議案第41号) ・発議第1号～第3号 ・陳情書等審議 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初 予算 ・一般 議案

提 出 議 案 等

(令和6年3月7日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 5号 西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第16号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

- 議案第18号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 議案第23号 令和5年度西原村一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第24号 令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第26号 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第27号 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第28号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第30号 令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第31号 令和6年度西原村一般会計予算について

- 議案第 3 2 号 令和 6 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 3 号 令和 6 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第 3 4 号 令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 3 5 号 令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について
- 議案第 3 6 号 令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について
- 議案第 3 7 号 令和 6 年度西原村中央簡易水道事業会計予算について
- 議案第 3 8 号 令和 6 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について（企画商工課）
- 議案第 4 0 号 工事請負契約の締結について（企画商工課）
- 議案第 4 1 号 工事請負変更契約の締結について（建設課）

（令和 6 年 3 月 1 3 日提出）

（一般質問）

1 番 中西義信君 2 番 堀田直孝君 3 番 尾崎幸穂君

（令和 6 年 3 月 1 5 日提出）

（村長提出議案）

- 同意第 1 号 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 2 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

（議員提出議案）

- 発議第 1号 西原村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 発議第 2号 西原村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（3月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第5号～議案第41号）	5
日程第 5 休会の件について	16
散 会	16

第2号（3月13日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	19
出席議員氏名	20
事務局職員出席者	20
説明のため出席した者の職氏名	21
開 議	22
日程第 1 一般質問	22
(中西義信)	22
・村内における文化活動のあり方について	
・人口増加対策にについて	
(堀田直孝)	33
・西原村工事請負建設業者選定について	
・新工業団地の進捗状況について	
(尾崎幸穂)	41
・防災について	
・いのちのバトンについて	
・農地等取引について	
日程第 2 議案第 5号 西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第 3 議案第 6号 西原村個人情報保護法施行条例の一	

			部を改正する条例の制定について ……	5 4		
日程第 4	議案第 7 号	西原村個人情報保護審査会条例の全	部を改正する条例の制定について ……	5 5		
日程第 5	議案第 8 号	西原村印鑑条例の一部を改正する条	例の制定について ……	5 7		
日程第 6	議案第 9 号	西原村長等の給与及び旅費に関する	条例の一部を改正する条例の制定に	ついて ……	5 9	
日程第 7	議案第 10 号	西原村会計年度任用職員の給与及び	費用弁償に関する条例及び職員の育	児休業等に関する条例の一部を改正	する条例の制定について ……	6 0
日程第 8	議案第 11 号	西原村手数料徴収条例の一部を改正	する条例の制定について ……	6 1		
日程第 9	議案第 12 号	西原村立小中学校施設の開放に関す	る条例の一部を改正する条例の制定	について ……	6 3	
日程第 10	議案第 13 号	西原村民体育館の設置及び管理に関	する条例の一部を改正する条例の制	定について ……	6 5	
日程第 11	議案第 14 号	西原村村民運動場の設置及び管理に	関する条例の一部を改正する条例の	制定について ……	6 6	
日程第 12	議案第 15 号	西原村運動公園の設置及び管理に関	する条例の制定について ……	6 8		
散 会				7 0		

第 3 号 (3 月 1 4 日)

議事日程第 3 号				7 1
応招議員氏名				7 3
出席議員氏名				7 4
事務局職員出席者				7 4
説明のため出席した者の職氏名				7 5
開 議				7 6
日程第 1	議案第 16 号	西原村介護保険条例の一部を改正す	る条例の制定について ……	7 6
日程第 2	議案第 17 号	西原村指定居宅介護支援事業者の指	定に関し必要な事項並びに指定居宅	

		介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	7 8
日程第 3	議案第 1 8 号	西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 1
日程第 4	議案第 1 9 号	西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 4
日程第 5	議案第 2 0 号	西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	8 8
日程第 6	議案第 2 1 号	西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について ……………	9 1
日程第 7	議案第 2 2 号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について ……………	9 2
日程第 8	議案第 2 3 号	令和 5 年度西原村一般会計補正予算(第 9 号) について ……………	9 4
日程第 9	議案第 2 4 号	令和 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) について ……………	9 9
日程第 1 0	議案第 2 5 号	令和 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 3 号) について ……………	1 0 1
日程第 1 1	議案第 2 6 号	令和 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) ……………	1 0 2
日程第 1 2	議案第 2 7 号	令和 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号) について ……………	1 0 3
日程第 1 3	議案第 2 8 号	令和 5 年度西原村工業団地造成事業	

		特別会計補正予算（第3号）について	104
日程第14	議案第29号	令和5年度西原村住宅用地造成事業 特別会計補正予算（第2号）について	106
日程第15	議案第30号	令和5年度西原村工業用水道事業会 計補正予算（第3号）について	110
日程第16	議案第31号	令和6年度西原村一般会計予算につ いて	112
散会			144
第4号（3月15日）			
議事日程第4号			145
応招議員氏名			147
出席議員氏名			148
事務局職員出席者			148
説明のため出席した者の職氏名			149
開議			150
日程第1	村長追加議案提案理由説明（同意第1～2号）		150
日程第2	議案第32号	令和6年度西原村国民健康保険特別 会計予算について	151
日程第3	議案第33号	令和6年度西原村介護保険特別会計 予算について	156
日程第4	議案第34号	令和6年度西原村後期高齢者医療特 別会計予算について	158
日程第5	議案第35号	令和6年度西原村工業団地造成事業 特別会計予算について	160
日程第6	議案第36号	令和6年度西原村住宅用地造成事業 特別会計予算について	163
日程第7	議案第37号	令和6年度西原村中央簡易水道事業 会計予算について	166
日程第8	議案第38号	令和6年度西原村工業用水道事業会 計予算について	172
日程第9	議案第39号	指定管理者の指定について	176
日程第10	議案第40号	工事請負契約の締結について	178
日程第11	議案第41号	工事請負変更契約の締結について	179
日程第12	同意第1号	西原村副村長の選任につき同意を求 めることについて	180

日程第13	同意第2号	西原村農業委員の任命につき同意を 求めることについて	183
日程第14	発議第1号	西原村議会議員の請負の状況の公表 に関する条例の制定について	184
日程第15	発議第2号	西原村議会の個人情報保護に関する 条例の一部を改正する条例の制定に ついて	185
日程第16	発議第3号	西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について	186
日程第17		組合議会の報告等について	186
日程第18		委員会の閉会中の継続調査申出書について	187
閉会			190
署名			191

第 1 号 (3 月 7 日)

令和6年第1回西原村議会定例会会議録

令和6年3月7日、令和6年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年3月7日（木曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第5号～第41号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和6年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、高本孝嗣君、4番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月29日に行われました議会運営委員会で本日7日より15日までの9日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日より15日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条のただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

1月10日に、阿蘇郡町村議会議長会主催の阿蘇郡町村議会議長会総会が阿蘇市にて行われました。

1月26日に、令和5年度阿蘇くまもと空港周辺四ヶ町村議会議員研修会主催の、阿蘇くまもと空港周辺四ヶ町村議会議員研修会が大津町にて行われました。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

日程第4、村長施政方針及び提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和6年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は令和6年度、新しい年度の予算をご審議いただく大事な議会でもございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2021年10月13日、受注生産で世界最大の台湾企業TSMCが日本では初めてとなる工場を建設すると発表され、本年、2024年2月24日、菊陽町で第1

工場の開所式が開催されました。

J A S Mの第1工場は2024年末までの生産開始を計画しているほか、第2工場につきましても2024年末までに建設に着手し、2027年末までに生産を開始する予定であると発表がございました。この第2工場が稼働すれば月10万枚規模の生産能力が提供されることになり、総投資額は200億ドル、日本円で約2兆9,600億円を超え、政府支援額としては最大7,300億円を超す規模の支援が予定されているということでございます。

T S M Cの進出、新工場がもたらします熊本県内への経済波及効果につきまして、九州フィナンシャルグループは今後10年間で6兆8,000億円余りに上ると試算しています。また、民間のシンクタンク九州経済調査協会も、T S M Cを含む九州の半導体産業の設備投資によって、10年間の経済波及効果が約20兆円に達するという推計を公表しました。

一方で、人手不足や人件費上昇、農地転用によります農地の減少、地下水問題、交通渋滞、地価上昇など、課題も次々と明るみになってきたこともございます。渋滞緩和対策、地下水涵養などの環境負荷軽減、産官学による安定した人材確保や育成など、菊陽町をはじめ国、県、近隣市町村と連携し、これからの課題を持続可能なものとして早急に解消しなければならないと感じているところでございます。

西原村におきましても、空港を中心としました近隣町村への道路整備に加え、路線バスの見直しやライドシェアの導入、また、人口増に伴う待機児童対策、高齢化対策なども喫緊の課題として、その解消を図っていきたくと捉えております。

知事はよく百年に一度のビッグチャンスと申されておりますが、西原村もこのチャンスを逃すことなく、次世代を担う若者が夢や希望を持てるよう、全力で取り組んでまいります。

令和6年度の当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ56億420万5,000円となっております。

歳入につきましては、村税等の自主財源が22億5,703万円で、歳入全体からの割合は約40%、地方交付税等の依存財源が33億4,718万円で約60%となっているところでございます。

歳入につきましては、自主財源の根幹をなす村税が年々増加傾向にあり、今後も安定的な税収の向上を期待するところでございます。しかしながら、依然として地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼るところは大きく、また、財政調整基金3億7,200万円を繰り入れて財源不足を補っているところでございます。今後も、自主財源をさらに伸ばすために、企業誘致や定住促進、ふるさと納税等も含め、積極的に推進してまいります。

歳出につきましては、目的別の支出の多い順で申しますと、公債費12億4,326万円、22.2%、次いで民生費12億1,000万円、21.6%、総務費10億

9,908万円、19.6%となっております。また、性質別に分類して申しますと、義務的経費となります人件費が9億9,342万円、17.7%、扶助費が5億6,033万円、10%、公債費が12億4,326万円、22.2%と全体の約50%を占めております。この義務的経費につきましては、任意に削減できるものではございませんので、普通建設事業費や物件費、補助費等の抑制を引き続き推進してまいります。

特に、令和6年度におきましては、投資的経費におきまして昨年の梅雨前線豪雨によります災害復旧事業として4億151万円を計上しており、普通建設事業費と合わせまして前年度比で2億1,233万円の増額となっておりますのでございます。国・県の補助金、財政措置の有利な地方債の活用等で、村の単独費を少しでも減らすことができるよう進めてまいります。

令和6年度におきましても議員各位のご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第5号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

情報公開制度の適正な業務運営を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第6号、西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

個人情報保護制度の適正な業務運営を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第7号、西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

情報公開制度及び個人情報保護制度における審査会の適正な審議運営を図るため、本条例の全部を改正するものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、個人番号カードを使用してコンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスにつきまして、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法令の施行に伴い、利用者証明用電子証明書をスマートフォン（移動端末設備）に記録することが可能となりました。本村で既に実施しておりますコンビニ交付による印鑑登録証明書の交付申請につきまして、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録しました利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第9号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、副村長が赴任する際の旅費支給に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法令の施行に伴い、会計年度任用職員に勤労手当の支給を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第11号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍謄本等が本籍地以外の市区町村の窓口で発行が可能となることから、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第12号、西原村立小中学校施設の開校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村内小中学校施設の貸出しに伴い、村内体育施設の貸出しと整合を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村民体育館の管理に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村民運動場の管理に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

令和6年4月より西原村運動公園の使用に伴い、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第16号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明いたします。

介護保険料につきましては、介護保険法により3年ごとに見直すこととなっております。現在の第8期介護保険事業計画は令和5年度で終了し、第9期の介護保険事業計画を令和6年度から令和8年度までの3か年で実施するものであります。

今回の保険料の改正につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料の基準額を8万4,000円から8万400円に改正するものでございます。

今後とも、社会福祉協議会など密接な連携を図りながら、介護予防や地域支援事業等に積極的に取り組む所存でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第17号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第19号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第20号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第21号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律によ

り、水道法の一部が改正されることに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてご説明いたします。

熊本広域行政不服審査会へ新たに熊本市、南関町及び和水町が加入することに伴う規約の一部変更でございます。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、構成市町村の議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第23号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,199万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,238万円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では村税1億8,863万3,000円の増額補正、うち村民税1億4,980万1,000円の増額等でございます。国庫負担金4,777万円の増額補正、災害復旧費国庫負担金の増額等でございます。県補助金5,401万6,000円の増額補正、熊本地震復興基金交付金の配分によります増額及び農地等災害復旧事業県補助金の減額等でございます。

繰入金2億3,388万7,000円の減額補正、財政調整基金繰入金の減額等でございます。

歳出におきましては、総務費2億8,104万1,000円の増額補正、基金費3億6,544万4,000円の増額等でございます。災害復旧費9,729万6,000円の減額補正、農地等災害復旧費等の減額等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第24号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ587万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億490万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で国民健康保険税666万6,000円の減額補正、繰入金15万1,000円の減額補正、諸収入94万7,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付金1,112万円の増額補正、諸支出金130万円の減額補正、予備費1,533万4,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第25号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,099万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で保険料386万1,000円の増額補正、国庫支出金535万8,000円の増額補正、支払基金交付金720万3,000円の減額補正でございませう。

歳出につきましては、地域支援事業費844万3,000円の減額補正、予備費1,084万7,000円の増額補正でございませう。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第26号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,880万7,000円と定めるものでございませう。

主な内容を申し上げますと、歳入で後期高齢者医療保険料18万4,000円の減額補正、諸収入199万2,000円の減額補正であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金77万9,000円の増額補正、保健事業費217万4,000円の減額補正、予備費78万1,000円の減額補正でございませう。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第27号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,447万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,743万6,000円と定めるものでございませう。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては営業収益1,365万7,000円の増額補正、繰入金1億6,081万4,000円の増額補正、歳出につきましては予備費1億7,447万1,000円の増額補正でございませう。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第28号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,834万9,000円と定めるものでございませう。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては村債4億4,500万円の減額補正でございませう。

歳出につきましては、事業費 4 億 4,500 万円の減額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第 29 号、令和 5 年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 29 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 860 万 4,000 円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては繰入金 29 万 2,000 円の減額補正でございます。

歳出につきましては、事業費 29 万 2,000 円の減額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第 30 号、令和 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の既決予定額のうち、資本的収入について 7,000 万円の減額補正、資本的支出について 8,580 万円の減額補正でございます。

主な内容を申し上げますと、資本的収入につきましては企業債 7,000 万円の減額補正、資本的支出につきましては建設改良費 8,580 万円の減額補正でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第 31 号、令和 6 年度西原村一般会計補正予算についてご説明いたします。

令和 6 年度西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ 56 億 420 万 5,000 円と定め、一時借入金の借入最高額を 3 億円と定めるものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では村税 10 億 184 万 3,000 円、地方譲与税 4,500 万円、地方消費税交付金 1 億 4,500 万円、地方交付金 19 億 6,000 万円、分担金及び負担金は 3,044 万 5,000 円、使用料及び手数料は 3,594 万 8,000 円、国庫支出金 5 億 2,968 万 3,000 円、県支出金は 3 億 8,357 万 9,000 円、寄付金 4 億 4,000 万円、繰入金 6 億 1,042 万 7,000 円、繰越金は 9,000 万円、諸収入は 4,047 万 4,000 円、村債 2 億 1,680 万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

議会費につきましては 6,831 万 1,000 円、総務費につきましては 10 億 9,908 万 3,000 円、民生費 12 億 999 万 7,000 円、衛生費 3 億 4,747 万 7,000 円、農林水産業費 4 億 491 万 4,000 円、商工費 5,170 万 5,000 円、土木費 1 億 5,280 万 4,000 円、消防費 2 億 1,035 万 9,000 円、教育費 4 億 1,211 万 5,000 円、災害復旧費 4 億 150 万 6,000 円、公債費につきましては 12 億 4,326 万 1,000 円となっております。

令和 6 年度の予算は、本年度予算と比べまして 2 億 4,082 万 3,000 円の増額

予算となっております。

令和6年度も、引き続き財源確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基金の安定化に努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第32号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和6年度西原村国民健康保険特別会計補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,963万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で国民健康保険税1億8,126万4,000円、県支出金6億8,570万6,000円、繰入金6,160万7,000円などとなっております。

歳出につきましては、総務費1,026万円、保険給付費6億6,514万9,000円、国民健康保険事業費納付金2億6,342万2,000円、保健事業費914万9,000円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第33号、令和6年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和6年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,271万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては保険料1億7,070万円、国庫支出金1億6,015万4,000円、支払基金交付金1億8,263万1,000円、県支出金1億1,051万4,000円、繰入金1億1,870万9,000円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費6億7,581万4,000円、地域支援事業費4,805万9,000円などで、保険給付費は歳出予算の91%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第34号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億990万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料8,560万2,000円、繰入金1億2,419万円などとなっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億502万7,000円で、歳出予算の97.7%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第35号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,945万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしまして、繰越金445万円、村債

4億4,500万円となっております。

歳出といたしましては、事業費4億4,945万円となっております。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金1,000円、繰越金5,000円でございます。

歳出につきましては、事業費6,000円となっております。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第37号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、中央簡易水道事業につきましては、令和6年度より地方公営企業法を全部適用し、特別会計から公営企業会計に移行します。その初年度の当初予算でございますが、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算の収益的収入・支出予定額において、収入8,805万5,000円、支出7,833万7,000円、資本的収入・支出予定額につきましては、収入6,136万1,000円、支出を8,258万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収益的収入につきましては、水道料金が主となります営業収益7,729万2,000円、営業外収益1,054万2,000円、特別利益22万1,000円でございます。

収益的支出につきましては、営業費用7,463万3,000円、営業外費用218万4,000円、特別損失52万円となっております。

また、資本的収入につきましては企業債4,500万円、他会計補助金1,636万1,000円、資本的支出につきましては建設改良費5,076万7,000円、固定資産30万円、企業債償還金3,152万円でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第38号、令和6年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和6年度西原村工業用水道事業会計予算の収益的収入・支出予定額において、収入2,496万1,000円、支出は2,403万2,000円、資本的収入・支出予定額につきましては、収入7,000万円、支出を8,825万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収益的収入につきましては、給水事業所8か所に対します給水収益が主となります営業収益1,510万5,000円、営業外収益985万5,000円でございます。

収益的支出につきましては、営業費用2,146万6,000円、営業外費用71万8,000円、特別損失84万8,000円となっております。

また、資本的収入につきましては企業債7,000万円、資本的支出につつま

しては建設改良費8,825万3,000円でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第39号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第40号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

鳥子地区新工業団地造成事業における流末排水路改修工事であります馬場1号線排水路改修工事につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第41号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

堀切多々良線道路改良工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会の提案は議案37件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。お世話になります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時47分）

（午前10時50分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長より訂正をお願いいたします。

○村長（吉井 誠君）申し訳ございません。訂正をお願いします。

まず1つ目に、議案第22号なんですけれども、新たな市町村としまして玉名市、南関町、和水町なんですけれども、「熊本市」と申しておりました。

「玉名市」に変更をお願いします。

続きまして、議案第31号、一般会計予算なんですけれども、「補正予算」と申しておりました。「一般会計予算」に訂正をお願いします。

途中、地方交付税を「地方交付金」と読み間違えておりました。「地方交付税19億6,000万が」に訂正をお願いします。

あと、寄付金、正式には4億4,000円が正解でありまして、私が「4億4,000万円」と申しておりました。「4億4,000円」に訂正をお願いします。

また、一般会計の最後のほうで、財政基盤の安全化に努めるというところで、私が「財政基金の安定化に努める」と読み間違えておりました。「財政基盤の安定化」ということで訂正をお願いします。

続きまして、議案第32号、西原村国民健康保険特別会計予算につきましても、「補正予算」と申したところがございました。訂正をお願いします。

続きまして、第34号、第35号につきましても、会計予算のところを「会計補正予算」と述べておりました。第34号、第35号の訂正をお願いします。

それから、議案第36号につきましても、議案第36号と申さず、令和6年度西原村住宅用地という、いきなり「36号」という文言が抜けておりました。

以上でございます。大変申し訳ございません。

○議長（山下一義君）以上で、村長施政方針及び提案理由の説明を終わります。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日8日から12日までの本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、8日から12日までの本議会を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時54分 散会

第 2 号 (3 月 1 3 日)

令和6年第1回西原村議会定例会会議録

令和6年3月13日、令和6年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年3月13日（水曜日） 議事日程第2号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第13号 | 西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 1 議案第 1 4 号 西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 1 5 号 西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、2月29日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、6番議員、中西義信君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 中西義信君 登壇 質問）

○6番議員（中西義信君）おはようございます。6番、中西です。

通告に従って質問をしたいと思います。

まず1番目、村内における文化活動の在り方について。

（1）小学校の放課後部活動対策から始まって、3月に設立総会をしてスタートしようとしているカラスポには文化活動も対象としている。それと昨年設立された文化協会、この両団体に対しての村民の戸惑い等を考えると、取組や定義等を含めて双方への対応の仕方について問うといたしました。

現在、中学生は、授業が終わったら、まだまだ先生方のご理解もありまして元気に部活動をしています。もちろんクラブ活動の生徒も一生懸命やっています。頼もしい限りです。小学校に関しては、世の流れとといいますか、働き方改革に沿って先生方の過重労働の改善から、はっきり言って対応が遅れてきた村だと思っています。これに対しては、私たちも中学校の今後の在り方も含めて反省しかありません。やっぱり子どもたちの元気な活動ばかりに目が行って、先生方に甘えっ放しでした。

小学生も、前はいろんなスポーツや音楽クラブなどの部活動からの脱却とといいますか、それに対応すべく何年も検討し、もちろん私も参加させていただきまして、拡大発展して今月に設立予定なのが、広報紙にも紹介されている西原村総合型のクラブ、カラスポです。名称も含めて説明はそちらでされると思いますので、知名度はまだまだですけれども、カラスポの始まりは、コロナ禍も含めて何回も会合を開きまして、当初の目的は児童の放課後部活動問題がメインでした。それから話し合いを重ねて、やっぱり総合型的な地域スポーツクラブを目指す中、山西小学校音楽クラブも実際活動していますし、英会話のサークルも動き出しておりまして、スポーツに特化したクラブではなく総合型で取り組むということになり、名称も決まって今月設立となって

おります。

一方で、昨年夏頃に広報に載りましたけれども、西原村文化協会が設立されています。まだそれほど情報は入っていませんが、対応の仕方とか活動の仕方とか営利の問題もあって、協会員の方から幾つかお話も伺ってきましたが、まだまだ試行錯誤で戸惑いもあられるようでした。

12月議会で小城議員も有形文化財関連で質問されましたが、一度に2つの団体が発足となりまして、いろいろな戸惑いも出てくるのではないかとの思いからの質問です。それぞれの位置づけや助成金の問題、理念も似通っていると思います。また、これから審議する予算の兼ね合いもありますが、すみ分けではありませんけれども、そこらあたりの見解をお尋ねします。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）おはようございます。中西議員のご質問にお答えいたします。

議員には、平素より村の教育行政に対しご理解とご支援を賜っております。心より感謝を申し上げます。

さて、今、中西議員よりご説明もございましたが、設立準備委員会としてプレ活動をしております西原村総合型地域スポーツクラブ、いわゆるカラスポでは、次年度の村の活動法人であります。挑戦ということを考えまして、議員もご案内のように、スポーツだけではなく英会話や神楽の伝承活動など地域住民の文化的活動へのニーズに応えるということ、あるいは文化の継承活動も視野に入れた取組を進めていくとしております。

同時に、昨年発足しました文化協会については、一般的には芸術祭等の活動を通じて地域住民の文化面への意識の向上、あるいは年齢、経験を問わずに誰もが文化に親しむということができる環境を提供するという、あるいは地域の文化・芸術の質を高めることを趣旨として活動を始められているところが多いようです。もちろん西原村もそういうことであろうというふうに聞いております。

ご質問にありましたが、住民の皆様への戸惑いに関しては、どちらも新たに活動し始める団体でございます。ですから、広報等を十分に活用しながら多くの皆様にその存在、同時に意義を知っていただくことから始めるということで対応していきたいと考えております。

今後、村が事業を推進していく総合型地域スポーツクラブと本村にありますスポーツ協会と同じように、この文化協会についてもその活動を応援していくということには変わりありませんが、スポーツクラブとは内容的な違いはありますけれども、地域住民の最終的には笑顔づくりを推し進めていくということが大事だろうと考えております。

ただ、今後、ニーズの多様化に伴い、どの程度対応していくのか、そして

どのような形で推進していくのかというのを、皆さん方と相談しながら柔軟に検討を進めていきたいと考えております。

詳細につきましては、この後、教育課長がお答えいたします。よろしくお願い致します。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）おはようございます。中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、お名前が出ましたカラスポでございますが、令和4年度から西原村総合型地域スポーツクラブとして設立の準備をスタートしまして、現在は設立に向け、幼児体育教室やかけっこクラブ、カラスポDAYなどのプレ活動を実施している状況でございます。また、県下各地の総合型地域スポーツクラブの視察を行い、活動の内容や運営上のメリットやデメリット、また問題となっている事柄などを学び、それを持ち帰り協議することで、本村では地域住民と共に知恵を出し合い、スポーツ・文化活動を通じて仲間づくりや子どもたちの健全育成を図り、全ての世代がスポーツ・文化に親しみ、その取組を通じて笑顔になり、多世代間コミュニティの礎となることを目的に、特にゴールデンエイジと呼ばれる年代の子どもたちの活動機会の創出に重点を置きスタートすると同時に、教育長の答弁にもございましたように、英会話や神楽などの文化活動にも注力していきたいというふうに考えております。参加される方々のニーズを敏感に捉えながら取り組んでいくべきというふうにも考えております。

昨年発足された文化協会と、これまで設立準備を進めてきました総合型地域スポーツクラブカラスポ、この両者に対しまして、村民の戸惑いなどを考えると、取組の定義と双方への対応の部分につきましては、まず文化協会は、村で既に長年活動しておられますスポーツ協会と同様という認識でございます。現在、スポーツ協会は各種目ごとの団体がおのこの目標達成や健康増進、コミュニティの形成など様々な目的で活動されておられますので、村としてもその活動の活性化を支援しているというような状況でございます。

そこで、文化協会も常日頃から文化・芸術に親しまれている方々が相互のコミュニケーションや文化・芸術の普及活動、情報の発信などを会員が実施していくであろう団体であり、多様な活動をこれからも様々な形態で実施していられると思います。文化協会は発足したばかりの団体でございますので、これまで体制の整備や運営方針のために、協会の役員さんをはじめ、ここにおられる尾崎議員さんにもご尽力いただきながら、企画商工課、教育委員会と共に、これまで8回開かれている座談会の中で思いや実情について議論を重ね、協議を進められている現状でございます。その活動を支援していければというふうに考えております。

次に、総合型地域スポーツクラブカラスポは、スポーツだけにこだわらず、

文化・芸術活動を含む様々なニーズに対して取り組み、実践を進めております。一過性のものでなく継続することで、本村に根づき、様々な活動の場と相互のコミュニケーションを創出し、多くの方が参画できるような活動を村が団体と協働し推進していく考えです。カラスポの活動におきましても、スポーツ協会、文化協会のお力添えをいただきながら活動の幅を広げて、皆様に愛される団体を目指し、活動していきたいというふうに考えていきます。

すなわち両者は、協会または協会内の各団体が主体となり進めていく活動と村自体が進めていく事業に基づき、内容的に文化・芸術活動の取組として重なるものはございますが、おのおのの活動の本質を捉えて、歯車がかみ合う形で推進していきたいと考えております。両者は比較するものではないのですが、今後の活動を広報することで村民の皆様にご紹介ができればというふうにも考えております。

どちらの団体に対しましても、活性化に向け本村も支援していくことが大切であると認識しております。

それとあわせまして、助成金につきましては、この後にまた審議されます当初予算の中に計上させていただいておりますので、そちらのほうでご審議いただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）分かりました。

こうやって公の場でPRすることが一番だと思って質問しています。

今後まずは、先ほど言われましたように、子どもたちの元気な活動のために、そして広報と核家族化の時代ですから、ちょっとでも触れ合いの面が増えていただけるようなスポーツに文化に側面から対応していただいて、そして村民の皆さんの笑顔のためによりしくお願いします。

続いて、2番目に移ります。朗読します。

村の貴重な歴史や有形無形の文化財保護に関して、学芸員が臨時採用ではなく長期的な人員の確保が一番と考える。また、村のホームページで歴史や文化面の掲載内容が少ない。将来を見据えた村のPRが掛け声で終わらないような対応をすべきでは。

職員の採用の補充に関して、学芸員という数少ない職種とは思いますが、臨時採用ではなく、できれば通常の形での採用を願っての質問が一つと、それは現在の採用状況が分かっていないからです。また、これまで長年専門家の方がおられたので、村の文化財発掘等のためになってこられたと感じております。そういった職員が必要だと思えます。

また、前回「西原村史」も出版されまして、ただ、あれは村の大まかな説明かと思えます。今後は史実や人物、戸籍、呼称等ですね。文献等も出すべきですし、ホームページ等への掲載も必要かなと思えます。今もホームペー

ジは見ていますが、せっかくの文化財や歴史があるのにPRするところといったら広報、まだまだ少ない状況です。これから増やしますと言われればそれまでですが、教育委員会に行き着くまでにはまだちょい時間がかかります。

ホームページを開いて分類から「しごと・観光」、「観光」の「歴史・文化財」を開きますと、「歴史探究」と「文化財一覧」が出ます。ちょっとうれしいのは、その歴史探究で昨年の9月の広報西原に私が育った高遊原開拓記念碑が載っていることです。ちょい不満は、できれば掲載前に聞いていただければまだ健在の方がおられますので紹介することができたんですけども、初代入植者の方々のいろんな言葉等ありますが、思うと草葉の陰で喜んでいただけるのかとは思っています。

文化財のほうも、ほんの少しの掲載しかありません。前から何回も言っておりますし、下の質問にも重なりますけれども、今後のことを考えるとき、今住まわれている人のためだけではなく新しく村に来たいという方々のためにも、村に興味を湧くようなPRももっともっと、先ほどのPRも一緒に、するべきだと思っています。そういった面からの質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）議員のお尋ねの学芸員の採用につきましてお答えいたします。

西原村におきましては、これまで学芸員を年度当初まで教育委員会に配置しておりました。以前は、議員がおっしゃったように、学芸員の資格を有した職員が教育委員会だけでなく住民課などに配置され、一般事務の担当を持ちながら、文化財等の調査依頼が教育委員会へ上がってきた場合のみその職員が臨時的に調査を行ってくれていた時期もございました。

年度当初に配置されておりました学芸員は残念ながら退職という事態になっておりまして、職員採用の時期に学芸員の募集を行うか否かの検討を行いました。結果的に現在、募集を行っておりません。その理由としまして2点ほどございまして、まず1点目は、阿蘇郡の中で学芸員を有していない町村が西原村以外に3町村ございしますが、西原村を入れた4町村で広域で学芸員を2人あるいは3名雇用し運営することができないか、それによって経費削減はもとより、うちのような規模では1名雇用するのが精いっぱいですが、複数人いることで知識の向上、また業務の充実や効率化につながるのではないかと考えました。特に、現在、阿蘇郡は世界遺産登録へ向け真っ最中ではございまして、より効果的ではないかと考えています。町村連携ということで相手がおりますので、ある程度の時間を要しますが、実現に向けて挑戦できればというふうに思っております。

2点目に、1名の雇用で採用から退職まで押しなべてみますと平均で1年

間で700万円から800万円ぐらいの経費を要しますが、そのお金を委託費に回して結果を出せないか、委託費のほうが目に見える形にならないかというふうに少し考えました。例えば、旧万徳保育園に文化財が保管をされておりますが、委託、何らかの方法で展示できないか、また文化の継承、学習保護など、民間のプロの力を借りて、眠っている有形無形の村の貴重な文化財を世に出せないか、継承できないかというふうにも考えております。

また、ホームページに歴史や文化面の掲載が少ない点に関しましては、これも委託をすると質、量、更新頻度が格段に上がるんじゃないかというふうに思っております。また一方で、議員が申されましたように、これから西原村の歴史、人、波、それをより深く探求する、その文化を継承する、後世に正確に残していくためには、住民との密接な関係を築き、粘り強く継続して追求していくことが一番ではないかというふうに思っています。そういった意味では、もう本当に学芸員は必要でございます。

冒頭お話ししました元学芸員の職員も、私も当時は同僚として、学芸員としての職務に固執せず様々な業務に積極的に取り組む姿、また住民からの信頼も厚く、膨大な作業となります村史も作っていただきました。これから先、学芸員を採用することも視野に入れながら、広域化、委託などあらゆる方向から検討して決めていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）分かりました。新たな取組も含めて、広域で採用する、また委託をすればいろいろ伺いましたけれども、そういった方面にしろどういったやり方にしろ、取り組んでいくということが大事だと思っておりますので、そこら辺はうれしい限りではございます。どんどんやっていただきたいと思えます。

PRに関しては、今後もまた意見を発するつもりでおります。なぜかといいますと、皆さん方はそこにおられますけれども、なかなかご異動がございまして、長くおられるのは村長や教育長ぐらいで、あとの方は異動とかあることが多々でございます。やっぱり埋もれてしまっただけは困ります。思わず忘れてしまって、たんすの奥にしまってそのままだっただけはいけないと思えます。そこら辺をよくご理解いただいてうまく継続が続くことを、また機能することを願って、次の質問に移ります。

では、次の質問にいけます。

人口増加対策についてです。

（1）西原村も子育て支援対策を講じているが、先進事例から見るとまだまだと感じる。医療費助成は達成できているが、下記の支援において独自であと一歩踏み込めないか。一つ、第2子以降の保育料軽減、一つ、1歳までのおむつ代への助成、一つ、公共施設の利用料の軽減、一つ、多子家庭への追加助成等検討できないかと出しております。

全国各地、津々浦々で子育て支援対策が競争のように行われているのが事実です。目的は同じですけれども、ただ競争がしたくて言っているのではございません。特徴を出せば村もまだまだこれからだと思っています。給食費の件は12月議会で高本議員がされましたし、医療費のほうも取り組んでいますので、ここに書いたところだけ質問します。

前回質問したときは岡山県の奈義町を参考に質問しましたがけれども、今回の上の3つは兵庫県の明石市を参考に取り上げました。結構有名なところですね。全てに対応とは言いませんけれども、幾つか検討をなされて、1つぐらい西原村バージョンができないか、取り組めないかという質問でございます。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 人口増加対策に向けた子育て支援の拡充についてのご質問についてお答えいたします。

まず、本村の令和6年1月末現在の人口につきましては6,966人2,985世帯で、令和5年同時期と比べまして68人98世帯の増、また令和4年と比べますと236人258世帯増加しております。

現在、子育て支援策として本村においても様々な支援施策に取り組んでおりまして、主な取組内容を申し上げますと、保育面では一時預かり事業、子育て広場の設置、ファミリー・サポート事業、病気・病後児保育、放課後児童健全育成事業、これは学童クラブです。18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の子どもの保育料無償化などがございます。

次に、医療面では、子どもの医療費助成やひとり親家庭等医療費助成など、複数の子育て支援事業に取り組んでおります。子ども医療費助成は令和3年4月より対象年齢を18歳に引き上げ、一時預かり事業は令和4年9月より開設を行っております。

次に、子育て世帯への経済的支援として、本年度は低所得の子育て世帯に対する支援給付、国、対象児童が1人当たり5万円、県で1世帯当たり2万円、第2子以降の児童がいる場合は児童1人当たり5,000円の追加給付や、出産・子育て応援給付金、母子手帳発行時5万円、出生届出後5万円の支援給付を行っております。また、本年10月より児童手当の支給対象年齢が中学生から高校生まで引き上げられます。

今回、ご質問にございます支援等を村独自で踏み込んでできないかとの質問でございます。第2子以降の保育料軽減につきましては、本村の保育料は国・県の制度に基づいて実施しているところでございますが、ご承知のとおり、3歳から5歳は令和元年10月より完全無償化となっており、兄弟で利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。また、多子世帯子育て支援として、先ほど申し上げましたが、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯では所得制限を設けずに、3人目以降の子

もが保育所等を利用する際、その子どもが3歳未満の場合は無料とするなど、多子世帯及びひとり親世帯などの負担軽減を行っているところでございます。

本村において取り組んでおりますほかの支援施策としまして、西原村くらし応援商品券の給付、村内の小・中学生1人当たり5,000円を対象とした西原村子ども習い事応援臨時給付金、食材費等の価格高騰に係る西原村学校給食費負担軽減補助金の交付など、子育て世帯の負担を軽減するための支援の取組の一つというふうに捉えております。

子育て支援として、議員がおっしゃるような支援も村の人口増につながる魅力のある施策の一つであると認識をしております。それぞれの支援策が子育て世帯の経済的な負担の軽減につながり、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えることが、人口増加、少子化対策の一つとして重要な事業であるというふうに考えております。

TSMCの工場開設や空港アクセス鉄道整備等の後押しにより、隣接する本村においても今後、人口増加が予想されます。令和6年度に子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しておりまして、ニーズ調査を行うようにしておりますが、多様なニーズに応え、それぞれに必要な施策の拡充を含めた有効な支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、村の独自の施策となりますと、当然一般財源からの経常支出となります。このような施策は財政力に大きく左右されまして、自治体、町村間の競争になりかねない案件であり、住民サービスの格差につながりかねないと懸念もございます。中西議員の質問事項であります人口増加対策についてということでお尋ねの子育て支援はもとより、住民の声が多くありました交通利便性の向上や村内で買物ができる量販店の誘致、ATMの設置、住民票コンビニ交付に加え、道路網の整備や改修、また企業誘致や河原工区での宅地造成事業なども人口増加対策の一つであるというふうに思っております。これらの施策に全て一般財源が伴うものでありまして、必要な財源確保や財政担当との検討を踏まえながら、国・県の動向や近隣市町村の施策など先進事例を参考に総合的に判断し、持続可能な制度として安定的に実施していけるよう、関係各課連携を図り、本村で取り組める支援策の検討を重ね、判断していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）村長、説明が上手になりましたですね。そういった形で昔もこれまで何回もこの件では質問していますが、上手にさりと言われたことを覚えています。

ただ、思っているのは、先ほど学芸員の件で委託の話とか言われて、お金をちょっとでも浮かすような話をされました。そういったところを積み重ねていけば、ほんの0.5%ぐらい村の予算からちょっと工面すれば、それぐらいは浮くことがあると思います。そういったところを回すことが一番肝要だ

と思っていますので、この質問は質問ですけれども、前回の質問のときに答えられたような行動でやっていただければ、ほんのちょっとはできるのではないかと思っていますので、そこら辺の取組をお願いします。

まだ質問したいので、もう結構です。ちょっとつながれば、いい話になるのかと思っています。

実は、明石市や前回言いました岡山県奈義町以外にも、数年前に研修に行きました北海道の東川町が、今回、西原村が行った河原工区の分譲を早くから大規模にされておりました。町のそれぞれの各地域がうまくいくように、各地域ごとの学校の近くに町が分譲されていたのを覚えています。ほかにも興味を持って調べますといろいろありまして、長野県の南箕輪村というところがございまして、人口が約1万6,000人、特徴はうちと一緒に、やっぱり都会に近いところです。そこで子育てハンドブックというのを開きましたらこれだけ出てきます。やっぱりやっているところがあります。ほんのちょっと工夫をすれば村もまだまだ、先ほど言われましたちょっとした予算の余地をためれば幾つかできると思いますので、やっていただきたいと思います。

では、(2)番目へいきます。朗読します。

定住促進対策から住んでみたい西原村への姿勢が大事と考える。PRには、上の質問と同じくホームページ等の活用が不可欠と考えるが、いかがかと書いております。

関連しますけれども、村としての姿勢の問題ですけれども、定住促進、定住促進とがむしゃらにやるのではなくて、西原村いかがでしょうか、いいですよというふうな感じで取り組むことが、回り道かもしれませんが功を奏する気がします。新しく来られた方々がいいよと広がったほうがいいのではないかと思っています。私も、親が来てここで生まれて65年、隣の尾崎さんだってもう10年ぐらいおられます。

1番目の質問の文化活動もそうです。地道な活動が大事なのかと思いますし、今の時代、やはりホームページの活用が不可欠ではないかと思います。せっかくリニューアルして移住・定住コーナーもできたのに、その中の「移住したい」というコーナーはずっと空っぽでした。今年の夏頃からご家族の方が載っています。これも毎度の話ですけれども、せっかく肝煎りで作成されましたサカグチさん、コメダさん、ムラカミ君たちが生の声を発しているPR動画が悲しいかな、ここでは見られません。違うところから持ってこないと見られませんし、残念ですよ。もったいない。何のためにお金をかけたのか。PRする以上、それに合わせた体制づくりが必要になってくると思っています。そこらあたりの相乗効果を願っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えいたします。

西原村では、令和5年3月のホームページリニューアルに合わせまして、西原村のホームページ内に西原村移住定住サイトを設け、村外からの移住希望者をターゲットにした移住に関連する様々な情報を発信しているところがございます。そのサイトの中で、西原村の魅力をはじめ空き家・空き地バンクの情報、住まいへの支援情報ということで、各種補助金や助成制度の紹介、また西原村への移住者の方々へのインタビューを行い、移住者の声としてお届けし、西原村の暮らしやすさなどをPRしている状況ではございますが、まだ、言われたとおりきちんと整備がなされておられません。申し訳ございません。

あわせまして、空き地・空き家バンクの情報については、ホームページのみならず熊本県の空き家・空き地バンクプラットフォームサイトにも掲載をしております。情報発信を行っている現状でございます。

また、最近では、ホームページの充実はもとより、SNS、特にLINE等を用いたプッシュ型の情報発信が主流になってきております。例えば、先ほど申されました子育てというボタン、欲しい情報のボタンを押すと、出生から子育てまでの情報がLINEでタイムリーに入ってきたりとか、空き地、空き家とかいうチェック項目を押すと空き地の情報提供とか空き家の情報提供が見に行かなくても届くようなやつを今後、早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。その実験としまして、商工会等に補助金等の助成制度のLINEのプッシュ型の通知を今、実証実験を行っているところでございます。それがうまくいったら多方面に広げていけるんじゃないかというふうに思っております。

今後の情報発信についての説明については企画商工課長より説明いたします。以上です。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問について、現在の状況及び今後の方針等をご説明差し上げればと思います。

現在、村長が申しましたとおり、村のホームページや関連機関のサイト等への掲載などで、西原村において移住関係のメールや電話等での相談件数は少しずつではありますが増加している状況でございます。

ただ、ホームページだけの情報だけでは、実際の移住につながるといった事例も大幅に増加するということにはならないというふうなところで感じておりますので、熊本県や関連団体等が主催する移住希望者とのマッチングを行う機会などに西原村としても積極的に出向いてPRすることも移住政策の一つと考えております。

また、今年度に移住・定住のパンフレットが完成予定でありますので、そのパンフレットを活用して、熊本県の東京事務所や大阪事務所を通じて関東や関西などの大都市圏の移住希望者へ配布することなど、積極的に事業を展

開して西原村をPRすることとしております。

また、これと併せてホームページやSNS等での情報発信の継続やUJIターンの推進など、様々な形での情報提供を行っていき、今後の西原村の将来を描いた上で、少しでも移住人口の増加につながるよう継続して事業を展開していきたいと考えております。説明は以上になります。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）大きな表の言葉はどうでもいいんです。中身を入れましょう。今回頑張られた河原3戸の分譲ですけれども、言っただけなんですけれども、実は村に新しく住まれた方が友人に話をされて、その3戸のうち友人が2人来られます。だから、つながりである。私は言葉上、ここでいつもホームページという言葉を使いますが、何でもいい。ただ、その場で見る方々がああいいなという中身をもうちょっと大事にしていきたいなど。

先ほど言いましたように、友人の方が友人を紹介されて2軒の方が埋まられたそうですから、喜んで、紹介された方も友人が近くに来てくれましたというのをじかに伺いました。だから、そういったこともありますから、やっぱりPRはいかに大事か。村がPRするじゃなくて、入ってこられた方々がああやっぱりここがいいよというふうになるような施策をしていただければと思っています。

議員になって、主なテーマとしてずっと取り上げています。初めの頃は私の質問の整理も駄目なところもありましたけれども、その間、今、村長も言われましたように、ずっと人口が右肩上がり、何もしなくても自然増でしたので、軽かわされたのを覚えています。

ホームページのことも同じくです。やはり転機は熊本地震かなと思っています。地震前の3月の広報紙を、私の記憶では地震前の3月、人口はたしか7,200人ぐらいだったと記憶しています。そのとき、その年の、つまり地震の年の新年度にはそこそこずっと7,000人を超えていたので、つい先日稼働した銀行のATM、あれの設置のタンガをみんなで引こうという議会での会話をしたことを覚えています。また、被災された多くの方々が補助事業を活用して再興されまして、村に活気が戻ってきまして、コロナもありまして、触れ合っていくということが一番大切で、これからだと思っています。先ほど言いました触れ合いから新しい方が住宅を選んで来られるわけですから。

今回の質問の全てが、私は関連性を持っていると思って質問しています。これまでもあちこち飛んでいるように思われていますが、それは常にここが各課縦割りで、それは担当外ですと言われるともうおしまいみたいな感じでさらりとかわされてきました。それぞれの部署は任せられて一生懸命されているのは仕方がないと思いますけれども、縦横斜め交わり、検討もこれからは必要かと私は思います。

そこで、今まで大きなずれがありました。ただ今回、小さな動きを感じましたのは、定例会前の説明会でたしか介護保険関連だったと思いますけれども、もっと経費を上げれば介護保険料も下がるんじゃないかみたいな質問をいたしましたら、要は包括支援センターの職員を増やすとか、そういった関係の質問をしたんですけれども、課長さんのほうから、今は部分ではなくトータルで取り組んでいきますからと言っておりますからと言われてまして、あ、少しずつ変わっていくんだなと思っています。グローバルではありませんけれども、市議会に一段と温かい村になれば、豊かな人口増を願っています。

一番最後ですけれども、保育・幼少期の虫歯の発生率が西原村は断トツに少ないそうです。何かみたいなそういう情報が広まるだけでも違うと思います。それは、歯科医さんときちっと対応を取られているからだだと思います。これは自慢していい話だと思っています。そういったこともありますから、小さなことですね、そういったところを積み上げてどんどんPRしていただければと思っています。

締めにはなりませんけれども、これで終わります。

○議長（山下一義君）村長、いいね。（「はい」の声）

受領番号2番、4番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、令和6年第1回定例会一般質問通告書に従い、2問質問させていただきます。

第1問目、西原村工事請負建設業者選定についてお伺いいたします。

この質問につきましては、通告書で質問の相手は村長になっておりますが、西原村工事請負建設業者選定要領では、第2条、指名審査委員会に会長を置き、副村長を充てるとなっておりますので、副村長に対する質問となります。

本村の工事等の指名競争入札を見ると、非常に時代遅れではないかと思っております。そこで、現在の本村での指名競争入札の流れ、指名願を出されて入札、落札、落札者の公表などの流れを説明していただきたいと思っております。

特に、公表が遅い入札から公表までの経緯を示していただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にございました工事請負建設業者の選定につきましては、議員が申されましたとおり、指名委員会の長であります副村長より、また、入札等談合防止対策の取組等につきましては総務課長より説明いたします。以上です。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（松山兼二君）副村長、松山です。おはようございます。

初めての回答ですのでちょっと緊張しまして、分かりづらくなならないよう

に丁寧に説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、工事請負建設業の選定について、少し詳細にご説明いたします。

村が発注する建設工事の適正な施工を図るため、選定に当たりましては西原村工事請負建設業者選定要領及び西原村工事入札参加者資格審査格付要綱などにに基づき、村へ建設工事入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから指名審査会にて選定しております。

なお、熊本地震や今年度の梅雨時期の豪雨災害でも多くの土砂崩れや農業水路の埋塞など災害が発生しましたが、このような災害時の緊急対応には、役場も住民の皆さんもそうだと思いますが、村内の建設業者の機動力が大変重要で頼りになっています。しかしながら、建設業界は若者の就職希望者が少なく、後継者不足も深刻な課題となっております。村内の災害時の緊急対応など将来のことを考えますと、村内の各分野の建設業者にいろいろな現場、工法を経験いただき育成することが重要であり、また、今後は工事期間も週休2日制などを取り入れ、職務改善も指導しながら、後継者が育ち経営を続けてもらえるよう、できるだけ村内業者で施工可能な工事は村内業者に絞り指名して頑張っていたいただきたいと思います。

これを踏まえまして、特別の工事技術もしくは特別の機械を必要とするような特殊工事ではない一般土木工事につきましては、このように村内の建設業者を優先して選定しております。村内業者選定の場合は、格付要綱により格付されたランクに応じ、工事の内容、設計金額、経営事項審査による評点を勘案し、総合的な判断により選定しております。

いわゆる特殊な工事技術もしくは特別の機械を必要とするような特殊工事などにより村内業者では対応できない場合は、村外業者を選定する場合もございます。この場合、熊本県内での同工種の施工実績、いわゆる技術的適性ですね。それから近隣市町村に本支店があるなどの地理的条件、熊本地震など災害時などの村内での施工実績などを参考に、総合的な判断により選定しております。

なお、一般土木工事でも災害などにより村内業者のみでは対応できない場合などは、近隣町村に本社がある社から選定する場合もございます。また、土木工事以外の建築工事、管工事などについても同様な考え方で選定しているところでございます。

工事請負建設業者の選定につきましては、説明は以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）1問目の質問に関連しますが、ほかの近隣町村は入札が終わったら翌日に公表されております。しかし、公表が遅いということは、最近では、佐賀県の神埼市、福岡県の嘉麻市で不祥事が起こっていました官製談合が疑われます。国土交通省出身の副村長は赴任して2年目になるかと思いますが、入札のプロとして、本村の現在までの入札制度について何

も感じなかったのか、改善の指導は行わなかったのか、お伺いします。もし何も行われていないのならば明らかに不作為行為と思われると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 暫時休憩します。

（午前10時53分）

（午前10時55分）

○議長（山下一義君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。（発言の声）

暫時休憩します。

（午前10時56分）

（午前10時56分）

○議長（山下一義君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

副村長。

○副村長（松山兼二君） 入札して公表を翌日行っていない、ほかの市町村は翌日に行っているということのご指摘ですか。

今確認しましたところ、当村は翌日に行ってなくて、その次の日ぐらいですかね。ちょっと遅れて公表しているようですので、そこら辺、今後検討してまいりたいと思います。前向きに検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君） 2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君） せっかく九整局から来られて、入札のプロということでその辺の指摘が行われたものと私は思っておったんですけども、私はちょっと物足りん回答でした。

そこで、私としては、本村の入札の透明性を図るために、近隣町村が導入しております熊本県市町村電子入札システムの導入をすべきではないかという質問と提案をする予定でした。しかし、既に議案第31号、令和6年度一般会計当初予算に熊本県電子入札システム導入委託料386万1,000円上程してありましたので、少しは安心しております。そこが改善だろうと思いますが、では、このシステム委託料が今回計上されたいきさつをお伺いします。

また、本村のホームページでは年間の公共事業入札結果が令和4年度までしか出ていないため、この電子入札システムを導入するとタイムリーにホームページに公表できるのかもお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 総務課長。

○総務課長（林田浩之君） 堀田議員の質問にお答えいたします。

ただいま電子入札のシステム導入につきましてお話がございました件ですが、一応新年度当初予算でシステム導入のほうを計画させていただいており

ます。

今回、電子入札のシステムの導入に当たりましては、まずコンサルタント業の委託関係の業務からスタートする予定であります。それから随時検討していきながら、ほかの工種、工事関係や物品導入とかそういった部分に広げていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）もうまとめます。

行政の執行では、とにかく金にまつわる不祥事がつきものです。本村におきましても工事請負変更契約が議会のたびに上程され、また、前回は工事の工期の遅れも指摘されました。このような疑義が生じる請負工事入札の改善を求め、一般質問1問目の質問を終わりたいと思います。

続きまして2問目、新工業団地の進捗状況について質問いたします。

先月の2月7日の臨時議会において工業団地造成事業費6億3,879万5,000円の繰越しが行われましたが、現在の進捗状況について一般質問の通告書を出しました。しかし、開会初日の全員協議会にて新工業団地造成事業の工程表が企画商工課より示されました。その説明で疑問を生じたので質問をいたしたいと思います。

まず、登記関係において、休眠抵当権抹消登記が筆の状況によっては訴訟による抹消が必要となる可能性があるとのこと。そこで、当該物件は何件あるのか。予定としては令和6年度末までとなっているが、訴訟になった場合令和6年度内に終わるのか。事業用地売却関係において、令和6年度4月に公募予定の件と6月公募要領公開申込受付、8月上旬には購入予定者選考、9月下旬には購入予定、決定、立地、協定締結となっているが、まだ令和7年度末までに造成工事が予定されているのに、売却の手続きがあまりにも早くないか。早く進める理由は何か。もう既に購入者が水面下で決まっているのではないだろうかと思念が持たれます。

それ以外の質問として、12月定例会での議案第64号での審議で桂議員より、新工業団地予定地は昔は道路にガードレールをつけないといけなければならぬほどの谷間であったと指摘、質問がありました。執行部は、現在の高さまで盛土してあった事実を即答できず、暫時休憩となりました。暫時休憩後に、そこは昭和63年の水害発生時に木山川河川の復旧工事で残土を置いたとの回答がありました。暫時休憩中での会話で、地元出身の山下議長も当時はかなりの谷だったなど発言されていました。この工業団地予定地の迫の谷と言われるゆえん、辞書で調べると山の尾根と尾根の間の谷と解説してありますが、現在の村長を含めた執行部の皆さんは、昭和63年の水害で現在の県道の高さまで瓦礫、流木、残土が盛土された事実を知らずに、現在の高さが既存の高さで、その上に盛土する計画でおられたのではないか。

桂議員の質問に対し担当課長は、全部で4か所調査し、地盤が弱いところ

は盛土材によって土質を変え、総合的に検討しながら工事を進めるとの回答だったが、その総合的な検討結果はどうなったのか。副村長は、昔から変わっているところは視野に入れながらボーリング調査等で地盤の支持力を確認して、そういったものを設計に反映していくとの回答でしたが、実際反映しているのか。村長は測量設計、ボーリング等の本数に関して、国の指針等に従ってやっている、それ以上の調査は過剰な税金の無駄遣いになると回答している。その国の指針、県の指針とは何の指針なのか、指針名を示していたきたいのが1回目の質問ですが、皆さんいかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 暫時休憩します。

（午前11時05分）

（午前11時06分）

○議長（山下一義君） 暫時休憩中でありますので、会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君） 堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、工程ということでございます。

事業用地の公募等をなぜ早くするのかということでございます。役場の考え、まあ私の考えでは、工事を始める前、途中でも構いませんけれども、並行して業者が選定できることで、出入口であったり排水であったりそういうのをオーダーで企業さんの意に沿ってできるんじゃないかということで、できれば早く、企業さんが果たしてすぐ公募してくるのかこないのかも分かりません。ただ現状、銀行等、県とか多数問合せが来ております。興味を持っているということで来られていますので、条件のいい企業さんが来ればというふうに思っております。購入予定を早く決定したいというのはそういう理由でございます。

次に、盛土に関しましては、昭和63年度に盛土がどういう状況で置かれたのか、転圧されたのか、その状況は分かっておりませんが、ボーリング調査で、その泥がどれだけ昭和63年からこれまで締め固まったのかという調査をします。そこである程度の支持力があればよしとされますけれども、もし締め固め、緩んでいたとかいう状況が見られれば、そこまで掘ってもう一回セメント改良を石灰等混ぜて、所定の硬さまで持って行って締め固めをしていくというふうな感じになってくると思います。

熊本地震の際もいろんな擁壁をしたんですけれども、盛土やブロックを施工する前に基礎地盤の調査を行います。泥を取ったりとか、盛土をする際はその盛土となる土とセメントを混ぜて、きちんとした所定の硬さまで、強度まで持っていけるような検査をした後、それぞれ業者さんがその配合に合わせて施工しております。今回の造成につきましては、宅地造成及び特定盛土等の規制法に従ってやっているということでございます。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）いや、まだ担当課長が総合的な検討をしながら工事を進めるということであったが、総合的な検討の結果はどうかというの
も質問していますし、副村長の設計を反映していくという、実際反映したの
かも質問しています。あとは村長に国の指針、県の指針とは、指針の名前、
何という指針に基づいてやっているか、これも聞いておりますが。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時10分）

（午前11時16分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

1回目の堀田議員の質問に対しまして、後で文書で回答をお願いいたしま
す。執行部、お願いいたします。

2回目の質疑、お願いいたします。

○4番議員（堀田直孝君）今、暫時休憩でありましたとおり、議会、せっかく
桂議員が質問されて、それに対する回答がっております、改善するとかい
ろいろ。それでその後、何もなっていない、今の質問にすぐ即答できていな
いということは、やっていないということと私は捉えました。せっかくこの
議会で住民の代表である議員が質問したのに対して、やります、改善します
といろいろ答えておって、そこでもう回答したから安心して次の事業を進め
るということは、何ということかというふうに私は捉えます。ただ口で言っ
てその場しのぎの議会、これじゃいかんと思います。

先ほど言われました宅地改良のセメントと混ぜて強くすると。宅地だつた
らいいですよ、狭いから。じゃ、あれだけの広大な工業団地予定地をそれが
実際できるのか。まずはお得意の工事を結んで、工事変更契約に進むんじや
なかろうかというふうにししか捉えません。

それでは、どこを調査するかと。村長はその大事なボーリング調査が税金
無駄遣いと言っておりますが、村には地図があります、古い地図も。じゃ、
設計する前にその地図は確認したのか、お伺いします。担当でいいです。し
たかしていないか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）前回、桂議員の話があるまでは確認しておりません。桂
議員からご質問があった以降、村のほうではどのような趣旨に沿って調査と
か設計をやってきたかというのを一覧表でちょっとまとめておりました。今
回、詳細にご質問が、ここまでの詳細が相当数あるんですけども、指針は。
例えば設計業務共通仕様書であったり道路の土木要綱であったりとか、どう
いう資料を基に作ったかというのは一覧表でまとめました。

それから、先ほど話をしましたように、盛土に関しては持ってくる泥とか

によって強度が変わります、締め固めとか水分とかですね。そういう環境で変わりますので、必ず変更が伴うんじゃないかというふうに想定しております。元から現場で調査してすることも多々ございます。1回掘ってみて基礎地盤を調査して、軟弱であれば基礎地盤から固めたりとか、そもそも調査時はボーリングは何件とは決まっているんですけども、施工になったら施工でまたしなければならぬ検査や試験等にクリアしながら工事を進めていくものでございますので、現時点での調査の結果は工事発注前の設計に反映しているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）質問が地図は確認したかしていないのかということだったんですけども、回答が得られておりませんが。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）先ほど申しました桂議員から質問があった以前までは確認しておりませんでした。その後、一応確認はしました。（「何で確認したかということです。地図か何かで確認したということですか」の声）そうです。（「何という地図でしょうか」の声）地震後に、以前の地形と今の地形を比べて、その差が県から出されていたんですけども、それを見て確認したところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）私が言いたかったのは以前の地形なんです。議長が谷底だったと言ったときの地形がどうだったかということです。これも、役場の書庫に明治20年代に作られた地租改正に伴う地図があると思うんです。これを見れば、当時深い谷だったというのが分かるんじゃないかと。じゃ、その深さに合わせて、今は県道の高さですので、そこを調査するとか。ただ無作為に調査とか言われても根拠がない。安全なようなところを掘るといのは簡単なんです。まだ私の質問の途中です。もう3回ですので、これが最後になります。

以前、民間の月刊ポリシーさんに、今日編集長来られているみたいですけども、不法投棄がなされておったと記事がありましたが、何も問題なかったというふうな回答を得ておりますが、本当にどうして問題なかったのか。これも、ここはしていないというところを掘れば絶対出るわけやない。

ですから、そういうところの調査もなくて進めるだけ進める。そして、この工業団地が完成して、新工業団地に今の話題のT SMC関連の企業の超精密製品生産の工場が進出した場合に、盛土の地盤固め、まだ数年ですよ。数年後に地盤が傾き、工場の製品が不良品ばかりで製造ができなくなった場合、国や県との合同で開発したならばよいのですが、単独で造成、企業誘致をした場合、工場の移転等または休業中の営業補償の損害賠償が生じた場合には瑕疵担保責任が問われます。その補償額は村が単独で何十億円から数百億円

の支払いをしなければならなくなると思いますが、その折に村長並びに建設を推進された議員は責任を負えるのか、お伺いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、1点目の安全なところであるかと、谷のところに施工をしたら大丈夫かというご質問なんですけれども、何回も申しますけれども、以前谷であれどという地形であろうが、検査結果に基づいて締め固まっているのか締め固まっていないのかで支持力等を考慮しますので、谷だったから絶対駄目だということではないというふうに私自身思っております。

調査の箇所によりましては、先ほども申しましたとおり、工事に実際入ったときに基礎地盤の基本的な調査をしなければなりませんので、そこら辺で支持力がなければ、もう一回ボーリングをしたりとかいう次の過程に入ります。そこで、雨降って地固まるじゃありませんけれども、支持力があるということであれば、次に次にと進捗していくわけでございます。

続きまして、不法投棄の件につきましては、実際、保健衛生課長が行っておりますので、そちらのほうから説明させます。以上です。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）堀田議員のご質問にお答えします。

産業廃棄物の不法投棄があったというふうなお話の中から県のほうで試掘調査を実施しております。その中に、私どもも随行して現場確認をさせていただいております。そういった中で、産廃の不法投棄があったと断定できるまでのものはなかったというふうに県のほうで確認をされております。私どもとしてはそれに随行したということによろしいでしょうか。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）最後の責任についてなんですけれども、誰が取るかということであれば、もうやっぱり私が取るしかないんじゃないかというふうに、誰かを示せと言われるのであれば私が責任を持つというふうにしか……。私が責任を持つ覚悟でおります。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）先月の熊日新聞に、能登地震、盛土崩落、家屋被害との見出しで、能登半島地震、住宅地の盛土崩壊が複数地点発生、家屋に被害発生した。これを受け、国土交通省が所在地の公表や安全性の調査を求めるとの記事でした。

西原村は、8年前に熊本地震を経験し、その甚大なる被害は想定を上回るものと経験しております。しかしながら、この新工業団地造成事業は、執行部が知らなかった盛土の上にまた盛土をするというものであります。この計画は、もし線状降水帯による大豪雨やまだ揺れていない日奈久断層地震、南海トラフ大地震に耐えられるものか、非常に不安であります。先ほど、調査したと言われますが、不法投棄ですね。これも、もうまとめですので回答は

要りませんけれども、どこを試掘したのか、機械は何、0.7とか0.4とかいろいろありますが、どの程度の機械で試掘したのか、これを後にお示ししていただきたいと思います。

そういう疑念を持ったまま、乗りかかった船では最後まで出すじゃなくて、一旦立ち止まって再度、不法投棄の有無やボーリング調査等を実施し、将来西原村に負の財産を残さないがためにも、内容によっては事業の変更、中止も必要ではないかと思えます。ということでまとめさせていただきます。

これにて私の一般質問を終わります。

○議長（山下一義君）全議員の皆さんにお願いを申し上げます。一般質問等につきましては、数字並びに込み入った内容につきましては、執行部も100%頭の中に記憶しておるではありませんので、一般質問の一覧表の通告のときにできるだけ執行部のほうに相談をされて、こういう質問でしたいという内容でできるだけ執行部のほうにもしてもらおうと、この議会がスムーズにいきますので、よろしくお願いをしておきます。以上です。

暫時休憩します。

（午前11時30分）

（午前11時43分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、1番議員、尾崎幸穂君、件数3件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員、尾崎です。通告に従い3件の質問をさせていただきます。

まず、本日はたくさんの方に傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

1月1日に起きました能登半島地震により、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。熊本地震からやがて8年たちます。元旦のニュースを見られた方は、熊本地震を思い出し、防災・減災について考え直したのではないのでしょうか。

そこで、1つ目の質問です。当村の防災・減災についてお伺いたします。

当村が保管している災害備蓄品はどのようなものがあるか、本村内の主要水道管の耐震化はどの程度まで進んでいるか、熊本地震後の避難所の耐震対策はどのようになっているのか、職員の災害対応訓練や研修は行っているのか、自助・共助・公助の面でも防災士の育成が必要だと考えるが、村内の防災士の数はどの程度いるのか、また、職員の中に防災士はいるのか、以上の点をまずお聞きいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○**村長（吉井 誠君）** 尾崎議員のご質問、防災についてでございます。

まず初めに、村内の防災・減災の対応や取組状況につきましては、関係各課に関連しておりますので、まず総務課、水道課、保育園、建設課より順次説明をいたします。以上です。

○**議長（山下一義君）** 総務課長。

○**総務課長（林田浩之君）** 尾崎議員のご質問についてお答えいたします。

現在、西原村の備蓄品についてでございますが、ただいま食料、飲料水につきましては、想定避難者数を2,000人と想定し、3日分の必要量を令和3年度から5年間の計画で購入してきております。今、実際、食料関係で言いますと、現在の今年度発注分まで含みますが、保存用のご飯、これが7年保存のやつで今4,500食分、保存用のパン、5年保存で1,800食分、保存用の乳児食品、5年保存の分で1,440食分、それと保存用ようかん、5年保存で300食分です。保存用ソーセージ、5年保存で600食分と保存用飲料水、10年保存で3,000リットル分です。それと、運動公園のほうには貯水タンクのほうを設置しております。そのタンクに入っております水が40tでございます。その水はリットルで直しますと4万リットルになりますので、これをくみ上げる際に滅菌処理をして飲料水として使えるというものになっております。

そのほかの備蓄品につきましては、あと毛布や折り畳みの簡易ベッド、段ボールベッドや避難所用の間仕切り、生理用品や災害用トイレなどいろんな部分につきまして、総合体育館や改善センター、小・中学校と役場の倉庫、グラウンドのプレハブ、村民体育館のほうに保管をしておるという状況でございます。以上でございます。

○**議長（山下一義君）** 水道課長。

○**水道課長（廣瀬 太君）** では、私からは水道管の耐震化についてお答えさせていただきます。

先般の能登半島地震において、震災後2か月ほど経過するところでございます。今もなお断水の長期化が深刻と報道されております。その一因とされているのが水道管の老朽化と耐震化の遅れというふうに言われております。

まず、熊本地震を振り返ってみますと、当時、村内全域において村営水道及び村営以外の地域水道を含め村内全域で断水となりました。村営水道の断水は震災後1か月半をかけて徐々に解消し、2か月後には飲料可能状態まで復旧が進み、地域水道まで含んだ村内全域の断水解消までは震災後約3か月かかったところです。

では、水道管路の耐震化率についてでございます。基幹的な管路の長さに対する耐震適合性のある管の長さの割合を耐震適合率といいます。管の適合性としては、管と管の継ぎ手に抜け防止機能があり、曲がりや引っ張りに強いものとなります。その耐震適合率は、令和3年度末において全国平均で41%、県平均では31%、当村の場合、基幹管路としましては資産台帳により、

100mm以上の配水本管を基幹管路とした場合、約3万mの管延長に対し約1万mの耐震適合管を布設しており、率は約33%となるところでございます。これは、全国平均は下回っているものの県平均は上回っておりますが、今後の大規模地震に対する備えは十分ではございません。

その管種においては、昭和時代では塩化ビニール管、平成時代になる頃からは硬質塩化ビニール管、熊本地震あたりの年代においては耐震化に優れた水道配水用ポリエチレン管が普及し始め、その配ポリ管を採用し、現在、布設に使っているところでございます。また、大口径については耐震適合性のあるダクタイル鋳鉄管を採用しております。

村内の簡易水道事業においては、昭和52年に布田地区・高遊地区の水道を村営として認可しました。そして、昭和53年度から中央簡易水道事業としてスタートしたところでございます。もともとが地域水道であったため、現在の一番古い管路も布設後50年は経過しているものと思われまます。また、現在までは給水区域の拡張や地域水道組合を統合しつつ、未布設地での道路改良事業と併せた複数の管路網構築や維持補修を行ってきたところでございます。

今後、耐震化を含めた対策につきましては、布設後に50年を経過している管もあり、取水や配水施設も含め更新時期を迎えてくることとなり、老朽管の更新、管路の耐震化、管路のバックアップ機能の強化を迅速かつ計画的に進めていく必要がございますけれども、簡易水道事業単体では財政面に余裕があるわけではなく、管路更新や施設更新などには膨大な費用がかかり、それが将来的に水道料に跳ね返り、利用者の負担が重くなることを見込まれ、理解がどのぐらい得られるかというところも難しいところではございます。

しかしながら、水道は住民の生活や社会経済活動に不可欠な重要なライフラインでございます。災害による長期断水を起こさせないためにも、国庫補助などの財政支援、拡充を訴えつつ、うまく活用しながら危機感を持って耐震化を図っていく必要があると思っているところでございます。私からは以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）私のほうからは避難所の耐震対策につきましてお答えいたします。

国の建築物に対する耐震基準としましては、まず1981年（昭和56年）に新耐震基準が設けられ、それ以降に建築されている建物については耐震性が確保されている建築物に該当いたします。

また、平成23年の東日本大震災におきましてつり天井の落下被害が大きかったことを受けまして、平成25年に建築基準法が改正され、建築基準法施行令第39条に第3項の規定が追加され、特定天井（つり天井）のほうで定義がされています。

お尋ねの避難所の耐震対策ということでございますが、主な避難所では、

総合体育館は令和3年度にできております。西原中学校体育館につきましては平成18年度、山西小学校体育館につきましては平成8年度、河原小体育館につきましては平成5年度で、改善センターでは平成2年度に建築されておりますが、この建物につきましては昭和56年の新耐震基準を満たしておりますが、改善センターのみ特定天井、つり天井でございますが、ございまして、そのほかの改修等を含めまして新年度の当初予算で産業課のほうで計上させており、改修を行う予定にしております。

続きまして、私のほうから職員の訓練研修についてお答えいたします。

訓練につきましては、熊本地震以前から行っております発災対応型防災訓練、これは隔年で実施をしております。これは村独自の訓練でございます。趣旨につきましては、全国各地で想像をはるかに超える災害が発生しており、いつ発生するかもしれない災害に備えるために、地域住民の防災意識の向上と地域コミュニティの災害連携のさらなる確立を目指し、住民参加の発災対応型防災訓練のほうを実施しております。訓練目標につきましては、現実に即した実践に近い訓練の実施と、より多くの住民が参加できる訓練の実施、関係機関との連携強化、基本想定としましては、前日までに大雨により地盤が脆弱な状態で、布田川断層帯を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生した想定で行っております。各地区等で、訓練内容であります、情報伝達訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、救命救護訓練などを行っております。

次に、豪雨対応訓練につきましては、毎年実施されておりますが、これは令和2年7月豪雨の教訓から県のほうで毎年実施をされております。これにつきましては、出水期までに豪雨時の対応手順を確認し、情報共有を高め、地域振興局を含みますが、県と市町村の初動対応を向上させる目的で行われております。

訓練の狙いとしては、豪雨時における県及び市町村の職員の対応能力の向上、県、各市町村、関係機関、警察や消防辺あたりですね。との連携の強化を図り、市町村職員がコントローラー要員となって評価委員等を派遣し、訓練企画、統制職員の育成、広域本部・地域振興局の評価委員派遣による他局との情報共有、体制の見直し、被災市町村の被災状況や行政機能の確保状況の把握を行う、県のほうから派遣されます情報連絡員の役割の確認といった形になります。

それと、次に熊本県総合防災訓練、これは県のほうにより実施されております。令和5年度につきましては、南海トラフ地震発生後の初動対応について訓練を実施しております。西原村からは、コントローラーとして苓北町のほうに訓練に参加しております。目的は、南海トラフ地震発生後の初動対応を県、市町村及び関係機関により総合的に訓練し、県内被災への対応要領について確認するとともに、大分・宮崎との広域連携の手順・要領を確認するものでございます。私のほうからは以上になります。

○議長（山下一義君）保育園長。

○保育園長（岩村智子君）私のほうからは、防犯に関して保育園でこういったことをやっているかということでご説明を申し上げます。

保育園におきましては、子供たちの安全を守るため、毎月、あらゆる災害を想定した訓練を実施しております。主には火災であったり地震、風水害、そして不審者が現れた場合の状況を想定した形で実施をしております。

それとあと、5月から翌年2月にかけて年長さんを中心に幼年消防クラブを実施しておりますが、その指導として消防署のほうより指導者のほうに来ていただいておりますので、そちらのほうからの訓練であったり、あと消火器等を使った訓練を実施しております。また、消防署のほうからは実際に放水のやり方、使い方等をご指導いただいているところでございます。

また、年に1回ですが、保護者を含めた訓練として実施をしております。災害時に緊急的にお迎えが必要となった場合を想定しまして、保護者の方に、夕方になります。迎えに来ていただくということでの緊急的な想定での引渡し訓練を行っております。

あと、ほかにもAED等を使う場合もありますので、そういった訓練として、年に1回指定業者のほうより来ていただいて、職員を中心に訓練を行っているところでございます。保育園での訓練は以上になります。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）私からは減災の取組についてお答えします。

近年、全国各地で何十年に一度と言われていた規模の災害が頻発しております。中でも雨による災害が全国で増えており、当村におきましても、昨年の梅雨前線豪雨では道路、河川、農地等で甚大な被害が発生しております。このため、建設課では現在も早期復旧に努めているところでございます。

このような豪雨による被害に備え、継続的に行っている減災の対応としましては、河川の増水、氾濫を防ぐため村管理河川の掘削を行っております。下小森集落内から布田川に流れる玉田川になりますが、河川内に堆積した土砂を撤去することで河川断面を確保し洪水を防ぐものです。また、村内の県管理河川につきましても、布田川、木山川、鳥子川などにつきましても阿蘇地域振興局土木部にて継続して工事発注が進められているところでございます。

今後も、河川の護岸、土砂堆積状況などを定期的に巡視しながら、氾濫防止、減災に努めていきたいと思っております。私からは以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）防災士の育成についてお答えいたします。

まず、防災士につきましては、平成31年の第1回定例会の一般質問で堀田議員から質問がなされておりますが、ちょっと重複する点もあるかと思っておりますが、お答えさせていただきます。

防災士ですが、防災士を認証しております特定非営利活動法人の日本防災

士機構によりますと「“自助”“公助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動を期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技術を修得したことを、日本防災士機構が認証した人」となっております。この日本防災士機構は、阪神・淡路大震災の教訓と市民による新しい防災への取組を推進し、防災と危機管理に寄与することを目的に、平成15年に設立された団体でございます。

現在、全国的に防災士養成の取組が進められ、全国で27万7,000人を超える方が認証されております。しかし、防災士の資格はあくまでも民間の資格でございます。特定の権利が得られる、または行動が義務づけられるといったことはなく、自発的な防災ボランティアとしての活動となります。

令和6年1月末現在で熊本県内に約4,475名の方が認証登録をされており、県に確認いたしましたところ、西原村では4名の方が資格を持っておられると伺っております。職員につきましては山田課長のほうが認証を受けられております。今年も西原村から1名受講はされております。可否につきましてはまだ確認できておりませんので、1名は受講されておるということでございます。

県では、自主防災組織等で活動されている方や地域防災に貢献したいと考えている方で防災士の資格を目指す方のために、県主催の地域防災リーダー育成研修「火の国ぼうさい塾」を開催されております。防災士の資格には、研修講座を受講し試験の合格、救急救命実技講習を受けた後、防災士の認証登録申請を行い、機構の資格審査を終えて資格を取得となります。資格取得に係る費用につきましては、講座や受講料等を含め約1万2,000円程度のことをお聞きしております。

また、防災士資格取得要件が一部免除となる特例がございます。その中に消防団特例としまして、分団長以上の経験者につきましては防災士養成研修、救急救命講習、防災士資格取得試験が免除されまして、防災士教本4,000円と防災士認証登録5,000円で資格取得ができるようになっております。

一方、災害発生時における強力な活動団体としましては消防団の存在があります。実際、今回の熊本地震においては、自ら被災者であるにもかかわらず大変活躍をいただきました。消防団は、地震発生直後の住民の救助活動、そして避難誘導、被害状況の情報収集や的確な情報提供等、地震の被害を最小限にとどめるために多大なる貢献を行ってくれました。その後も、避難所運営の協力や集落の復旧作業、不審者対策としての巡視活動など、住民の安全・安心のために長期にわたり活動を続けていただきました。

大規模災害の発生には、役場職員だけの避難所等の運営には限界があります。自助、共助、公助のこの考え方がやはり基本になると考えております。役場職員と地元集落の役員の方々等を中心に避難所運営を行い、これらの中で、地域住民リーダーとしての防災士の方にそのリーダーシップと見識を発

揮していただきたいと考えております。

災害発生における自分の命は自分で守る、地域は地域で守ることを求められております。防災士に期待される役割は、日頃から災害教訓を受け継ぎ、伝え、災害発生を想定し、計画を立てて、訓練には積極的に参加する、こうしたリーダーシップを発揮して周囲の人たちに働きかけることであると言われております。

西原村としても、防災士の養成は地域防災力向上に有効であると考えておりますので、今後、区長や消防団幹部会議、広報などを通じて防災士の養成講座への参加について呼びかけていきたいと考えております。私のほうから以上になります。

○議長（山下一義君） 2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君） まず、防災備蓄品に関して、多分飲食のほうを主に言われたと思うんですが、この中に乳幼児のミルクがなかったように思います。避難される方の中にはミルクが必要な方もいらっしゃると思います。もちろん、自分の身は自分で、自分の家族のものは自分の家族でとはなりますが、持って出られない方もいらっしゃいます。特に、乳幼児は1日大体7回から5回ミルクが必要になります。深夜帯からの災害発生時となりましたら、その乳幼児のミルク分の確保が必要なのではないかと考えます。

そのほかのものに関しては各避難所とかにも設置があるということなので、そこは安心いたしました。

水道管の耐震化について、これは3月5日に熊日新聞のほうで掲載されていますので、その内容と変わりはないと思います。工事には莫大な費用がかかってしまいますので、すぐこれをどうにかしろということはもちろん言いません。ただ、ここはもう老朽化、何年もたっている、これ以上はというところからでも手をつけていただいて、耐震化を図っていただきたいと思っております。

避難所の耐震対策、これは熊本地震の後に避難所の点検などを行ったかという意味合いでの質問だったのですが、構造改善センターはその後、改善がなされるというところだったので、それ以外のところの避難所は地震後改善するところはなかったのかということをお伺いします。自宅でもやっぱり2度地震の被害を受けておりますので、建ってはいても、それが次、同じ状態が起こったときに耐えられるのかというところの心配があります。それを避難所であるがゆえにそこはしっかりと検査をしていただきたいので、この質問をさせていただきました。

職員の訓練研修です。県との連携とか広域での連携はしっかり行っているということで、安心はいたしました。ただ、先ほども言われたように、避難所運営に関しては行っていないんじゃないかなという、先ほどの説明で感じました。先日、熊日新聞にも出ましたが、避難所運営に関してはいまだ課題

がある、今までの震災の教訓はあまり生かされていないというふうに出ておりますので、ここはしっかりと、先ほど言いました防災士の育成と併せて、防災士と連携しながら避難所運営をしていただけたらと思います。

もう一つ、あと避難所運営に関してはやはり女性の目線、防災の面に関しても女性の目線が必要だと思います。西原村の防災会議の委員の中に女性がないということで、とある団体様から西原村役場宛てにくまもと女性防災リーダー育成プロジェクトの事業周知のお願いがあったと思います。こちらは事業周知のお願いとなっておりますので、ホームページやSNSなどを通じて村民の皆さんに発信していただくとともに、女性職員の中にも率先してこの研修に参加していただき、防災・減災に向けて一緒に考えていただけたらと思います。

建設課長のほうからお答えいただきました川の掘削ですね。去年、被害がありましたので、そこをしっかりといただいているということで安心をいたしました。

そこで、先ほどの質問、ミルクの備蓄がないのはなぜかというところ、あと防災士、これは必要だと思います。平成31年度に堀田議員が質問しましたときには、防災士の免許を取るときにはもうちょっと金額がかかったと思います。なので、安くはなっておりますが、防災士を村の中で増やすという面でこちらに対しての助成とか、あと防災士の免許を取るに当たっての周知などをやる意思はあるか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、一番最初にミルクの件なんですけれども、私も聞いて、はっとしました。そういえばないということで、これは至急そろえたいというふうに思っております。

次に、水道管の耐震化の件なんですけれども、今日の熊日さんのたしか社説にもタイムリーに何か載っていたと思うんですけれども、うちもまだまだ耐震化が進んでおりませんが、道路改良等の際に少しでも耐震化できるように進めていくと同時に、今回、工業団地のボーリングを予定していますけれども、できるだけ管路を少なくして、緊急時に対応できるような対策も併せて進めていければというふうに思っております。

次に、避難所運営の件なんですけれども、これも避難所運営の反省等、それを生かす、次に向けての取組はもう積極的に行っていければと思います。

また、防災士の育成、また女性の目線から、先ほど申されましたように、ミルクなんか想像が付きませんでしたので、そういうのも含めたところで女性も積極的に、職員では育成ですね。と民間からはたくさんそういう興味のある方を登用して取り組んでいければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）やはり女性の目線がなかったからこそミルクの備蓄がないとか、そういうところにも行き着くと思いますので、防災関係にも女性の目線を入れていただきたいと思います。

ミルクがなかった理由としては、ストックするには賞味期限が短いからストックがなかったのかなと勝手に思っておりましたが、全くそういうことじゃなかったということでちょっと驚いております。このミルクに関しても調べましたところ、1年6か月の賞味期限ということなので、これを備蓄しておいて、賞味期限が近づいたら保育園に下ろすなどをしていただいたらローリングストックなどに活用できるんじゃないかなと思います。これに、じゃ哺乳瓶までつけないといけないのではないかなという意見もあると思いますが、ミルク会社のホームページには紙コップでも授乳が可能ということがありましたので、いろんなことを調べながらストックのほうをしていただきたいと思います。

防災士に関しても、やはり避難所の運営の中で、熊本地震のときですが、住民さんが備蓄品をもらいに行ったらここで避難している人だけになりますと言って、すげなく断られた方もいらっしゃると思います。そこにはそこにいらっしゃる方の分しかありません、あそこでしたらどうぞという、そこまで言っただけだったらその方もああ分かりましたということだと思えるんですけども、それだけを聞くと避難所にいないから被災者じゃないよねという反感もありますので、そこら辺も踏まえて防災士、あとは研修などいろいろ行っていただきたいと思います。

あと、先ほど言いましたくまもと女性防災リーダー育成プロジェクトの件ですが、申込期限が3月15日までですので、もし女性職員の方で受けたいという方がいらっしゃったら、村長にお願いして有給でも取っていただいて受けていただけたらなと思います。

続いて、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問、いのちのバトンについてです。

いのちのバトンとは、高齢者や障害がある方など急病になった際に、救急隊員に持病やかかりつけ医などの必要な情報を知らせるためのもので、近隣市町村では配布しておりますプラスチックのバトンのような容器の中にその情報、例えばかかりつけ医だとか常時飲んでいる薬だとかの情報を入れたり、あとは免許証のコピーなどを入れたりして、それを冷蔵庫に入れておくというものです。なぜ冷蔵庫かというのは、もうどの家庭にも冷蔵庫は必ずあるであろう、一番見つけやすいですね。台所に行けば冷蔵庫がある、どこにも冷蔵庫があるだろうから冷蔵庫の中にそれを入れておくという趣旨のもので

それをうちの村でも配布を行う考えはないかという質問だったんですが、これに似たような事業を行っているということでしたので、その詳細の説明

をお願いいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）尾崎議員の質問にお答えします。

尾崎議員からお話があったように、現在、西原村では社会福祉協議会において、いのちのバトンと同程度の機能を有している安心ネットワークと称した、緊急時に発見者や救急隊員が要救助者の情報を確認できるマグネット式で冷蔵庫に貼るタイプのものを独り暮らしの高齢者宅などに備え付けております。

詳細については、安心ネットワークとは、地域で支え合い見守っていく仕組みの一つであります。まず申請対象者については、65歳以上の独り暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯または昼間1人で過ごしておられる方や障害をお持ちの方などが対象で、必要とあれば年齢の制限はございません。申請方法は、民生委員を通じて社会福祉協議会へ申請する方法またはご本人が社会福祉協議会へ直接申請することが可能となっております。記載情報としては、住所、氏名、生年月日、かかりつけ医、診療名、緊急連絡先などが確認できるようになっています。

令和4年末現在ではありますが、配備状況について、独り暮らしの家庭で208件、高齢者夫婦世帯で89件、昼間高齢者のみの世帯66件、障害をお持ちの方世帯9件となっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）詳細な説明ありがとうございます。

この西原村の安心ネットワークのほうには、薬のほうを記載するところがなかったように思います。かかりつけ医と電話番号等あるからいいじゃないかということがあるかもしれませんが、もしかかりつけ病院がお休みだった場合確認が取れませんので、もし安心ネットワーク、マグネット式のやつを今後変える場合があるときは、そういうところも一緒に附属して書けるようなところがあるといいなと思って、この質問をさせていただきました。

もう時間がないので、すみません、3問目に移らせていただきます。

最後の質問です。農地等の取引についてお伺いいたします。

農地等の売買や賃貸の流れはどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

農地につきましては、農地法第1条において、国内の農業生産の基盤であります農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整

し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすると規定されております。

農地の売買、賃貸などの権利設定等については、事前に農業委員会の許可が必要となります。農業委員会の許可を受けるに当たっての事務手続に関しましては産業課長より説明いたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

私からは、農地の取引に関わる農業委員会への申請の手続の大まかな流れについてご説明いたします。

まず、農地につきましては、先ほど村長からもありましたように、農地として使用されている土地が安易に権利譲渡されたり別の用途で利用されたりしないように、農地を保護する目的で農地法により規制を設けられております。農地の権利譲渡に関わる法令は主に農地法第3条と第5条で、農地を農地のまま利用する人に所有権を移転する場合は農地法第3条により、また、農地を農地以外の用途で利用する人に所有権を移転する、いわゆる転用する場合は農地法第5条によって、それぞれ規制されております。この転用に関しましても、ほかに農振法で厳しい制限があります。

農地の権利移動につきましては、先ほどありましたように農業委員会への申請が必要となりますので、申請前に農業委員会へ事前相談をしていただき、該当農地の状況、申請方法、必要書類など提出書類についてご確認等していただきまして、必要書類を全部そろえられてから農業委員会のほうへ申請を行っていただくという形になります。その後、毎月行われております農業委員会総会において申請内容などが審議され、農地法3条の申請に対しましては許可の可否を、農地法第5条の申請におきましては農業委員会の審議結果を県知事に具申を行い、県知事がその具申に基づいて許可の可否を決定いたします。許可となった場合には申請者がその許可書をもって所有権移転等の手続を行うというのが大まかな流れでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

なぜこのような流れをお聞きしたかということ、大体農業をされている方はこの流れを分かっているかと思えます。本村ではありませんが、ある業者、多分不動産屋を名のるところだと思われそうですが、その方が農地を持っている持ち主さんと言葉巧みに契約書まで交わした段階で売ろうとしたときに、農業委員会にもかかっていない、売れないという状態になったようです。その契約書の中に違約金などの記載もあったようで、その違約金を請求されたという事例があるようですので、これをお伺いいたしました。

農家さんは分かっているかと思えますが、農家をしていない方に、

財産分与などでもらった方はもしかしたらそういう状況が分からないかと思
います。本村では、このような事例や相談などあったかをお聞きいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）先ほどご紹介いただきました事例等については伺っ
ておりません。確かに、おっしゃるように、農地の所有権移転に関しまして
は、相続である場合は農業委員会の届出だけで登記が可能です。これによ
り、農業をされていない相続人とか農業に携わったことがない村外や
県外の居住者、農地法にあまり詳しくない方または自分の農地が把握でき
ない、できていない方が地権者になる可能性があると思われま。また、農地
に限らず農地以外の土地の所有権移転に関しましても、都市計画法や市街化
区域、市街化調整区域などそれぞれの地域で様々な規制や制約がございます
ので、ご紹介いただいたような被害を未然に防止するために、消費生活相談
窓口である企画商工課とも連携を取りながら、ご紹介いただいた被害情報に
対する注意喚起や農地権利移動の際の事前相談のお知らせなどを村の広報紙
やSNSなどを活用して周知に努めてまいりたいと思います。以上でござい
ます。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）村ではそのような状況がない、ご相談がないとい
うことで安心いたしました。

先ほど言われたように、啓発活動などをしっかりしていただいて、被害が
出ないような村づくりにしていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時33分）

（午後 1時26分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第5号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

すみません。ちょっと私の手違いです。ちょっと待ってくださいね。教育
長より高校の入試の発表が、すみません。間違えました。

暫時休憩します。

（午後 1時27分）

（午後 1時28分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第5号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長(堀田和也君) 議案第5号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第5号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

情報公開制度の適正な業務運営を図るため、西原村情報公開条例の一部を改正する必要があるございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様方にお配りしております別紙によりご説明いたします。

本条例の一部を改正する条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

1つ目として、情報公開条例の開示決定等の期限等の期間計算は初日算入を採用しておりますが、個人情報保護制度での期間計算は民法を適用し、初日不算入を採用している実情がございます。よって、両制度の期間計算の差異に伴う事務処理の誤りの発生が危惧されることから、個人情報保護制度との整合性を図るために改正を行うものでございます。

2つ目として、審査会を統合する条例の改正に伴い、本条例に規定されている審査会に関する規定を削除するものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

まず、1つ目について、開示決定等の期限等を個人情報保護制度に合わせ、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内及び開示請求があった日の翌日から起算して44日以内に変更を行うものでございます。

2つ目について、情報公開審査会に関する条文を削除し、後ろの条文を繰り上げるものでございます。

そのほか、全体的に熊本県の規定を参考に所要の改正を行うものでございます。

施行期日、公布日からでございます。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしております。

なお、本条例の改正内容につきましては、西原村情報公開審査会に諮問を行いまして、了解する旨の答申を受けておりますことをご報告いたします。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第6号、西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長(堀田和也君) 議案第6号、西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第6号、西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

個人情報保護制度の適正な業務運営を図るため、西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙によりご説明いたします。

本条例の一部を改正する条例(案)の概要をご覧ください。

まず初めに、条例改正の趣旨でございます。

まず、1つ目として、個人情報保護法の不開示情報が情報公開条例では開示する情報となっているものがあるため、法第78条第2項の規定により読替えで適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として、本条例に定めるものであります。

2つ目として、現行の開示決定等の期限は、本条例に特段の規定がないため、法の適用を受けている状況であります。しかしながら、旧個人情報保護条例では期限は請求書が到達した日から15日以内、延長は30日以内、請求書が到達日から45日以内となっており、旧制度より新制度の期限等が拡大されており、開示請求者の利便性が後退しているため、法第108条を根拠に開示

決定等の期限等を旧個人情報保護条例の期限に変更するものでございます。

次に、主な内容でございます。

1つ目について、個人情報保護法で不開示情報となっている公務員等の氏名及び法人等または個人の名称または氏名について、情報公開条例では開示する情報であるため、両者の整合性を図り、個人情報保護制度においても開示する情報として、新たに条を追加するものでございます。

2つ目について、開示決定等の期限等を「開示請求があった日の翌日から起算して14日以内」及び「開示請求があった日の翌日から起算して44日以内」とする新たな条を追加するものでございます。

そのほか、審議会の名称変更のほか、所要の改正を行うものでございます。施行期日、公布の日からでございます。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしております。

なお、本条例の改正内容につきましては、西原村個人情報保護審査会に諮問を行いまして、了解する旨の答申を受けておりますことをご報告いたします。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第7号、西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第7号、西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第7号、西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定について。

西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例を次のように制定す

ることとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

情報公開制度及び個人情報保護制度における審査会の適正な審議運営を図るため、西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する必要があるがございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙によりご説明いたします。

本条例の全部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

個人情報保護審査会委員の委嘱を機に熊本県及び近隣市町村を調査した結果、大半の市町村が個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合して運用されており、また、事務の効率化の観点からも特段の支障がないことから、これまでの個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合するための条例改正を行うものでございます。

次に、主な内容でございます。

まず、1つ目について、今回の改正では、審査請求に対する調査審議のほか、所掌事務に意見の提出権限を付与することから、「審査会」から「審議会」に名称を変更し、西原村情報公開・個人情報保護審議会といたします。

2つ目について、議会の個人情報保護に係る諮問を所掌事務に新たに追加で規定を行います。

3つ目について、旧条例では第7条第1項において審査請求人等へ資料提出の送付を義務づけているものの、同条第5項で費用を徴収する規定となっておりましたが、国は費用を徴収していないことなどから国に準じて徴収しないことといたします。

施行期日、公布の日からでございます。

なお、本条例の改正内容につきましては、西原村個人情報保護審査会に諮問を行いまして、了解する旨の答申を受けておりますことをご報告いたします。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、西原村個人情報保護審査会条例の全部を改正する条例の制定

について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第8号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

(住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明)

○住民福祉課長(廣瀬龍一君) 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付申請について、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた方法による交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容についてご説明いたします。

同フォルダ内の議案第8号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例案の概要の差し替え分のファイルをお願いいたします。

改正の趣旨ですが、個人番号カードを使用してコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの証明書が取得できるコンビニ交付サービスにつきまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、利用者証明用電子証明書をスマートフォンに記録することが可能となりました。本村では既に、令和6年2月1日より実施しているコンビニ交付による印鑑登録証明書の交付申請につきまして、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

第13条第6項に、印鑑登録している方が個人番号カードを使用しコンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請が行える規定に、スマートフォン、移動端末設備を使用し交付申請が行える規定を定めるものでございます。

スマートフォンにおけるコンビニ交付の概要についてご説明いたします。

取り扱う証明書、利用時間は、現行と変更はございません。ただし利用店舗は、現時点ではローソン、ファミリーマートのみ、対応端末は現時点では、アンドロイド端末のみとなっております。

参考資料としまして、本議案ファイルの3ページに西原村印鑑条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、公布の日から施行します。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

スマートフォンに記録された電子証明書とありますが、これはマイナポータルのことだと思います。

関連しての質問になります。このマイナポータル、もしスマホを買換えなどした場合、そのまま載せ替えができるのでしょうか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今、ご質問のスマホをよく利用されている方が新しい機種に買換えとかをされるケースがございますけれども、もし今お持ちのスマホにコンビニ交付ができるように電子証明書を搭載された場合、次に搭載されたスマホを買い換えられる場合、特に注意が必要な点がございます。

搭載したスマートフォンを利用をやめるとき、買い換えるときに下取りに出したりとか買取りしてもらったりとか、そのままもう廃棄されるとか等及び修理に出す場合もなんですけれども、その場合はご利用者ご本人様が、さつき議員が申されたようにマイナポータルからスマホの電子証明書を一度失効手続または一時停止手続をしてもらう必要がございます。

また、買換えとかは別ですけれども、紛失だったり盗難に遭った場合、これはカードと一緒になんですけれども、これはデジタル庁のマイナンバー総合フリーダイヤルというのがございますけれども、そこに連絡して一時停止の手続をしてもらうとか、そういうことが必要になっております。

スマホを買い換える場合は、そういう注意点というか、特に気をつけていただきたいところがなかなかちょっと忘れてしまったりとか覚えていないとかというケースがあるかもしれませんけれども、今回のスマホの搭載電子証明書に関しては、その辺の注意とか、デジタル庁からも注意喚起等の啓発用のチラシ等もありますので、そちらを活用して周知をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第9号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、副村長が赴任する際の旅費支給に伴う関係条例の規定を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、次のファイルの本条例(案)の概要により説明をいたします。

本条例案の概要のファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うほか、副村長が赴任する際の旅費支給を行うため、関係条例の規定の改正を行うものでございます。

主な内容の改正内容でございます。

①給与条例の一部改正に伴い、読替規定の改正でございます。

西原村長等の給与及び旅費に関する条例第4条における給与条例を参照している読替規定の改正を行うものでございます。西原村長等の期末手当の額が変更になるものではございません。

給与条例の期末手当の率「100分の120」から「100分の122.5」に改正しております。

②副村長への赴任旅費の支給でございます。

国家公務員または地方公務員が退職手当を支給されることなく引き続き副

村長となる場合に、その者が引き続き在職した際に適用される赴任旅費を支給することができるものでございます。

施行期日は、公布の日から施行としております。

参考資料としまして、本議案の3ページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第10号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を行うため、関係条例の規定を改正する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、次のファイル、本条例（案）の概要により説明いたします。

本条例（案）の概要ファイルをご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い会計年度任用職員の勤勉手当の支給を行うため、関係条例の規定の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容でございます。

国が行う改定の内容に準じて村の条例を改正するものでございます。

①会計年度任用職員への勤勉手当の支給でございます。勤勉手当、6月、12月とも1.025月でございます。

②育児休業している会計年度任用職員への期末手当等の支給でございます。一般職員の規定に準じるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日から施行としております。

参考資料といたしまして、本議案の4ページから新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第11号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍謄本等が本籍地以外の市区町村の窓口で発行が可能となることから、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、次のファイルの本条例（案）の概要でご説明いたします。

議案第11号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の概要ファイルをお願いします。

改正の趣旨ですが、令和6年3月1日、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍謄本等が本籍地以外の市区町村の窓口で発行が可能となることから、新たに戸籍の広域交付事務に係る手数料について所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

戸籍（除籍）謄本等の交付につきましては、現行規定では本籍地のみでの交付となっておりますが、今回の戸籍法の一部改正により、本籍地以外の窓口にも発行が可能となりました。このことを受け、新たに戸籍（除籍）謄本等の戸籍広域交付事務に係る手数料について、表のとおり定めます。

金額は、本籍地で交付した場合と同額となります。

次に、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行についてでございます。

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号とは、英数字16桁の符号となっていて、これはパスワードとして取り扱う符号となりますが、行政手続においてご本人がこの符号を行政機関へ提供することにより、その行政機関が提供を受けた符号、パスワードを使って、該当する戸籍電子証明書を確認できるようになり、戸籍謄本などの戸籍証明書の提出や添付が省略可能となります。この提供用識別符号の有効期限は3か月となります。

なお、行政手続においてこの符号を用いた事務が可能となるのは、令和6年度末にパスポートの申請において利用開始予定となっております。

参考資料としまして、議案ファイルの3ページ以降に西原村手数料徴収条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、公布の日から施行します。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

除籍電子証明書のほうも発行になるんですが、これもパスポートの申請において何か必要になりますか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今、パスポート申請に除籍電子証明書が必要かということでのご質問でよろしかったでしょうか。

パスポート申請におきましては、除籍電子証明書は提出の必要はございません。必要となるのは戸籍電子証明書のほうになります。

以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

現在は除籍電子証明書というのは何に対しても使用ができないということですか。何かの手續に関して提出すると。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

現時点で予定されているのは、先ほど申し上げましたように、令和6年度末のパスポート申請が最初に開始予定ということで、その後、順次いろんな行政手續において、使用が拡充、拡大されていくものと思っております。

除籍電子証明書に関しては、例えば年金での手續ですとか、あとは法務局での登記関係ですね。そういった行政手續に広がっていくものと思っております。まだその辺の詳細は国のほうからも示されておりませんので、徐々に拡大していくものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第12号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）議案第12号についてご説明いたします。

タブレット議案フォルダの議案第12号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

議案第12号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

村内小中学校施設の貸出しに伴い、村内体育施設の貸出しとの整合を図るため、条例の一部を改正する必要があるとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

主な内容につきまして、タブレット議案フォルダの議案第12号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございます。

村内小中学校施設の貸出しに伴い、村内体育施設との貸出しの整合を図ることで、学校教育に支障のない範囲で村内のスポーツの振興を図るとともに、村民の健康の増進及び文化の向上並びにコミュニティーの育成と利用、利便性の向上、継続利用を促すことを目的として、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、主な改正の内容についてご説明いたします。

まず、使用の手段として、「学校施設を使用するようとする者は、利用希望日の少なくとも7日前に、所定の申込書を校長に提出し」としておりましたが、「利用希望日の少なくとも7日前に」を削除すること、次に、特別の設備として、使用者が学校施設で特別の設備を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可が必要となり、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において使用させることができることとする、そして、使用の減免につきまして、「村長は、必要があると認める場合においては、使用料の一部又は全部を免除することができる。」と改正するものでございます。

参考資料としまして、タブレット議案フォルダ議案第12号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3ページ、4ページに新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 山田 孝君 登壇 説明)

○教育課長(山田 孝君) 議案第13号についてご説明いたします。

議案フォルダの差し替え議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

村民体育館の管理に伴い、条例の一部を改正する必要がございます。

これが、議案を提出する理由でございます。

主な内容につきまして、タブレット議案フォルダの差し替え議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要でご説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございます。

西原村民体育館の設置及び管理に伴い、村内に新たに総合体育館が設置されたことで、村民をはじめとした多くの利用者が間違いのないよう利用いただくことと、他の体育施設との整合を図ることでスポーツの振興を図るとともに、村民の健康の増進及び文化の向上並びにコミュニティーの育成を目的として、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものがございます。

次に、主な改正内容についてご説明いたします。

まず、題名を「西原村民体育館」から「西原村武道場」に、位置を小森「3263番地の1」から「3249番地」に改めること、次に、特別の施設として、使用者が武道場で特別な設備を使用する場合はあらかじめ教育委員会の許可が必要となり、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において使用させることができることとする、次に、使用料として、使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときはこの限りではないに改めること、村内に居住する者または使用者の半数以上

が村内に居住する者で構成された団体及び村内に住所を有する事業所が申請者でその従業員が使用する際の料金を村内料金とし、村外に居住する者または使用者の半数を超える者が村外に居住する者で構成された団体が使用する際の料金は村外料金とすることに改めること、また、別表の表題文を改正し、区分も村内料金と村外料金に改正、照明をしない場合の使用料の設定を削除すると改正するものでございます。

参考資料として、タブレット議案フォルダ差し替え議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、4ページから7ページに新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。次の会議を2時40分より行います。

（午後 2時26分）

（午後 2時38分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第14号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）議案第14号についてご説明いたします。

タブレット議案フォルダの議案第14号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

議案第14号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定について。

西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

村民運動場の管理に伴い、条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、タブレット議案フォルダの差し替え議案第14号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございます。

西原村村民運動場の設置及び管理に伴い、村内に新たに運動公園が設置されることで、村民をはじめとした多くの利用者が混同されないよう利用いただくことと、ほかの体育施設との整合を図ることでスポーツの振興を図るとともに、村民の健康の増進及び文化の向上並びにコミュニティーの育成を目的として、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正内容についてご説明いたします。

まず、題名を「西原村村民運動場」から「西原村民グラウンド」に改め、条文中の「体育」を「スポーツ」に改めること、次に、特別の設備として、使用者が村民グラウンドで特別の設備を使用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可が必要となり、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において使用させることができるとすると改めること、次に、使用料について、使用者は別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときはこの限りでないに改めること、村内に居住するまたは使用者の半数以上が村内に居住する者で構成された団体及び村内に住所を有する事業所が申請者で、その従業員が使用する際の料金を村内料金とし、村外に居住する者または使用者の半数を超える者が村外に居住する者で構成された団体が使用する際の料金は村外料金とすると改めること、また、別表の表題部を改正し、多目的グラウンドの多目的全面使用を「700円」から「1,000円」にするとともに、村外者の利用金額を「4倍」から「2倍」の額とすると改正するものでございます。

参考資料として、タブレット議案フォルダの議案第14号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5ページから8ページに新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

質問というか、明日でも明後日でも結構ですので、利用率とか村民グラウンドとか、今、総合体育館とかの利用者の度合いとかをちょっと明日教えていただければいいと思います。

○議長（山下一義君）今分かりますか。（「人数とか、もう明日でも」の声）
教育課長。

○教育課長（山田 孝君）中西議員のご質問にお答えします。

詳細な利用者数、また月ごとですとかそういったものについては、また今言われたとおり後ほどお出しさせていただこうと思います。

現時点で、令和6年2月現在でございますが、令和4年度の使用料のほうを全ての施設で上回っているという状況でございます。コロナもございましたので完全に元に戻ったという状況ではございませんが、利用の頻度というのは現在上がっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）議案第15号についてご説明いたします。

タブレット議案フォルダの議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定についてをお願いいたします。

議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について。

西原村運動公園の設置及び管理に関する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村運動公園の使用に伴い、本条例を制定する必要があるでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、タブレット議案フォルダの議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

まず、条例制定の趣旨でございます。

西原村運動公園の竣工に伴い、本村のスポーツ振興を図るとともに、村民の健康の増進及び文化の向上並びにコミュニティーの育成を資するため、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、主な条例の概要についてご説明いたします。

まず、名称及び位置につきまして、運動公園の名称を西原村運動公園、位置を西原村大字小森3161番地と定めるとし、運動公園の管理は教育委員会が行うこととします。

有料施設の使用料は、村内居住者の使用料について、代表的なものは、総合体育館条例で制定したアリーナやトレーニングルームについて変更はございません。新たに整備したテニスコートは1面で1時間当たり300円、多目的広場Aが1,000円、多目的広場Bが500円とし、そのほかの料金につきましては本条例別表のとおり制定するものでございます。

詳細は、タブレット議案フォルダの議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について、6ページ、7ページに別表を掲載しております。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、西原村運動公園の設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は明日14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時51分 散 会

第 3 号 (3 月 1 4 日)

令和6年第1回西原村議会定例会会議録

令和6年3月14日、令和6年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年3月14日（木曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第16号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第18号 西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第22号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について

- 日程第 8 議案第 23 号 令和 5 年度西原村一般会計補正予算（第 9 号）
について
- 日程第 9 議案第 24 号 令和 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 25 号 令和 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算
（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 26 号 令和 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 3 号）について
- 日程第 12 議案第 27 号 令和 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補
正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 28 号 令和 5 年度西原村工業団地造成事業特別会計補
正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 29 号 令和 5 年度西原村住宅用地造成事業特別会計補
正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 30 号 令和 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算
（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 31 号 令和 6 年度西原村一般会計予算について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

少し時間は早いですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第16号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

議案第16号についてご説明いたします。

タブレット議案第16号をお願いいたします。

議案第16号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、令和6年度から新たな事業運営期間が始まることに伴い、第1号被保険者の保険料の改正を行うとともに、介護保険法施行令の改正に伴う所要の改正を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

3ページ以降に新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村介護保険条例の一部を改正する条例（案）の概要のファイルにて説明をさせていただきます。

概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨。

第9期西原村介護保険事業計画策定に基づく保険料率の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正する必要があります。

主な内容。

①令和6年度から令和8年度までの基準保険料額を8万4,000円から8万400円に改正する。

②基準保険料額の改正に伴い、令和6年度から令和8年度における保険料の軽減賦課に係る保険料率を以下のとおりとする。

③所得段階の上限を第9段階から第13段階に改正することとする。

保険料基準額、年額 8 万 4,000 円、月額 7,000 円を年額 8 万 400 円、月額 6,700 円に改める。

所得段階による保険料の比較を表にまとめております。表中の括弧書きについては、平成 27 年度から公費を投入し低所得者の介護保険料の軽減をすることとする介護保険法の改正が行われ、実際に賦課する金額及び保険料率を括弧内に書いております。

それでは、所得段階、保険料率、第 8 期保険料、第 9 期保険料の順に読み上げます。

第 1 段階、0.455 (0.285)、4 万 2,000 円 (2 万 5,200 円)、3 万 6,500 円 (2 万 2,900 円)。

第 2 段階、0.685 (0.485)、6 万 3,000 円 (4 万 2,000 円)、5 万 5,000 円 (3 万 8,900 円)。

第 3 段階、0.69 (0.685)、6 万 3,000 円 (5 万 8,800 円)、5 万 5,400 円 (5 万 5,000 円)。

第 4 段階、0.9、7 万 5,600 円、7 万 2,300 円。

第 5 段階、1、8 万 4,000 円、8 万 400 円。

第 6 段階、1.2、10 万 800 円、9 万 6,400 円。

第 7 段階、1.3、10 万 9,200 円、10 万 4,500 円。

第 8 段階、1.5、12 万 6,000 円、12 万 600 円。

第 9 段階、1.7、14 万 2,800 円、13 万 6,600 円。

第 10 段階、1.9、なし、15 万 2,700 円。

第 11 段階、2.1、なし、16 万 8,800 円。

第 12 段階、2.3、なし、18 万 4,900 円。

第 13 段階、2.4、なし、19 万 2,900 円。

②については、先ほどご説明いたしました。

施行期日、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長 (山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員 (中西義信君) 6 番、中西です。

すみません、今の比較表のちょっと私が聞き取れなかった部分があったのかなと思っています。第 8 期と 9 期の括弧書きの 1 段階、2 段階、3 段階の、例えば 1 段階の 8 の 4 万 2,000 円と 2 万 5,200 円という、その差額を個人の方が払うという形になるのかな。そこら辺をちょっとお願いします。

○議長 (山下一義君) 保健衛生課長。

○保健衛生課長 (松下公夫君) ただいまの中西議員の質問に回答いたします。

先ほど説明の中で申しましたけれども、実数については、新しい保険基準

額、括弧内については、保険料軽減を1段階から第3段階については掛けますので、保険料率も軽減後が括弧内の率、それと金額についても括弧内の金額が標準保険料額ということであります。

以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第17号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第17号についてご説明いたします。

タブレット差し替え議案第17号をお願いいたします。

議案第17号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

6ページ以降に新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村指定介護居宅支援事業者の指定に関し必要な事項並び

に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要ファイルにてご説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正され、それに伴い指定居宅介護支援事業者に関する人員、基準等の改正が令和6年4月1日に施行されることから所定の改正をする必要があり、関係条例の整備を行うものであります。

主な内容。

国が行う関係省令の改正内容に準じて条例改正を行います。

①ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し。

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の人数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直すこととする。

(1) (原則、要介護者数) 同一事業所において、併せて指定居宅介護予防支援を行う場合は、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が——すみません、次からは括弧内は読みません。申し訳ありません。——44以下であれば、必要なケアマネジャーの員数を1とし、44の倍数ごとに1ずつ増すこととする。

(2) 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数が49以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数ごとに1ずつ増すこととする。

②管理者の兼務範囲の明確化。

全てのサービスを対象に、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するため、「同一の施設内にある」との文言を削る等を行うこととする。

③公正中立性の確保のための取組の見直し。

ケアマネジャーの公正中立性の確保を図る観点から、次に掲げる割合を利用者に説明し理解を得ることが義務づけられているところですが、利用者への説明に係る事務負担が重いといった声があるほか、説明を受けたことで一部の利用者は割合の高い事業者を選んでしまい、かえって特定の事業者を選択することを助長してしまうこともあることから、当該義務づけを努力義務に改正することとする。

(1) 前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合。

(2) 前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によっ

て提供されたものの割合。

④フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直し。

特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改める。

⑤身体的拘束等の適正化の推進。

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のない訪問系・通所系サービスや居宅介護支援、介護予防支援等について、当該規定を新たに設けることとする。2年間の保存義務がある。

⑥テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施。

ケアマネジメントの質の向上の観点から、モニタリングについては、これまでと同様に1か月に1回、利用者の居宅を訪問して行うことを原則としつつも、次に掲げる要件を満たした上で、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問して面接する場合には、利用者の居宅を訪問しない月はテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることとする。

(1) 利用者の同意を得ること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ていること。

ア、利用者の心身の状態が安定していること。

イ、利用者がテレビ電話装置を活用して意思疎通ができること。

ウ、介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から情報を受け取ること。

⑦書面掲示規制の見直し。

運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけすることとする。経過措置があります。

施行日、令和6年4月1日。

⑦については1年間の経過措置がございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、西原村指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第18号についてご説明いたします。

タブレット議案第18号をお願いします。

議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由であります。

6ページ以降に新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)の概要ファイルにてご説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、それに伴い指定介護予防支援事業者に関する要件等の改正が令和6年4月1日に施行されることから所要の改正をする必要があり、関係条例の整備を行うものであります。

主な内容。

①指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施。

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることを

可能とする。

指定を受ける場合の従事者及び管理者等の基準を定めることとする。

通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができることとする。

市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者に対して、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することを運営基準上、義務づけることとする。

②フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直し。

指定記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改めることとする。

書面掲示規制の見直し。

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけることとする。経過措置があります。

身体的拘束等の適正化の推進。

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のない訪問系・通所系サービスや居宅介護支援、介護予防支援等について、当該規定を新たに設けることとする。2年間の保存義務があります。

⑤テレビ電話装置を活用したモニタリングの実施。

ケアマネジメントの質の向上の観点から、現在、3か月に1回、利用者の居宅を訪問して行うことを原則としているが、次に掲げる要件を満たした上で、3か月を1期間として連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し面接をする場合には、利用者の居宅を訪問しない期間はテレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることとする。

(1) 利用者の同意を得ること。

(2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ていること。

ア、利用者の心身の状態が安定していること。

イ、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通ができること。

ウ、担当者がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

3、施行期日、令和6年4月1日。

③については1年間の経過措置があります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

先ほど⑤のウについて、「担当職員」と言うべきところを「担当者」と表現しておりました。正しくは担当職員です。申し訳ありませんでした。訂正

します。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

2件お願いします。

1つは、テレビ電話というのが先ほどの議案にも出ましたんですけれども、これは助成か何かあるのかなというのの一つと、もう一つは、両方とも、次の議案にもありますけれども、身体的拘束云々の項目がございますけれども、よく新聞とかに、これまで時々出ているのが影響しているのかとも思っていますけれども、一応、村でも何かそういう事案があったとかないとか、ちょっとお知らせで、何もなかったらそれで結構なんですけれども。以上です。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）中西議員の質問にお答えいたします。

まず、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施ということで、活用した場合については、事業所からのそういうシステムの改修等の部分ではありますけれども、内容については、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。金額の補填があるかどうかについてです。

それと、身体的拘束に関してですけれども、数年前、事業所内で身体的拘束があっているというような情報が寄せられて、実際、立入調査等を行っております。本来であればベッドで安静を必要とする方でも、何らかの原因でベッドから落ちられるとかいうケースもございます。そういうのを防ぐために、4点、柵を設けるとかいう場合もございます。そういうのが虐待に当たるのではないかというようなケースが発生しております。

ただし、そういう場合でも、ご家族とかの同意を得ながらやっているというような状況であれば、そういう措置もやむを得ないというような状況もございますので、これが身体的拘束だという事案は、最近ではあまり確認はされておられません。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、西原村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

5番議員の坂本議員より、喉の調子がおかしいということで、飲料水を持ち込みたいということでありましたので、許可いたしました。以上です。すみません。

日程第4、議案第19号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第19号についてご説明いたします。

タブレット議案第19号をお願いします。

議案第19号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

14ページ以降に新旧対照表をつけさせていただいております。

ここから、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)の概要ファイルにて説明させていただきたいと思っております。

概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正され、それに伴い管理者の兼務範囲の明確化等の改正が令和6年4月1日に施行されることから所要の改正をする必要があり、関係条例の整備を行うものであります。

主な内容。

①管理者の兼務範囲の明確化。

全てのサービスを対象に、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、

同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するため、「同一敷地内にある」との文言を削る等を行うこととする。

フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直し。

特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改めることとする。

身体的拘束等の明確化の推進。

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のない訪問系・通所系サービスや居宅介護支援、介護予防支援等について、当該規定を新たに設けることとする。こちらについては、記録は2年間の保存義務がございます。

既に身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定がある多機能系サービス等について、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけることとする。

書面等の掲示規制の見直し。

運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけることとする。こちらについては経過措置があります。

管理者の兼務範囲の明確化。

兼務可能なサービス、類型の制限の廃止、指定小規模多機能型居宅介護の管理者について、現行の基準では兼務可能とされているサービスが限定されていますが、この限定について撤廃を行うものとする。

⑥利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけ。

現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、居住系サービスについて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけることとする。こちらについては3年間の緩和措置があります。

⑦協力医療機関との連携体制の構築。

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応を行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための見直しを行うこととする。こちらについては3年間の経過措置があります。

内訳として、認知症対応型共同生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護については、以下の見直しを行うこととする。

(1) 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

ア、利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ、診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った市町村長に届け出なければならないこととする。

(3) 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

指定地域密着型介護老人福祉施設については、以下の見直しを行うこととする。

(1) 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務づける。

ア、入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

入所者の病状の急変が生じた場合において、当該施設の医師または協力医療機関、その他医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った市町村長に届けなければならないこととする。

(3) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

⑧新興感染症発症時等の対応を行う医療機関との連携。

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めておくことについて努力義務を課すこととする。

協力医療機関が第二種協力指定医療機関である場合においては、当該第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づけることとする。

⑨生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化。

見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適正な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われることを

認められる指定特定施設に係る人員配置基準について、本条第1項第2号に定める基準に代えて、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとする。

⑩緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ。

指定地域密着型介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、施設、配置医師、協力病院の3者で、役割分担等を協議の上、定めることとし、また、1年に1回以上、当該対応方法の見直しを行うことを義務づけることとする。

⑪ユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務。

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

⑫看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化。

看護小規模多機能型居宅介護サービスの拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれている旨の明確化がされたことに伴い、本号についてもそれに沿った内容を定めることとする。

施行期日、令和6年4月1日から。

③については1年の経過措置があり、⑦については3年の経過措置があります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）何回もすみません。

法律の問題云々より、2040じゃありませんけれども、どんどん増えてくるのが事実だと思っています。忙しくなってくるのかなと思います。

また、私が知っている限りで、新しく事業を起こしたいという相談も受けています。ほかにもあるかもしれません。

そういった場合の今の人員対応というのは大丈夫なのか、今の体制で庁内のほうで、また事業所はどんどん増えてくるのかなと私は思っていますけれども、対応としては大丈夫なんでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの中西議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに村内で夏場以降、新たに事業所が開所されるという話も聞いております。そういう中で、現在の保健衛生課内の介護を担当する職員の人員体制で大丈夫かというお話かと思ひます。

我々は、与えられた人員体制の中で、最大限の効果を発揮するよう努力し

ていく務めがございますので、その中で精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、西原村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第20号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第20号についてご説明いたします。

タブレット議案第20号をお願いします。

議案第20号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例を提出する理由であります。

8ページ以降に新旧対照表をつけさせていただいております。

ここからは、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の概要ファイルにてご説明させていただきます。

概要のほうをご覧ください。

1、条例改正の趣旨。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正され、それに伴い管理者の兼務範囲の明確化等の改正が令和6年4月1日に施行されることから所要の改正をする必要があり、関係条例の整備を行うものであります。

主な内容。

①管理者の兼務範囲の明確化。

全てのサービスを対象に、管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するため、「同一敷地内にある」との文言を削る等を行うこととする。

②フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制の見直し。

特定記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改めることとする。

③書面掲示規制の見直し。

運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけることとする。こちらについては経過措置があります。

④身体的拘束等の適正化の推進。

身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定のない訪問系・通所系サービスや居宅介護支援、介護予防支援等について、当該規定を新たに設けることとする。こちらについては、2年間の記録の保存義務がございます。

既に身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定がある多機能系サービス等について、身体的拘束等の適正化のための措置を義務づけることとする。

⑤管理者の兼務範囲の明確化。

兼務可能なサービス、類型の制限の廃止、指定小規模多機能型居宅介護の管理者については、現行の基準では兼務可能とされているサービスが限定されていますが、この限定について撤廃を行うこととする。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務づけ。

現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的

に業務改善に取り組む環境を整備するため、居住系サービスについて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけることとする。こちらについては3年間の緩和措置があります。

⑦協力医療機関との連携体制の構築。

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応を行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するための見直しを行うこととする。こちらについても3年間の経過措置があります。

認知症対応型共同生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護については、以下の見直しを行うこととする。

(1) 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

ア、利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

イ、診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った市町村長に届け出なければならないこととする。

(3) 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

⑧新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携。

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を取り決めておくことについて、努力義務を課すこととする。

協力医療機関が第二種協力指定医療機関である場合においては、当該第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づけることとする。

施行期日については、令和6年4月1日。

③については1年の経過措置があります。⑦については3年の経過措置です。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、西原村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時08分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの保健衛生課長に対し中西議員の質問に対しまして、回答があるそうですので、保健衛生課長、お願いします。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほど中西議員から質問がありましたテレビ会議等が行われたときに費用的なものはどうなるのかというお話でしたけれども、詳細な費用がどう発生するかというのは分かりませんが、今回の法改正を受けまして令和6年度には介護報酬の改定が行われます。トータル的には、その中で報酬の詳細が変わってくるということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（山下一義君）それでは、会議を進めていきます。

日程第6、議案第21号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号のファイルをお開きください。

議案第21号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法が一部改正されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、本条例（案）の概要ファイルにより説明いたしますので、そちらをお開きください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、これにより水道法が一部改正されることに伴い、水道整備管理行政に係る事務の一部の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、本条例の所要の改正を行うものでございます。

続いて、主な内容でございます。

本条例中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正、また、「厚生省令」を「国土交通省令」に改正するものでございます。

参考資料としまして、本議案ファイル3ページ以降に新旧対照表を添付しております。

施行期日は、水道法改正の施行日に合わせ、令和6年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに玉名市、南関町及び和水町を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

開けていただきまして、熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中、熊本市の次に玉名市を、玉東町の次に南関町、和水町を加える。

第4条第1項中、6人を9人に改める。

附則、この規約は令和6年4月1日から施行するものでございます。

熊本広域行政不服審査会の共同設置については、平成28年第1回の本村議会定例会において議決承認いただいております。現在、14市町村により共同設置をしております。そこに玉名市、南関町、和水町が加わるものでございます。

次のページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この審査会に対して、本村から審査依頼した件数はございますでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

現在まで、この熊本広域行政不服審査会のほうに上げた事例はございません。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第23号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第9号)。

令和5年度西原村の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,199万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,238万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

1、追加。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、第6次西原村総合計画等策定事業792万円、キャッシュレス決済・釣銭機導入事業281万3,000円、特定地区公園事業1,569万円。

項2 徴税費、定額減税システム改修事業123万5,000円。

3 民生費、1 社会福祉費、住民税均等割課税世帯及び子ども加算給付金事業3,116万9,000円、住民税非課税世帯に対する低所得世帯支援給付金事業1,400万7,000円、地域福祉センター増改築事業801万2,000円。

項2 児童福祉費、子ども・子育て支援事業計画策定事業184万8,000円、保育園キャノピー改修事業1,613万7,000円。

6 商工費、1 商工費、西原村くらし応援商品券（第2弾）事業3,770万円、鳥子団地道路改良事業1,147万1,000円、LPガス料金負担軽減支援事業（第2弾）735万円。

7 土木費、2 道路橋梁費、道路維持事業967万円、道路新設改良事業1,550万円、道路橋梁費震災対策事業500万円。

項5 辺地対策費、辺地道路維持事業550万円、辺地道路改良事業3,829万9,000円。

8 消防費、1 消防費、小型動力ポンプ付積載車購入事業4,300万6,000円。

9 教育費、1 教育総務費、電子図書館等導入事業491万4,000円。

項3 中学校費、中学校バリアフリー化改修事業424万6,000円でございます。

7 ページをお願いいたします。

2、変更。

款、項、補正前、事業名、金額、補正後、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、3 戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業1,758万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備事業1,965万7,000円。

10 災害復旧費、1 農林水産施設災害復旧費、現年度農地等災害復旧事業1,950万円、現年度農地等災害復旧事業1億2,625万2,000円。

項2 公共土木施設災害復旧費、現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業1,950万円、現年度道路橋りょう河川等災害復旧事業2億2,918万4,000円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

廃止。

事項、西原村定住促進事業補助金（令和5年度分）、期間、令和5年度から令和7年度まで、限度額400万円でございます。

9 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、19、公共事業等債（道路等維持補修事業）、20、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）、限度額120万円、1,560万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

す。

2、廃止。

起債の目的、8、学校教育施設等整備事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）、限度額1,170万円でございます。

10ページをお願いします。

3、変更。

起債の目的、2、公共事業等債（特定地区公園事業）、4、公共事業等債（道路新設改良事業）、5、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車等購入事業）、7、緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）、9、辺地対策事業債（特定地区公園事業）、10、辺地対策事業債（小型動力ポンプ付積載車等購入事業）、12、辺地対策事業債（道路橋梁改良事業）、13、辺地対策事業債（農業用施設機器導入事業）、14、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（現年度単災））、16、辺地対策事業債（道路等維持補修事業）、17、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業（現年度補災））、18、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業（現年度補災））。

補正前、限度額、8,890万円、550万円、3,710万円、320万円、1,610万円、940万円、6,900万円、870万円、1億870万円、6,400万円、6,660万円、1,150万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

補正後、限度額、8,310万円、530万円、3,550万円、170万円、1,490万円、720万円、6,730万円、650万円、3,710万円、5,600万円、8,380万円、6,130万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

13ページをお願いします。

歳入でございます。

款1村税、項1村民税、目1個人1,647万8,000円の増額補正でございます。

款項同じく目2法人1億3,332万3,000円の増額補正でございます。

款同じく項2固定資産税、目1固定資産税2,192万6,000円の増額補正でございます。

款同じく項4市町村たばこ税、目1市町村たばこ税1,378万7,000円の増額補正でございます。

14ページをお願いします。

中段の款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税3,021万1,000円の増額補正でございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目4災害復旧費負担金1,868万7,000円の減額補正。農地等災害復旧事業受益者負担金の減額でございます。

16ページをお願いします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金4,931万6,000円の増額補正でございます。公共土木施設災害復旧費負担金の増額でございます。

19ページをお願いします。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金9,418万6,000円の減額補正でございます。農地等災害復旧事業県補助金の減額でございます。

款項同じく目5総務費県補助金1億5,991万9,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の増額でございます。

20ページをお願いします。

下のほうになります。款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金2億3,388万7,000円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金等の減額でございます。

次に、歳出でございます。

23ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,175万4,000円の減額補正でございます。

24ページをお願いします。

款項同じく目7基金費3億6,544万4,000円の増額補正。公共施設整備基金積立金等の増額でございます。

款項同じく目8企画費2,741万3,000円の減額補正。人件費等の減額でございます。

25ページをお願いします。

款項同じく目14防災公園等整備事業費2,049万2,000円の減額補正。工事請負費等の減額でございます。

29ページをお願いします。

下のほうになります。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費2,213万7,000円の減額補正。保育士等人材派遣委託料等の減額でございます。

31ページをお願いします。

下のほうの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,580万5,000円の減額補正。新型コロナウイルスワクチン接種委託料等の減額でございます。

43ページをお願いします。

中段の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費1億829万6,000円の減額補正。農地等災害復旧工事等の減額でございます。

44ページをお願いします。

中段の款同じく項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう河川等災害復旧費1,100万円の増額補正。道路橋りょう等災害復旧費等の増額ござ

います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

25ページの総務費、総務管理費、防災公園等整備事業費の西原村復興祭業務委託になります。

これ、ちょっと関連になるんですけども、この復興祭の中で震災遺構等の展示というのがあります。もうここで、復興祭で多分一区切りをしたいと思います。遺構を見て振り返るといふところもあるんですけど、先日、一般質問をさせていただきました防災の件です。住民の方、例えば避難所とかで運営をされていた方などと、一緒に話し合いをする、振り返りをする。反省をして、次の震災、大きな災害に向けての備えをするという会議など開かれる考えとかはございませんか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

尾崎議員から昨日も一般質問でありましたけれども、熊本地震からの復旧・復興について、私自身も検証をしたいというふうに強い思いがございます。

熊本地震から8年目を迎えるわけでございますが、今年の4月には復興祭も予定をしております。私たちが経験しました熊本地震について、言われたとおり、よかった点、悪かった点、または改善すべき点を洗い出して、これからの西原村、または、最近、全国で起こり得る自然災害が発生した地域への教材、恩返しとして、振り返りをしてまとめてみることも大変大事なことじゃないかというふうに思っております。

議員の皆様も、当時は消防団であったり、避難所であったり、集落再生事業、またボランティア等々で、本当にご尽力いただきました。できれば、当時の区長さんであったり、消防団、ボランティア、また昨日お話がありました女性陣も交えたところで、議員さんも交えたところで、委員会等を設けて今後につなげる会議ができればということで、積極的になるべく早くやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）ご検討いただけるということで、住民の皆さんも8年もたちますと忘れることもあります。せつかくこういう遺構で昔のことを思い出したときに、振り返りをして今後に生かすようにしていただけたらなと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

ページは14ページになりますけれども、額的には非常に少ないと思うんですけれども、以前は入湯税ということで結構あったかと思うんです。今年、何か補正で入湯税が補正額として増加されておるということでございますけれども、この中身を教えていただければと思いますし、これから先もこれが続くのかどうかということも教えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまの高本議員の質問にお答えいたします。

入湯税につきましては、当村では一昨年まではありましたけれども、そこでやられていたところが、もう温泉を辞められたということで、昨年度は全然発生しておりませんでした。

今年度に入りまして、7月に新しく温泉旅館がオープンされてまして、そこから少しずつ宿泊客が増えまして、今、入湯税が入っているところでございます。冬場には、そこそこの月に何十組か宿泊がされていまして、今、安定的に入り出しているところではございますので、今後その温泉旅館の運営がうまくいっていただければ、今後もその分は見込んでいけるかとは思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第9号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第24号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ587万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億490万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税666万6,000円の減額補正。調定額より収入見込額を算出しての補正であります。

7ページをお願いします。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金15万1,000円の減額補正です。繰入金額の決定に伴う補正であります。

款8 諸収入、項2 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金58万2,000円の増額補正。款項同じく目3 雑入36万5,000円の増額補正です。保険者間調整に伴う補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費1,100万円の増額補正です。年度内支払見込額の補正であります。

9ページをお願いします。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金130万円の減額補正です。年度内支払見込額によります補正であります。

あとは、予備費1,533万4,000円の減額補正をさせていただきます。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第25号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第25号につきましてご説明いたします。

議案第25号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,099万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料386万1,000円の増額補正でございます。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

款3国庫支出金、項1国庫負担金506万9,000円の増額補正。

款同じく、項2国庫補助金28万9,000円の増額補正です。補助金変更申請等に伴う交付額の決定による補正であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金720万3,000円の減額補正です。補助金変更申請等に伴う交付額の決定による補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

9ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費731万6,000円の減額補正。款項同じく目2介護予防マネジメント事業費115万5,000円の減額補正です。年度内支払見込額を算出しての補正であります。

10ページをお願いします。

あとは、予備費1,084万7,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくご説明いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、令和5年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時59分)

(午後0時57分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第26号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第26号につきましてご説明いたします。

議案第26号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,880万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料572万円の減額補正。款項同じく目2普通徴収保険料553万6,000円の増額補正です。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

款5諸収入、項3受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入199万2,000円の減額補正です。受託事業費の減に伴う減額補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

7ページの歳出予算をお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金77万9,000円の増額補正であります。

款 3 保健事業費、項 1 健康保持増進事業費717万6,000円の減額補正です。年度内見込額を算出しての補正であります。あとは予備費78万1,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第27号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号のファイルをお開きください。

議案第27号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,447万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,743万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いします。

歳入予算でございます。

款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益662万1,000円の増額補正。これは、水道使用料において、年度末までの収入見込額を勘案し、増額するものです。

次に、目 2 その他営業収益703万6,000円の増額補正。これは、水道加入金の収入見込額を勘案し、増額するものでございます。

款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金 1 億6,081万4,000円の増額補正。これは、4月からの公営企業会計移行に伴い、先般、12月議会定例会において、中央簡易水道事業特別会計財政基金条例を今年度で廃止する旨の議決をいただき、その基金全額を取り崩して本会計に繰入れをし、新年度の簡易水道事業会計現金預金として引き継ぐために行うものでございます。

7ページをお願いします。

歳出予算でございます。

歳出は、予備費の増額補正のみであり、今回の歳入補正予算の補正増となる額との同額を予備費に計上するものでございます。

なお、この予備費約 1 億7,000万円を新年度からの簡易水道事業会計予算に引き継ぐことによって、事業会計予算の予定開始貸借対照表における流動資産のうち、現金預金及び未収金とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第13、議案第28号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,834万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款7村債、項1村債、目1地域開発事業債、節1地域開発事業債4億4,500万円の減額補正。こちらにつきましては、今年度に予算計上させていただきまして造成工事に充当させていただきまして起債でございますが、開発行爲の許可等の許認可が今年2月に完了ということで、想定よりも時間を要したため、今後の造成工事の計画や工程、発注時期などを考慮して、今年度計上させていただいた工事費の一部を令和6年度予算で計上を行うため、起債についても同様に令和6年度予算で計上させていただくため、減額を行う工事費の分も減額させていただくものでございます。

8ページをお願いします。

歳出予算でございます。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業費、節14工事請負費4億4,500万円の減額補正。こちらは、先ほど歳入予算でも説明させていただきましたが、開発行爲の許可等の許認可が当初計画よりも時間を要したため、今後の造成工事の計画や工程、発注時期などを考慮して、今年度計上してまいりました工事費の一部を令和6年度予算で計上を行うため、今年度予算の工事費を減額するものでございます。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第14、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ860万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金29万2,000円の減額補正。こちらは、歳出の執行残分の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費、節12委託料29万2,000円の減額補正。こちらは、昨年度より実施しておりました河原地区の定住促進宅地造成事業による分筆測量業務の執行残を減額するものでございます。今回の河原地区定住促進宅地造成事業につきましては、整備を行った三区画、全ての売買契約を完了し、土地代金の納入も全て完了いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

今回は、たまたまといいますか、土地がこういうふうに使えたんですけれども、今はもう全部埋まっているという話でしたけれども、これからこういうことをするような場所はお持ちなのか。また、今回は河原でしたけれども、西原村は人口が増えていくといっても、やはり差があると思うんですけれども、ほかの地区でもこういうことができるのか。

また、今回は、河原地区の場合、少子化で学校関係のことを考えながらもやっていたという経緯もありますけれども、先日、全員協議会の中で、教育長がお話しされたのは、今の河原小学校の人数でも、十分それでも成績がよかったですとか、そういうものも話されておりましたので、これからどういうふうにしたらいいのかというのは、もうちょっと考えていくべきだと思いますけれども、来週は河原活性化委員の集まりもございますので、その辺を重点的に話せればと思いますけれども、これから各集落とかその辺に伸ばしていくような考えはございますでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、河原地区なんですけれども、先ほど申されましたように、現在、全ての土地がもう埋まっています、次の場所を探しているところでございまして、後の質問と重複するんですけれども、TSMC関連の影響もあつてか、大きな上場企業さんが幾つもある、西原村のほうにどこかないですかという話がございます。そのたびに河原地区の地形図、必要な資料であったりとか、また、地震で被災しました6集落にも広い土地がたくさん余っていますので、そこら辺の資料は随時提供しているところでございます。

今のところ、具体的に大きな企業さんたちがここに来たいという話はないんですけれども、調査はされているようで、例えば道路を取り付けていただけられるかどうかとか、水道を新たに掘ってくれるかどうかという相談は、今、随時届いているような状況でありまして、できれば、西原村としてお手伝いできる道路であったり、水道、その他のやつができるのであれば、民間主導で、民間の力を借りて行っていただくのが一番ではないかと思っていますので、今後はそういうものに力を入れて取り組んでいきたいというふうに思っています。

また、地震で被災しました6集落に関しましては、もともとの宅地が、やっぱり農地ということで、母屋と納屋とか、一つの宅地で1反、2反、3反ぐらいあるところがございまして、今、いざ売りに出そうとすると、なかなか広過ぎて買手がないということで、それも西原村の不動産屋とか、お尋ねになってきておられる不動産屋に相談しながら、民間の力を借りて分譲できないかというのも相談をしているところでございまして、なかなか今、うちの土地を売ってもいいと幾つか出されてはいるんですけれども、現状、

高いところから始めるということで、平米数が意外と高い状況でございまして、今後、売れないと分かると、ちょっとずつ下がってくるんじゃないかというふうに思っています。そこら辺も民間に力を借りて、相場といいますか、そこら辺でどういうのが売れるかというのを役場と地元の提供していただく住民さんと不動産屋さんと協力して、連携して、今後、取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

私も、土地関係は西原村、インターネットでしょっちゅう見ておりますけれども、最近、ここ数か月、6集落の土地が、大切畑とか布田地区とか、その辺でも数件ずつ出てきている状態であるし、中古の建物も数件、西原村で上がっているの、西原村にはそういう物件を扱って役場に言って載せたりとかできましたでしょう。そういうのにも極力載せてあげるような形で考えていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、申されましたとおり、6集落にしろ、空き家も含め、全体的なところを含めたところで、来年度はちょっと積極的に担当を張りつけて頑張っていこうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

今ちょうど坂本議員が6集落の話ということで、先ほど村長が言われたけれども、今、開発されるというのは、西原村に来たいという人がたくさんおられると思いますので、いいと思いますが、地域としては、きちんとした開発をやってほしい。要するに、排水とか、そういうものをきちんとやってもらわないと、周りに迷惑をかける。そしたら、その近所の人言えば、何か角が立つじゃないですか。やはり村としては、そういうところをきちんとつくった設計を出してもらって、そして進めてもらいたいということを業者さんに言ってほしいんです。でないと、周りの人が迷惑しているところがあります。

実際、雨が多きときには、流れて、もうどうしようもないような状況になっているところもあるとですよ。そういう開発をされたら、やはりきちんとした指導をやってもらいたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ただいま桂議員が申されましたとおり、ちょっと盲点といいますか、既定の面積とか既定の区画割でありますと開発申請を出さないといけないんですけれども、どうしても個人と個人の売買で、そこで例えば

宅地を建てられたとか、2区画ぐらいを分譲されたとかになりますと、なかなか建つまで分からないというのが現状でございまして、そこら辺は職員であつたりとか議員さんでも、あそこら辺ちょっと扱いよるごたるけどとって話をいただいて、こっちから出向くしかないのが現状でありまして、開発申請が出たものに関しましては、しっかり、開発の委員会のほうもございまして、取り組んでいきたいと思ひます。

また、この話を機に区長会議のときにでも、近隣で売り買いがあつとつたとか小さい開発がありよるとかいうのをできれば教えてくださうというふうには周知していければというふうには思つております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）そういうふうにして迷惑をされているところがあるから、多分役場のほうにもそういうふうにして言われているんじゃないかなと思ひます。そしたら、やはり業者さんに、きちんとしてたことをやってくれということ言つてもらいたかです。でない、周りの人は、なかなか言えないんですよ、業者さんに。業者さんに言つても、なかなか打ち合つてくれないということで、個人個人が言つても、なかなかそれはやつてもらえないんですよ。そういうところを今後、いろんるところを開発されると思ひますので、きちんとして周りの人たちに迷惑をかけないような開発をやつてもらいたいなというふうには思ひます。いいでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）一応、個人に関しましては、お金を借りられる。現金払いじゃない案件に関しては、ほとんどの方が県に建築確認の申請をされていますので、ある程度の規格ではできているかとは思つてはいるんですけども、やはり先ほど言われましたとおりに、隣近所の苦情であつたりというのは、西原村に話があるのは事実でございまして。

ただ、隣の人が言われるほど法に触れていなかつたりとかする案件もあつたりして、なかなか民事不介入ということで、一番いいのが、もう隣近所、仲よくなつていただくのが一番でございまして、片方が言つたからといって、そのままに西原村が何か言える状況にない案件も結構多いので、そこら辺に気をつけながら頑張つていければというふうには思つております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）ちょっと勘違いされています。私は、業者さんがそういうふうにしてやつておられるところと言つてはいるんですよ。個人個人のところじゃないんですよ。業者さんだから、何世帯かそこに造られるのであれば、やはりそこをきちんとしてやつてもらわないといかんとですよ。そこらあたりをきちんとして、見て回つておられるかおられないか分かりませんが、一度見に来てもらつたら分かりますよ。きちんとしてやらないと、本当に何世帯かそこで入られて、そして、そこでまた苦情が出たりなんかすると、売つた人はいい

けれども、買った人が大変なんです。そしたら、周りに今度はそういう人たちが苦情を言うようになったら、これはうまくいかないと思うんです、そこからあたりの人たちが。そういうものを注意してほしい。

だから、業者さんが何世帯か分を分譲する、一緒に、そこを団地として。であれば、きちんとしたものを出してほしいというのが、私が今さっき言っていた、そういうことです。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時30分）

（午後 1時34分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第30号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号のファイルをお開きください。

議案第30号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）。
総則。

第1条、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,111万7,000円は、建設改良積立金800万円及び損益勘定留保資金1,311万7,000円で補填するものとす

る」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額531万7,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとする」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入、1億1,500万円、マイナス7,000万円、4,500万円。

第1項企業債、1億1,500万円、マイナス7,000万円、4,500万円。

支出、第1款資本的支出、1億3,611万7,000円、マイナス8,580万円、5,031万7,000円。

第1項建設改良費、1億3,611万7,000円、マイナス8,580万円、5,031万7,000円。

2ページをお願いします。

企業債。

第3条、予算第6条に定めた企業債のうち、次の企業債を廃止する。

廃止、起債の目的、工業用水道本管布設事業、限度額7,000万円。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

4ページをお願いします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）説明書。

まず、今回は営業における収益や費用に関する収益的収入及び支出の補正予算はございません。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債7,000万円の減額補正。これは、当初予算の支出に計上しました新工業団地予定地までの工業用水道本管布設事業費の資金として企業債を7,000万円借り入れる予定でしたが、支出の事業費を翌年度へ全額組替えすることに合わせた全額減額であり、今回の補正予算第3条、企業債の廃止が、この減額による廃止でございます。

次に、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水設備工事費のうち、工事請負費8,580万円の減額補正でございます。これは、先ほど収入でも申しましたとおり、既存工業団地の既設管から新工業団地予定地までの工業用水道本管布設工事費を当初予算で計上しておりましたが、新工業団地予定地における造成事業などの進捗状況を踏まえ、改めて新年度予算に組替えをするための全額減額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくご説明いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、令和5年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第31号、令和6年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第31号についてご説明いたします。

差し替えの議案第31号ファイルのほうをお開きください。

議案第31号、令和6年度西原村一般会計予算。

令和6年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億420万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

西原村定住促進事業補助金（令和6年度分）、令和6年度から令和8年度まで、300万円。

構造改善センター自動体外式除細動器（AED）レンタル料、令和6年度から令和10年度まで、36万5,000円。

庁舎自動体外式除細動器（AED）レンタル料、令和6年度から令和10年度まで、36万5,000円。

庁舎警備委託料、令和6年度から令和10年度まで、3,962万円。

風の里キャンプ場自動体外式除細動器（AED）レンタル料、令和6年度から令和11年度まで、36万6,000円。

仮想ブラウザシステムリース料、令和6年度から令和11年度まで、1,590万6,000円。

第4次住基ネット機器更改業務委託料、令和6年度から令和11年度まで、1,284万円。

保育園食器洗浄機及び大型冷蔵庫リース料、令和6年度から令和13年度まで、382万2,000円。

河原小学校食器洗浄機リース料、令和6年度から令和13年度まで、499万2,000円。

8ページをお願いします。

第3表、地方債でございます。

まず、起債の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（防災重点ため池緊急整備事業）、3、緊急防災・減災事業債（構造改善センター改修事業）、4、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ購入事業）、5、緊急防災・減災事業債（消防局指令管制システム整備等負担金）、6、防災対策事業債（消防局指令管制システム整備負担金）、7、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業）、8、緊急浚渫推進事業債（河川浚渫事業）、9、道路橋りょう等災害復旧事業債（道路橋りょう等災害復旧事業債（過年度災））。

限度額、800万円、1,580万円、5,540万円、1,510万円、70万円、490万円、1,100万円、1,000万円、9,590万円、9件で2億1,680万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

11ページをお願いします。

上段の款1村税、項1村民税、目1個人2億7,192万7,000円でございます。
目2法人1億2,492万9,000円でございます。

款同じく項2固定資産税、目1固定資産税5億2,133万円でございます。

13ページをお願いします。

中段の款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億4,500万円でございます。

14ページをお願いします。

中段の款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税19億6,000万円、前年度比較7,000万円の減でございます。普通交付税が18億5,000万円及び特別交付税が1億1,000万円でございます。

16ページをお願いします。

中段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億6,682万1,000円。障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

17ページをお願いします。

上段の款項同じく目3災害復旧費国庫負担金1億6,008万1,000円。公共土木施設災害復旧費負担金等でございます。

19ページをお願いします。

上段の款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億4,585万9,000円。保険基盤安定県負担金及び障害者福祉費県負担金等でございます。

21ページをお願いします。

下のほうの款同じく項2県補助金、目4災害復旧費県補助金1億2,141万6,000円。農地等災害復旧事業県補助金等でございます。

24ページをお願いします。

下のほうの款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金4億1,000円でございます。

25ページをお願いします。

上段の款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金6億1,042万4,000円、前年度比較1億9,357万3,000円の増となっております。財政調整基金繰入金等でございます。

28ページをお願いします。

上段の款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債800万円でございます。目2公共事業等債1,580万円でございます。目3一般単独事業債9,710万円でございます。目6災害復旧事業債9,590万円でございます。村債の合計は2億1,680万円で、前年度比較6,860万円の減となっております。

次に、歳出でございます。

29ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費6,831万1,000円でございます。

30ページをお願いします。

下のほうの款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 2 億5,723万1,000円でございます。

34ページをお願いします。

款項同じく目 2 財産管理費9,316万4,000円で、前年度比較4,757万2,000円の増でございます。庁舎改修工事等の増でございます。

38ページをお願いします。

中段の款項同じく目 8 企画費 3 億723万円でございます。

40ページをお願いします。

下のほうの款項同じく目 9 電子計算費 1 億2,513万6,000円でございます。

50ページをお願いいたします。

中段でございますが、款同じく項 4 選挙費、目 5 西原村議会議員選挙費 1,681万9,000円でございます。

53ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1 億717万5,000円でございます。

56ページをお願いします。

下のほうの款項同じく目 4 障害者福祉費 2 億3,750万6,000円でございます。

58ページをお願いいたします。

中段の款項同じく目 7 介護保険推進費 1 億1,879万円でございます。

同じく目 8 の後期高齢者医療費 1 億2,959万4,000円でございます。

59ページをお願いします。

中段の款同じく項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1 億8,541万7,000円でございます。それと目 2 児童措置費 3 億4,167万円でございます。

66ページをお願いします。

下のほうの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 1 億3,346万1,000円でございます。

68ページをお願いします。

款項同じく目 3 環境衛生費 1 億3,641万4,000円でございます。

73ページをお願いします。

中段の款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費 2 億5,519万8,000円で、前年度比較 2 億1,190万1,000円の増でございます。改善センター改修工事等の増でございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。

上段の款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 非常備消防費 1 億7,170万7,000円でございます。

116ページをお願いいたします。

中段の款10災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地等災害復

旧費 1 億3,750万3,000円でございます。

款同じく項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋りょう河川等災害復旧費 2 億6,400万3,000円でございます。

117ページをお願いいたします。

上段の款11公債費、項 1 公債費、目 1 元金12億1,194万1,000円、前年度比較1,697万円の増となっております。

あとは、予備費に267万2,000円を計上しております。

歳入歳出予算の主なものにつきましては、以上でございます。

あと、118ページ以降は給与費明細書でございます。

それと、127ページからは債務負担行為に係る調書でございます。

132ページにつきましては、地方債に係る調書でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時05分）

（午後 2時20分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、歳入について質疑を受け、その後、歳出とし、最後に再度、歳入歳出の質疑といたします。

歳入について、質疑ございませんか。

8 番議員、上野君。

○8 番議員（上野正博君）8 番議員、上野です。

ページは17ページ、災害復旧費国庫負担金、1 億6,008万円ありますが、これは恐らく熊本地震による国の災害復興基金の50億円の残額を市町村に配分するという交付金だと思いますが、本村に1 億6,008万円の配付がっておりますが、これはどのように活用されるのかお聞きします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）上野議員のご質問にお答えします。

17ページの質問がありました災害復旧費国庫負担金、これにつきましては、今年度の豪雨災害についての国の補助金になります。基金ではございません。

○議長（山下一義君）8 番議員、上野君。

○8 番議員（上野正博君）これは配分と違うわけですか、1 億6,000万円。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）上野議員が申されております県の基金を村のほうに交付されるのが今年度でございましたので、先ほど議決いただきました補正予算のほうで、その分は計上させていただいております。その金額が、熊本地震復興基金交付金という形で、県の先ほど言われましたように50億円を各

市町村に配分するという形で1億6,544万3,000円ほど入ってきております。その分につきましては、今年度、基金積立てをいたしまして、新年度にある程度充当していくというような形でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）金額は分かりました。この使途について、地震からの復旧・復興や地域の防災力向上に限るとありますが、緊急時の避難通路の道路の拡幅なんかには使用できないか。その辺のところをお聞きします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時24分）

（午後 2時25分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）すみません、先ほどの続きになりますが、一応、基金のほうに令和5年度で積立てをいたしまして、新年度予算のほうで、その分につきましては、災害復旧の工事関係に基金のほうを取り崩して繰入れをする予定にしております。

以上が新年度の基金の繰入れという形で考えております。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）それは全額ですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）一応、新年度では1,900万円ほど繰入れを予定しております。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時27分）

（午後 2時28分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

ページは24ページになりますけれども、一番上に財産収入の財産運用収入としてジェイウインド風況観測塔及び作業用地というふうに、7,000円でございますけれども、上がっておるわけですが、ここはどこの場所で、仮に鳥子地区であるならば、その配当があるのか。そこら辺を確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）高本議員のご質問にお答えいたします。

今度、電源開発のほうで新しい風力発電機のリプレースを計画されております。それに基づきまして、同じ場所での風況観測ということをおこなっております。そちらの部分の財産収入というところでおこなっているかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ちょっと勘違いされたと思います。同じ場所じゃなくて、全然場所が変わっておるのでございまして。せんだって、こちらを管理されておる地元の方々が、草切りした後で、燃やしてくれという話がありまして、地元の方も場所移転をされておることが、あまり認識がなかったものだけ、そこを探るのが大変だったということがありましたもので、地元としては、区長さんと実際管理する人間がちょっと違うとったものだけ、その辺に行き違いがあったかなと思っております。

これを見ますと、7,000円ではありますけれども、地元に戻されるならば、地元の管理されている方々にもご連絡をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）すみません、今の高本議員のご質問にお答えいたします。

歳出のほうになるんですが、37ページのほうで、諸費の負担金、補助及び交付金のほうの下から7行目ですか、ジェイウインド風況観測塔用地等貸付分収金という形でお支払いするような形になっております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは21ページになりますけれども、鳥獣駆除の件です。こちらが、イノシシ1匹につき幾ら、鹿が幾らというふうに村から補助金が出ておりますけれども、ここまでは自分たちも、ああ、それぐらいいるんだなという感じの金額でしたが、ある人から、このイノシシとか鹿とかをふるさと納税とかそういうものに加工したりとかできないのかというふうに言われまして、ちょっといろいろ調べたんですけれども、今現在は、尻尾をこちらに持ってきて、本体自体はその場で埋めるような形になっているというふうに聞いていたんですけれども、例えば、こういうものを加工とかでできるようになる方法とかあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

こちらで補助金が出ているので、そういったものをそういうふうに使えるのかとか、そういうのを分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、取ったらすぐ埋められるという方と、すぐ精肉にして自分た

ちで食べたり住民さんに配ったりする方がいるんじゃないかと想定されます。

また、ふるさと納税等に二次加工できないかという話なんですけれども、自分の記憶によりますと、御船町のほうに加工される場所があるというふうに聞いていまして、今度機会があったら見に行きたいとは思いますが、そこも話によりますと意外とさばく量が多くて、さばく量と保管する量がなかなか多いということで、よその市町村から受け入れるのは何か控えておられるという話は聞いています。

将来的に、本当にふるさと納税とかで活用できれば一番いいんじゃないかと思っていまして、まずは産業課と一緒に現地を見に行ったり勉強したりして、それだけ加工がはけるのであれば、民間誘致であったり、村内のお肉屋さん等に相談して、次なる展開ができればというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

結構、山とかにいる動物であるので、厳しいかなとは思っていたんですけれども、もし、今こういうのを、例えば人間が食べるものではなくて、魚の餌だったりとか、ドッグフードとか、そういったものも何かいろんなところでされているそうなので、そういうことも考えると幅が広がるんじゃないかなと思っておりますので、その辺もちょっと調べて、一緒にできたらと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君）前向きに勉強したいと思っております、産業課と一緒に。また、議員さん方のお知恵があれば、どんどん聞いて勉強していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君） 総務課長。

○総務課長（林田浩之君）すみません、先ほど上野議員からのご質問の部分でございますが、先ほど金額的にもちょっと間違っておりましたので、1,900万円と言いましたのは災害復興基金繰入金の部分を発言しておりました。

今年度、頂きました県からの交付金の基金積立てが、平成28年度熊本地震復興基金繰入金という形で、新年度、令和6年度につきましては1億4,350万円取崩しを行うという予定にしております。その使い道は、震災ミュージアム関係の整備の委託料関係と、構造改善センターの改修業務あたりに、その基金を充てるという形に計画しております。以上です。

○議長（山下一義君） 8 番議員、上野君。

○8 番議員（上野正博君）1億4,360万円ということですが、これは全部、構造改善センターのアスベストの解体とか、そういうのに使うわけですか。復旧・復興のほうには……。 （「震災ミュージアム」の声）ミュージアムのほうにも……。使い道はそれでもいいというわけですか、復旧・復興で

なくても。

ミュージアムは新たに造るとであって、復旧・復興とはちょっとあれじゃないんですか。それでも構わないと国・県が言えば、もうそれでいいですけど。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ちょっと私のほうから返答させていただきます。

震災ミュージアムと構造改善センターの改修等につきましては、復興基金が使えます、逆に。例えば、役場の庁舎でいきますと、役場の外壁が地震によって改修が必要ということであれば、基金を一部活用できます。逆に、道路改良といいますか、道路等を広めるやつについては、もう使えないんじゃないかというふうに認識しております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）この使い道、用途については、緊急時の避難通路等の拡幅などにもというふうに一応お聞きしましたけれども、緊急時に、避難通路が狭いということで、避難するときに困難なときもあるから、道路の拡幅にも使えるんじゃないかというふうに、私は理解しておりましたけれども、この件はもうこれでいいですけどね。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）避難路等に関しましては、補助事業が、恐らく都市防災、都市防とかで、家が何軒以上あったときには避難路の整備に事業が使えるという補助事業が、当時からございましたけれども、何か補助事業を見つけて、単独費にならないように、各集落の避難路の整備ができればというふうに思っております。

また、辺地事業の区域におきましては、そういう事業と辺地債を組み合わせて、なるべく単独の持ち出しが少ないように今後とも取り組んでいければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに歳入について質疑ありませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

24ページなんですけれども、不動産売払収入が1,000円組んであります。先般、原野の火入れに行きまして、皆さん、話が出たんですけれども、村有林のクヌギ山がいっぱいありまして、以前も質問したんですけれども、もう適正のあれよりももうかなり過ぎちゃおらんとだろろうかと。

そして、以前はクヌギの手入れってしていたんですけれども、今、そこもあまり手入れもしていない状態なんですけれども、そういう村有林のクヌギの売却は、どこか計画されているのか、されていないのか。

今、やはりシイタケ産業がちょっと衰退しているというところもあって、希望がないのかなというところもあります、そのあたりはいかがでしょう

か。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）今、堀田議員の質問にお答えいたします。

財産収入につきましては、今のところ、まだ予定が立っていないということで、1,000円計上させていただいておるという状況でございます。

今おっしゃられましたクヌギにつきましても、堀田議員が言われましたよりも大分大きくなっておりますので、逆に使えないというような状況かと思っております。今のところ、売却あたりの計画はないということでございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）やはり単独でも、なかなかこういうところにもつきませんので、村としても、行ってみて、ああ、びっくりという感じだろうと思います。やはり森林組合とかそういうところから、昔は購買、売却の案を出していただいて、募集して売ったかと思っておりますので、もう手後れになる前に、そういうあたりも1回ぐらい入札をかけても、森林組合あたりのアドバイスを受けてですね、いいんじゃないかろうかと思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）私もちょっと初めてお伺いしまして、クヌギとか、売る時期とかございますので、これも森林組合に相談したらどうかというご提案もございましたので、早急に関係各課連携して、なるべく売る機を逃さないように、期間を逃さないようにやっていこうかと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

ページは21ページになるんですが、交通、バス、県から昨年度は45万円で、今年は25万円と、20万円減額になつとるんですが、来年度は多分0になるんじゃないかな。

それと、歳出のほうが、昨年度は1,200万円で、今度は1,350万円ぐらいになっていますけれども、これは、今、運転手不足で、かなりバスのほうもダイヤも減ってきているんです。将来的に本当に考えていかなくちゃならないのはそこらあたりじゃないかなと。今後どういうふうを考えておられますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

まず、交通のちょっと勉強を最近しておりまして、西原村が周りの町村に比べたら特に後れを取っているなという感じがしています。

まず、交通関係の委員会をまず設けなければならないということで、それからいろんな調査をかけて、将来に向けて、どういう連結をしたほうがいいかとか、他町村との連携をしたほうがいいかという基本方針を決めてから、

補助金だったりとか、いろんな民間のバスに、補助を頂けるかどうかは分からないんですけども、それをやらないといけないということで、特に来年度は、もう本当に住民さんから65%近く不便ということを知っていますので、目に見える形で早急にやっつけなければというふうに思っております。

現在は、益城町、大津町のご協力もあり、現在の路線が残ってはいるんですけども、その存続であったり、代替、最近で申しますと、高森町がライドシェアを導入実験ということでされています。そこら辺も含めて、委員会を設けて、もちろん議員の皆様にも何人か入っていただいて、早急に検討していければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）これは以前から私はずっと言っているんですが、全く動いていないとか、そういう委員会をつくってでも、やっぱり検討していかないか問題だろうと思っているんです。西原村の交通網というところをいろいろ考えていかなきゃならないというふうに思っております。

また、近隣の益城町にしても、大津町にしても、やっぱりお互い、そこどういうふうにしていったほうが一番使い勝手がいいのかということもやっぱり話し合っていないと、なかなか難しいんじゃないかなと思うとです。

それと、先日、山都町だったですか、あそこが町営バスをひとつだけけれども、乗合タクシーに変えたということなんです。やっぱりいろいろどこでも考えられよるとですよ。西原村が、これだけ交通網で皆さん方が苦勞されている状況である中で、いつまでも何かずっと続けている。そして、話し合いも何もないような中でやっていたということですから、日頃からそういうものをやっぱり頭に入れて、それと、交通網も今から先は変わってくると思うとですよ。空港に行くことも考えなくちゃならないし、JR関係がもしできたときには、今度は駅に対してどういうふうな交通網でやるかと。そういうものも常に考えながらやっつけていかないと、なかなか住民の皆さんの安心できるような交通網にならないと思うとですよ。皆さん方が使ってもらえるような、そういう交通網にしてほしいなど。だから、やっぱり委員会は早めにつくってもらいたいなというふうに思っております。

それと、西原村の場合は、タクシー会社が1件しかありませんので、それと、今、福祉タクシー、使っておるんですよ。今回でも500万円出してありますけれども、大体使っている人が、1日に2台か何かしか動いていないらしいんです。そうすると、なかなか使い勝手が悪いということも聞かれます。だから、そこらあたりも、こういうものをタクシー会社さんが何か受けてもらえるようなことも考えていけば、タクシー会社も続けられるんじゃないかな。山都町では、タクシー会社さんに何かそういうふうに補助してやるということを考えておるみたいだから、いろんな方面で考えてもらいたいなというふうに思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）ありがとうございます。

個人的には、JRも来るかと思うんですけども、やはり開通するまでは10年ぐらいかかるんじゃないかというふうに思っております、その前に、バスであったりとか、個人としては実験をさせていただきたいと思っております。一回始めると、周りの市町村に聞くと、なかなか乗車率が低くてもやめられないということで、経常的経費は大変厳しいということなので、ご意見を聞きながら、柔軟にまずは実験をさせていただいて、利用率向上とかですね。

例えば、空港に行くにしても、リムジンバスしか出ておりませんので、子どもたちが通うとしたときには、やはり定期券の制度を県にお願いしたりとかしたほうがいいんじゃないかとか、あとは大津町、菊陽町と連携して、駅から空港経由の総合体育館とか、総合体育館までをタクシーであったりライドシェアを実験的に使ってみて、本当に村民の人たちも、さっき言われましたとおり、タクシーを呼んでも1時間とか2時間とか待たないかとかいう話をよく伺います。タクシー会社に話をしてみますと、やっぱり人手不足が原因という、どちらもきつい状態なので、ライドシェアを導入するということは地元のタクシー会社さんとかの協力を得なければならないという話がございます。そこら辺も委員会をまずは設置して、皆さんと協力し合いながら取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

43ページのミュージアム。（発言の声）28や。ああ、歳入か。

○議長（山下一義君）28ページです。

○9番議員（桂 悦朗君）すみません。じゃ、次に言います。

○議長（山下一義君）じゃ、歳入よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）それでは、その後の歳出について申し受けます。質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

歳出。29から117。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

113ページの委託料、地域振興費の。これはミュージアム拠点ということでは286万円ですか、ついておりますけれども、以前、場所は小森団地の横にということであったんですが、あそこは何か向こうのほうで、ちょっと売れないということで、できなかつたと思うんですが、今度はどこを拠点にされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時52分）

（午後 2時53分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出について。

企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）先ほどの桂議員のご質問にお答えいたします。

この震災ミュージアムの用地につきまして、当初計画の用地から変更になりまして、今現在、用地交渉を進めているところでございます。場所的には、総合運動公園の南側を予定しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

ページは91ページです。国際バカロレア教育候補校登録申請手数料と、その下の研修負担金というのがあります。これについて、このバカロレア教育がどういったものなのか。あとは、申請に関する手続はどのような形で行われるのか、お願いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

少しだけお時間をいただきまして、国際バカロレア教育というのが、どの団体が進めているのか、どんな特徴があるのかということと、なぜ西原村に必要なのかということ、今まで話し合ってきたことを少しお話しできればと思います。

まず、どんな団体かということですが、ジュネーブにございます国際バカロレア機構、これは非営利教育団体なんです。これは教育団体が運営するものですから、経費が当然必要になってきます。後でその経費についてはご説明させていただきますが、なぜ国際バカロレア機構というのができたのかといいますと、これは非常に乱暴な言い方でございますけれども、こういったふうに世界各国が国際化しまして、いわゆる各国の高官であるとか、大使であるとか、そういったところのご子弟の教育をずっとしていかなければならない。ところが、教育機関が十分発達していないところでは保障されないということで、この国際バカロレア機構が立ち上がりまして、こういった高官やいろんな大使のご子弟を、一貫したいわゆる高度な教育を育みたいということと同時に、グローバルな教育をしていかなければならない。国際的な視野に立った教育を行いたいということで始まったものです。

いわゆる国がやっているものではございませんので、お金が要ります。そ

れで、まず日本がどんなになっているかといいますと、日本というのは、売りは、日本のどこでも同じような教育の中身でやっていきます、やれますというのが、日本の教育です。学校の先生方、これは小学校です。小学校の先生方は、最低限この3冊の厚い学習指導要領というのを読み込まなければなりません。これは何を書いているかといいますと、ここには日本の教育の目標と、それから学年段階における各教科の目標が書かれています。

それがどう違うのかといいますと、国際バカロレア教育の場合には大きく6個のプログラムがあります。私たちが今、挑戦しようとしているのは、プライマリー・イヤーズ・プログラムといいまして、PYPというやつなんですけれども、6個のプログラムは世界共通のプログラムです。1つ例を示しますと、私たちは誰なのか、あるいは世界はどのような仕組みでできているのかといった具合に、非常にグローバルといいますか、大きなテーマです。

片や日本の目標は、各学年ごとに目標が決まっています。その代表的なもの、小学校6年生の算数でいいますと、分数の掛け算を理解しましょう。図形は、三角形の内角の和は180度であるということを理解しましょうとかいった具合に、内容をしっかり理解していくというのが日本の教育であるというふうに私は思っています。

じゃ、育ちでどんな違いが出てくるのかということ、国際バカロレア教育では、先ほど言いましたが、非常に大きなテーマでやっていきますから、子どもたちに概念の形成がスムーズにいくところが売りだと思っています。じゃ、どのようにして進めていくのかというのが、日本と違うところなんですけれども、日本の場合には、各学年、各教科で目標が決まっていますよね。国語でしたら、言葉の決まりであったり、漢字であったり、学年に応じて決められている。それを覚えていけばいいんですけれども、国際バカロレアの場合には、例えば、世界はどのような仕組みになっているかというのを理解する場合に、多くの教科で一斉にそれに向かって取り組むんです。ですから、理科でいいましたら、世界はどのような仕組みといいますから、宇宙のことを学びます。月や星のこと、それから太陽のこと、影、こういったものを学んでいくんです。難しいのは算数ですけれども、算数は、ちょっと直接関係はないんですけれども、社会科でいいますと、人々の生活の営み、そういったものをしていくわけです。

今、課題になっているのが、日本の教育とカリキュラムが違いますもんね。日本の場合には、日本の文部科学省の外郭団体がカリキュラムをつくって、各学校に、言い方は悪いですがけれども、配ってくれているんです。それに応じて月ごとに決めていけばいいんです。そして、テキストも決まっています、大体。ところが、国際バカロレアの場合にはテキストが決まっていな

いんです。

今はどう思っているかということ、各学年のテキストを使おうと思っています

す。それと同時に、新たにカリキュラムをつくって、さっき言いました6つのプログラム、6つの大きなテーマに持っていきこうと思っています。その案はどこからもらうのかとといいますと、2月に行きました四国の大宮小学校というところですが、そういったところが日本各国で今288校あります。令和4年度の段階で168校でございました。だから、もう相当数増えています。令和4年度の終わりまでに200校というのが日本で目標だということだったんですが、今もう280校以上になっている。今、だんだん増えていっているんです。

ただ、九州では、一条校といいまして、公立学校では熊本でいいましたら八代市しかないんです。あとは私立なんです。つまり、なぜ私立かといいますと、お金がかかるんです。さっき言いました。どれぐらいかかるかといいますと、今うちは関心校といいまして、手を挙げています。うちは関心がありますよと。この段階では、お金がかからないんです。ところが、関心校から申請を出しまして候補校までに大体150万円ぐらいかかるんです。申請料だけで70万円かかりますから。候補校になったら、毎年この150万円程度が要ようになります。

候補校の次が認定校です。認定校になりますと180万円程度毎年要ります。それだけで済むかといいますと、そうじゃなくて、国際バカロレア機構から、西原村の学校は国際バカロレア機構のカリキュラムにのっとっていないというたらアウトなんです。だから、のっとっているかどうかというのを見に来るんです。見に来る人たちの旅費等は全てこちら持ちです。ですから、四国の大宮のほうでは、年間全て見込んで250万円から300万円ぐらいを予定しているというふうなことで言われておりました。

お金の話ばかりで申し訳ないんですが、さらに、この国際バカロレア教育をするには資格が要ります。現在、うちで資格を持っているのは、山西小学校の白石校長先生と、もう一人、竹田先生という先生です。これはワークショップを受けなければならないんです。このワークショップを受けるのが、これまではコロナ禍でしたので、オンラインでできました。ただだったんです。ところが、今はお金が要ります。受けに行かんといけません。これがちょっと経費がかかります。という具合に、理想は高いんですけれども、ちょっと経費がかかるのが大変なところです。

じゃ、なぜそんな大変なところに向かって西原村は行かないかんのかというところですけども、これは私のわがままというか、理想も入っておりますので、その辺は勘案しながらお聞きください。

まず、1つが、今、村の子どもたちの学力は、ここ2年間ぐらい、私、低迷していると申し上げましたね。ところが、やっと今年、上向きになってきています。先ほども議論がありましたが、河原小学校の小規模の学校でも、学校では特に今、学力が充実しています。こんなふうには波があるんです。何

でこんなに波があるのかといいますと、これはもうずばり言います。教師に頼っているからです。教師力に頼っているからです。そこを変えないと、もう毎年、この学年はいい、この学年は駄目だみたいな変な言い方をせんといいけません。

それから、2番目がグローバル教育の必要性です。TSMCが入ってきます。と同時に、子どもたちもそういった関連企業に行きます。そのときに、先日も村長にお聞きしましたが、試験になったときに必要なのは外国語を話せる能力だということで、こういったことにも関係してくるし、世界を知っているというのは強いことだと思っております。

それから、3点目、一番大きいことです。世界基準のカリキュラムで子どもたちを学ばせたいということです。

それから、もう一つは、今、子どもたちが、学校に行けていない、不登校の子どもいるんです。もったいないですよ。子どもの自尊感情が低くなっています。子どもたちに自信を持たせたいんです。そういったことも含めて、公教育、公の教育で国際バカロレア教育をやっていききたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）ご説明ありがとうございます。

ただ、日本の教育要綱ではない。ですが、その後の進学の方には特段問題は無いのかということをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）一番ちょっときつところといいますか、いわゆる一条校といいまして、公立の学校で国際バカロレアをやっているのは八代市です。だから、八代市のほうの高校に行けば一番いいんでしょうけれども、あるいは福岡県のほうに行けばいいんでしょうけれども、厳しいですよ。

でも、国際バカロレアをやっていると、ほかの学校や高校に行けないのかというと、それは絶対ありません。ただ、それよりもむしろ私が知っている限りでは学力は高いと思っています。ですから、高校進学に関しては、問題はないと思っています。

じゃ、どこにやるの。小学校2校あるじゃないかと。今、私が考えているのは山西小学校でいわゆる検証はさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

プライマリーということなので、小学校ですよ。中学校はないので、小学校でバカロレアをやって、また普通の日本教育に戻って、高校になるという考えで間違いはないですか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ここであまりほらを吹くのはいけないんですけれども、この後は相談でございます。今のところは小学校段階です。できれば、中学校段階の国際バカロレアに臨みたいなと思っています。

どんなふうに子どもの育ちが違うのかという例を一つ出さないと難しいですよ。小学校の6年生や中学校になりますと、1人1課題で1年間過ごさんです。どんな課題でやっているかといいますと、これは私が岡山県の学校に研修に行ったときです。見に行ったときですけれども、1年間やり遂げた課題は、中学校の3年生ですが、紙飛行機の形と重さの変化から分かること、球が回転する際に使われるエネルギーに関する研究、まちおこしイベントが地域の鉄道に与える影響。こういったふうに、もう大学生がやるような研究です。

今日の熊日に載っていましたが、濟々覺高の子どもたちがウニの研究をしたと。ウニは敵をもう一生忘れないみたいな、長期記憶があるというような、そんなふうに研究を続けられる子どもたちがいる、できるというのは、僕は魅力だなと思っています。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

それで、新たなプログラムも入れてと言われていたので、多分教材が通常のより増えるのかなという予測はありますが、その教材費は、いろいろネットで調べるところによると、デメリットのところ、教材費が増えるので、基本的に保護者負担のところが多いですというネット記事があったので、もしかしたらバカロレアにすると保護者さんの負担が増えたりとかするのかなということをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

現在、教科書は国から無償で配られています。その教科書を使います。ですから、教材は国から与えられるものです。

ただ、それ以外のもの、それ以上のものは、教師が探します。その教師が探すときの材料費、これは考えなければならぬかもしれません。ただ、それはできるだけ公費で賄いたいと思っています。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

そうですね。この制度が整って小学校、中学校となれば、もうスムーズに国際的な応用が利く考え方が手に入ると思います。

先ほど教師力の問題を言われたと思います。今、日本教育に対しての教師力がない。だったら、世界に通用する教師力があるんですかというところが、ちょっと一つ不安があります。

それと、このバカロレア教育というのは、基本的に少人数でということ

言われていたと思います。そうすると先生の数が足りるのかなという不安もありますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）まず、教師力の件でございますが、日本の教育では、これを覚えんといけません、先生が。学年の何月には何をせんといけませんというふうなことが決まっています。それプラス、現在では、黒板に向かって書くというだけではなくて、子どもたち同士に論議をさせるというふうなことです。

ですから、本当に教師の力は必要としますが、国際バカロレア教育も同じようなところがございませうけれども、大きく違うのは、メインテーマをしっかり理解しとって、そのメインテーマをどのように具体的に先生が各教科で子どもたちにちょっとした課題として差し出すか。例えば、先ほど言いました太陽や影というのと、世界はどのような仕組みになっているのかというのを関連づけるときに、先生によって提案の仕方が違っていいですよ。だから、そこ辺は校内で1年間やっていってプログラムをつくり上げると、それぞれの先生の力が私はずっと思っています。

今のような算数の分数の計算はこんなふうにするんですよというのは、一律の力をつけなければならないというものとは、違うものがあると思っておりますから、今までと違う教師力を養っていくと、今から新たに。そんなところもあります。ですから、今まで以上のところも必要になるかもしれませんけれども、新たに先生としては魅力を持っていただければいいなと思っています。

それから、人数の件ですけれども、私が行った大阪教育大学の附属中学校もそうでした。それから、先日行きました高知県の中学校もそうでしたが、25人以上でございました。ですから、その地域によって違うと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

ページは93ページです。学習用端末（クロームブック）購入費とあります。これは故障しての買換えなのか、それとも使用する人数が増えての買増しなのか。そして、何台購入されるのか、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）尾崎議員の質問にお答えします。

クロームブックの購入費ですが、こちらは全て故障等に対する買換えの費用のところで一応のせていただいております。

今回、台数は20台を計上させていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

たしかクロームブックとかは保険とかはかけてはいなかったですか。

それと、20台の買増し。やっぱり故障して、買い換えたほうがいいのか、保険を使って修理をしたほうがいいのかという検証とかは、今現状でできるような状態でしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

今、中学校のほうが、使い方の頻度が高いのかもしれませんけれども、ちょっと傷みが大きいようです。ですから、保護者には保険に入っていたかのようにということで、次年度から今考えていっているところです。じゃないと、キーボードの文字が、もう3つ、4つと、一旦取れ始めると、どんどん取れてきたり、あるいは画面がちょっとはぐれてきたりがあります。そうなったら、もう新しく買ったほうが安くなりますので、今そう考えております。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）今の教育長の答弁に併せてお答えさせていただきます。

今、自転車の保険等で対応できる部分があるというふうに確認をしております。ただ、それ以外に、新年度では、また、うちのほうでも保険のほうの加入をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、先ほどの購入関係につきましては、例えば画面が割れた場合は、修理代のほうが購入よりも高額になるため、マザーボード等の故障については、今まで何度か修繕のほうに送りましたら、購入費よりも高くなるということが分かっておりますので、修繕の時点で画面とマザーボードの故障が分かれば、もうそのまま新たなものを購入させていただくと。

あと、そういった故障したものも部品取りでうちのほうで保管させていただいて、例えば、ボタンが外れただけとか、ねじの外れとか、そういったものについては対応させていただきながら、修繕と新規購入というのを続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

教育委員会の質問があつておりますので、そちらを私も。

98ページですけれども、河原小学校のほうに門扉設置工事300万円計上してあります。今年は、河原小学校が150周年記念ということで、PTA、学校運営協議会、そういうところでやるならばというところでしておりますが、昨日もOBというか、地域の方で、記念誌をつくるならばとかいう話が決まりました。

まず、門扉が300万円のできるのかなというのが1つと、あと、150周年に対しまして村教育委員会のほうから何らかの協力はしていただけるのかというところを質問したいと思います。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）堀田議員のご質問にお答えします。

まず、門扉作成等につきます300万円ですけれども、実際、現時点でどのようなものを300万円で作成するというような形には至っておりません。今後、設計をしてという形にはなりますが、河原小学校の入り口、ご存じのとおり傾斜がありまして、通常のいわゆる鉄のガラガラとした門をつけることというのはなかなか難しいというふうに考えております。何か記念碑と併せたような形の門扉ができればというふうに考えております。

それと、協力の部分につきましては、昨年度から河原小学校150周年記念ということでいろいろPRをされてこられていますので、それに合わせて、今、ご存じのとおり、役場のフェンスのところにも河原小学校150周年記念という横断幕も張らせていただきながら、村内にPRして、そして、いろんな方にご協力いただくということのお手伝いできればというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。

やはり協力も人的協力と金銭的協力がありますので、金銭的協力はいかがでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）私も査定のときに、門扉の査定をさせていただいて、一番最初に上がってきたのが150万円ぐらいのやつをということで話がございました。現地を見に行ったら、やはり先ほど課長が申しましたように、入るところも急斜、ちょっと斜めになっていまして、これじゃ普通の製品じゃ入らんのかなということ、余裕を持って、もちろん余ったら返してくださいという願いを込めて、300万円計上させていただいております。

また、そのほか、特に河原は、おやじの会ですか、PTAであると聞いていまして、活動も活発ということで、そこら辺は人的支援も含めて金銭面も、150年という節目なので、実のあるものであれば、もう一生懸命こちらも応援させていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）またまた教育委員会でございますけれども、94ページのほうをお願いいたします。

負担金、補助の中に、修学旅行という項目がございます、これは伺いますと2分の1の補助ということでございます。村長にちょっと伺いたい

のは、以前から西原村の姉妹都市あたりじゃないですけども、その辺を沖縄辺りにという話を以前からされておったかなと思うんですけども、そういった姉妹提携をすれば、そういったところに子どもたちをやったり、研修の場、修学旅行であつたりでそういうふうになれば、一段と村のほうの補助をつけて、教育の場を広める点からするなら、そういったやつをぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

今回、2分の1という補助の対象にもなっておりますので、その辺のいきさつあたりも含んだところでお話をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）高本議員のご質問にお答えを、すみません、先に答えさせていただきます。

修学旅行の計画は小学校と中学校が連携して行います。小学校で行ったところは中学校では行かないと。絶対に必要なものは平和教育であるということと、それから経済的な発展がどんなになっているのかということやら、人々の暮らしがどんなになっているかというふうなものを入れていく必要がございます。これまでは、小学校では長崎県、中学校では、もう平和教育を今度は人権教育に変えて大阪というふうな形でやってきています。ですから、これがぽつと変えるというのが難しいかなと思っております。

ですから、提案はできなくありませんけれども、ちょっと変更には数年かかるのではないかなと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）先ほど友好都市の話がございました。例えば、沖縄県の西原町なんですけども、今、商工会とかが活発に交流されています。こっちから向こうに行かれたり、向こうからこっちに来られたりとかして、村長室まで訪問していただいていたりにしております。また、全国町村会ของときは、必ず沖縄県の西原町の町長のほうと、いつか交流ができればいいですねという話もございます。

また、一方で台湾関連の総領事のほうから、幾つか台湾のほうと友好関係を築きませんかということで、ご紹介もあっております。そこら辺も話がございますので、そこら辺とできれば交流促進を行って、小学生、中学生、修学旅行等に結びつけていければというふうには思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに歳出について質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ページが34ページと54ページと89ページです。

34の総務費の財産管理費、委託料なんですけども、村内施設自家用電気工作物保安管理業務委託料141万9,000円。西原村に今、発電施設を何か所据えてであるのか、その管理は年に何回やっておられるのか、その機械はどういう機械なのか、ちょっともう一回お知らせいただきたい。

それから、民生費の社会福祉費、12の委託料1,708万7,000円。SNSによる自殺対策相談業務委託と重層的支援事業移行準備事業委託、合わせて1,708万7,000円なんですけれども、業務内容をちょっと我々は分かりませんので、どういう形でやっておられるのか、それもお聞きしたいと思っております。

それから……

○議長（山下一義君）すみません、西口議員。何ページですか。今のそこは。

○7番議員（西口義充君）54。

○議長（山下一義君）34と54。次、お願いします。

○7番議員（西口義充君）89ページ。

○議長（山下一義君）次、89。

○7番議員（西口義充君）消防施設費の需用費の総合体育館防災倉庫備蓄用品175万円。先日、尾崎さんの質問で、備蓄用品の内容はお知らせいただきましたけれども、今回、175万円はどのようなものをそろえていかれるのか。災害はいつ来るか分かりませんが、やはり備蓄は大変だと思いますけれども、よくよく考えた上で配備をしていただきたいと思います。

この3点について、委託料の内容と、備蓄品の何が一番必要なのかという行政で考えておられることを、ちょっと情報をいただきたいと思います。

○議長（山下一義君）34ページから。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）まず、34ページの村内施設自家用電気工作物保安管理業務委託料の141万9,000円。こちらのほうは、高圧電気を引っ張っていますので、その電気関係の保守点検みたいな形になります。こちらにつきましては、庁舎と、のぎく荘のほうから、体育施設とかもございしますが、一応6施設の自家用電気工作物の保守委託を行っている予算になります。

まず、1点目はよろしいですか。

○議長（山下一義君）次、54ページ。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）民生費の委託料についてお答えいたします。

まず、1点目のSNSによる自殺対策相談業務委託料18万7,000円でございます。こちらにつきましては、熊本連携中枢都市圏ということで、全部で今9市町村が加入をしております。この9市町村で、事業費のほうを、この18万7,000円は委託料という形で、負担金という形になりますけれども、9市町村がまとめて事業費を案分して出すという形で、内容につきましては、心の悩み相談ということで、これはもう大人の方から子ども、小学生までという形で、いろんな人に言えない悩み事がたくさんあると思います。これをSNS、要はLINEなんですけれども、LINEを使って相談するという形で、これは今、委託をしまして、専門の事業者のほうにLINEを通じて

やり取りをされるということで、こちらにつきましては、小学校、中学校とか、チラシを配布して、広報誌等に載せて一応行っているという状況であります。

実績としましては、昨年、今年度の実績等はまだ上がっていないんですけれども、やはり西原村、村内の方でもちょっと数名、学校の生徒さんも含めてですけれども、LINEについて相談があっているということでございます。

続きまして、重層的支援事業移行準備事業委託料1,690万円ですけれども、こちらにつきましては、令和3年度から行っている事業でございますけれども、今、地域支え合いセンターがございまして、一応、うちのほうが社会福祉協議会のほうに委託をしまして、今、地域支え合いセンターのほうで業務を行っていらっしゃいますけれども、こちらにつきましては、熊本地震で被災された方から西原村住民さん全体、全住民さんを対象に、今は、いろんな暮らしの困り事ですとか、いろんな悩み事をお持ちです。お一人で幾つもの悩み、課題を持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、それを少しでも解決できるようにということで、相談窓口として関係専門機関につなげられるようにという形でしているところです。

こちらの事業が移行準備ということで、3年間の国の補助事業ということでやっております。今度、令和6年度が補助事業の最終年度ということで、次年度、令和7年度以降は村独自として、また運営していけるように、今、移行準備ということで取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）次、3件目。

総務課長。

89ページ。

○総務課長（林田浩之君）89ページの総合体育館防災倉庫備蓄用品につきまして、この当初予算案におきましては、今、計画しておりますのが、水の10年ほどのやつを300ケースと、あと7年保存のケチャップライス、ご飯ですね、ご飯の購入を予定して計上しております。

昨日も尾崎議員のほうからもご提案がございましたので、今後、ミルクの備蓄あたりも考えて、この範囲の中で、できれば行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）総務課長にお伺いしますけれども、今、総合体育館の横に備蓄センターがありますね。あそこは温度的にはどれぐらい日頃はあるのか。地下だったら保存率は物すごく上がるんですけれども、あそこは建物の上でしょう。あの保存の室内が大体どれぐらい温度があるのか。それによって保存率は相当変わってくると思うんですけれども、ちょっと分からない

ければ調べとってください。やはり結構熱があるんじゃないかなと私は思っ
て見ておりますけれども、ちょっとそれは調べとってください。断熱材が必
要なのか。食料品だけを保存しておりますと、年数がもてるのかちょっと心
配でありますので、よろしく申し上げます。

それから、支え合いセンターです。業務が令和6年で補助が終わる。県の
ほうからの補助ですか、これは。（「国」の声）国から。令和7年からは、
もう村独自の業務となりますか。そこはどうですか、教えてください。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

先ほどの私の答弁で、令和3年度から事業を行っております。すみません、
令和4年度からということで、令和4年、令和5年、令和6年ということで、
3か年の最後ということです。

こちらにつきましては、国の補助事業ということで、4分の3が国からの
補助を受けているところでございます。今年、令和6年度が最終年度とい
うことで、令和7年度からは、この補助事業が終了になりますので、それ以
降につきましては、村が独自に、また社協さんに委託なり、どういう形にする
かというのは、また令和6年度に協議をする必要がございますけれども、た
だ、継続して事業は行っていきたいというふうに思っているところです。以
上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

それでは、最後に再度、歳入歳出の質疑といたします。質疑ございませ
んか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）堀田です。

先ほどの備蓄品なんですけれども、今、総務課長がミルクも入れるとい
うことでしたが、あと1つ追加してほしいと思います。離乳食。これは、皆
さん気づきませんけれども、大人の方も、もうパンとか、そういうのがあ
ればいいかと思いますが、避難所には病弱の方も来られます。私の経験上、
河原避難所で災害があったら、赤ちゃんを連れた避難者は必ず来ます。し
かし、赤ちゃんを連れた避難者の方は、泣いたり、そういうことで迷惑にな
って、周りの方から、ちょっとうるさいとか、黙れとか、そういうことで
すぐ出ていかれるのが現状です。ですから、ミルクは一瞬は必要なんです
けれども、時間とともに必要じゃなくなります。

ただ、離乳食もそうなんですけれども、そのとき経験したのが、離乳食
だけは置いておこうと言ったのが、なぜならば、末期がんの方とか病弱
の方がおられましたので、そういう方には、どんなに避難所でおにぎりを
炊いても麺類を作っても食べられません。そういうときに離乳食は非常に
助かりました。

ということで、非常食の中に、もしよかったら離乳食を追加していただければ助かるかなということをお願いと、先ほど三役の教育長ばかりお答えして、三役の副村長が、俺にも質問しろとばかりに合図を送られましたので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

33ページ、委託料、産業医委託料112万3,000円。以前は村医23万9,000円ぐらい、今年でいえば組んでいなかった。以前質問したときに、何もやっとならんじゃないか、もったいないと言いつつところに、かなり高額な金額が計上されてきたということで、村の労働安全衛生委員会の長は副村長でございますので、副村長にお尋ねいたします。

さて、1年間の活動はどうだったのか。なぜこれだけ金額が増えたのか。また、労働安全衛生委員会の効果は今あっているのか。それについてお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（松山兼二君）発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

衛生委員会は、毎月第3週にしているんですかね、月に1回やっております。産業医の先生は2か月に1回出席してもらっています。まず、来てもらって職場の巡視をしてもらっていると。あと、健康診断結果の分析、それをどう生かしていくか、あと面談、そういったことも一応やっております。

最近では、事業所、50名以上のところは、そういった衛生委員会を立ち上げる必要があるんですけども、保育園のほうをどうするかという話になりまして、保育園のほうの職場環境の一応巡視、今年から、年間1回だけですか。（「巡視は1回だけ」の声）1回だけですね、やってもらうようにしています。

来年度は、4月の特に保育園を一応巡視して、先生方の職場環境の確認をもらっているといったことで行っています。

以前から増えた分の内容については、把握していませんので、ちょっと確認してから、また説明したいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）すみません、今の副村長の答弁にちょっと付け加えさせていただきます。

一応、今、産業医の先生につきましては、熊本県厚生農業協同組合連合会、厚生連のほうに産業医として委託をいたしております。

基本的には、もう先ほど副村長が言われましたとおり、2か月に1回、向こうから来ていただきまして、こちらの巡視と、また、副村長からありましたが、保育園でもし何か問題があるようなことがあれば、そのとき言ってもらおうと、その辺の対応もいたしますということで、役場のこの庁舎の管理あたり等も巡視をしていただいておりますという形での全体的な。前は、産業医の

先生は、そこにおられて、結局、何かあったときにだけ来ていただくという
ような形だったんですが、2か月に1回ではありますけれども、基本的に来
られて活動をやっておるといふ状況でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）かなり、今お聞きしましたら、活動されておるとい
うことで、費用対効果はあるのかなということでした。

あとは、巡視されたときに何かうちの役場で指摘されたようなことはあり
ますか。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（松山兼二君）何かつり下げている時計がありまして、あれが揺れて
いるので危ないというのは、一応改善しています。あと、棚の上のほうにた
くさん書類とかが置いてあるということで、それも指摘がありまして、改善
していると。冬場でしたら、足元にあるヒーターで、コードもあつたりして、
移動するときには必ず消すとか、そういったことをするという事です。あ
と、カーテンの光の入り具合とかいうのも指摘されました。

あと、非常扉のところに物を置いてあるということで指摘があつて、改善
したり、そういったこと、あと、喫煙室から出たところで、ちょっとたばこ
の煙が臭うと。その対策も必要ですねとか、それもありました。

そういったことで、指摘いただいたことは、次の先生が来るときまでには
必ず改善してという形で対応して今いるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、後ろから見ていると、尾崎議員が追加の質問
をしたそうです。私も見まして、やはり尾崎議員が質問された後に、外、喫
煙所、やはり中が見えるように。せっかく前回、村長が頭を下げて置かせて
くれと言われておつて、ああいう隠れ部屋みたいに外から見えない状況じゃい
かん。カーテンは取っ払って、ブラインドも取っ払って、私たちはあくまで
も、ここで今たばこを吸っています。すぐ出ていきますというような感じを
見せんといかんと思います。すみません、ちょっとずれました。

今、副村長から聞いたら、それなりに活動がされておる、指摘もされてお
る。いいことだと思います。なぜそれが大事なことかという、地震後に、
先ほどちょっと山河の館のほうにトイレに行ったら、当時の貼り紙があつた
んです、休むわけにはいかないあなたにと。メンタルが、かなり当時壊れて、
例えば、もう自分を追い込むなというようなことで、そういうことがいっぱ
いあつて、何人も大事な職員がメンタルで辞めとる。今後もそういう大事な
職員、人材が辞めなくてもいいような環境づくりを今後していただきたいと思
います。ということで、私の質問は終わります。

続きまして、尾崎議員が質問されるということで、お渡しします。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）バトンをいただきましたので、せっかくですので、一般質問もさせていただきます喫煙所の件です。カーテンをまた二重につけたということなんですか、それとも、そのほかに対策をされたということでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）当時のご指導は、扉の内側にもう一枚カーテンをしてくださいということでご指導を仰ぎましたので、すぐつけております。あと、堀田議員が申されましたブラインドは、すぐ外したいと思います。

それと、産業医の件なんですけれども、今年上がっている要因は、非常時、今年度、土木の職員が大分徹夜とかをされていましたので、産業医をもう臨時で来ていただいて、状況の把握とかをさせていただいております、その1回、1人に対して7,700円プラス産業医の交通費等がかかって、一応10件分を今回の予算で計上させていただいております。産業医のご指導によりますと、やっぱり過剰に仕事をし過ぎとるというご意見を伺っておりますので、そのときはもう建設課で無理しても休んでくれということで指導しているところでございます。

また、来年度、新しく課の編成がありますけれども、そういうご意見も踏まえて配置の人数を、産業医さんのご意見も参考に異動を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

44ページの1つは総務課の総務管理費、移住定住事業費補助金ってあります。この内訳というのを伺いたいのと、その下に17番の住宅復興費で公有財産購入費の1,000円とありますけれども、たしか補正では減額してあった部分だと思いますので、何でかなと。またその辺のいきさつをお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、定住促進事業補助金ということで120万円上げさせていただいております。こちらのほうにつきましては、河原地区に住宅を新築もしくは新築の建て売りを購入された方々に対して、1年目につきましては40万円、2年目、3年目については30万円ずつの合計100万円の補助金ということで、初年度分の40万円掛ける3件分ということで120万円を計上させていただいております。

この3件というのは、今回の河原地区の定住促進住宅を購入された方々の3件分ということで計上させていただいております。

あと、移住支援事業費補助金ということで100万円上げさせていただいております。こちらのほうにつきましては、移住直前の10年間のうち、東京都

市圏に住まわれておって熊本県、西原村のほうに移住してきた方が対象となります。2人以上の世帯の場合が100万円の補助、単身の場合が60万円の補助ということで、今回まだ申請はございませんけれども、一応2人以上の世帯1世帯分ということで100万円のほうを計上させていただいているところでございます。

それと、先ほどの補助金で、一応、今回の補正予算で補助金のほうを落としております。こちらの補助金につきましては、家を建ててから1年以内の申請というところで、今現在まだ土地を買われているだけというところですので、これから購入者の方々の予定で家を建てられると思いますので、家を建てられてからの申請ということで、一応、令和5年度予算は落とさせていただいて、また令和6年度で計上ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 3時53分）

（午後 3時56分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長。

○建設課長（久野 太君）中西議員のご質問にお答えします。

住宅復興費の公有財産購入費ですが、予算措置のみで1,000円計上させていただいております。ご質問にありましたように補正のほうで減額しております。こちら1件については、今、継続して用地交渉中ではございますが、年度内でもう少し時間がかかりそうなので、当初予算としては1,000円だけ計上させていただいております。交渉が進みましたら、定例会の補正でまた計上させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）分かりました。頑張ってください。

これは要望です。今の企画課長が説明していただいたところの二、三行上に、連携中枢都市圏移住パンフレット負担金とありますけれども、せっかくなら、うちの希望を出して、河原とかを前面に出して、こちらのこういうを出してくれというのをやっていたいただければと思います。せっかく大規模にやっていただけるわけでしょうから。もう要望です。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えします。

連携中枢都市圏ということで、熊本市を含めた周辺、10町村以上あったと思います。こちらのほうの合同で、全国の関東だったり関西だったり出すパンフレットを中枢都市圏全体でつくるというところの中に、西原村が入るようなページとして一部になりますので、そのページ内については、もう極力、

西原村がアピールできるようなページをつくっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）せっかくだから、増えられるようにPRはしていただきたいと思います。

続きまして、もう一つ、すみません、79ページの俵山の伐採かな、遊歩道に10万円組んでありますけれども、どこらあたりかなというのを、もちろん分かっていますけれども、どこ辺をしているかというのは分かりませんね。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）ちょっと待ってくださいね。

○議長（山下一義君）79ページ、俵山遊歩道清掃管理委託料10万円。

○産業課長（中西 聡君）中西議員のご質問にお答えいたします。

俵山遊歩道清掃管理委託料10万円についてなんですけれども、県から管理委託された県有自然公園施設である南外輪山歩道、俵山遊歩道ですね、いわゆる、その清掃管理の委託料として10万円を計上させていただいております。

延長としては5.6km、毎年シルバー人材センターさんのほうに委託を行っている状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）分かりました。

おぼろげながら大体この辺りかなというのは分かったんですけれども、毎年書いてある事案ではあります。じゃ、何で今したかという、実は、私は、去年水害があって、ちょっと山のほうの草刈りの手伝いに、トレイルランで手伝っていたんですが、行けなかったんですけれども、もう一つの山を、ご存じだと思いますけれども、冠のほう、あそこの前をもうちょっときれいにしてはいただけないかというのが、前もここで言ったことがあります。

でも、そういった予算も、できれば観光を考えるならば、ちょっと。私も、去年もしかして切ってあるなら、もう何も言えませんが、冠の峠も眺めが、もうちょっと手前を切っていただくと眺めがとてよくなるんですけれども、過去に言ったことがあります。去年は行っていません、山のほうの手伝いで。そちらのほうも今後頭の中に入れとっていただきたくて質問しました。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。

○6番議員（中西義信君）できれば欲しい。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）登山の方から、その草を切ってくださいという話は、今のところ聞いたことがないような状況でございます。登山される方、萌の里であったり、ミルク牧場であったり、ちょっと聞いてみまして、要望が多ければ考えたいと思うんですけれども、今のところ全く聞いておりませんの

で、ちょっと検討させていただければと思います。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）分かりました。

我々も村有財産を見るというところで、実は今年で、9月で終わりですけども、見に行っていないから、あまり大きいことは言えませんが、やっぱり村として、迎える側として、私のリーダーといつも2人で話すとき、もうちょっときれいにすれば喜ばれるのになという気持ちがあつて、意見を言っておりますから、上のほうだから大変でしょうけれども、ちょっとのぞいてみようかという気持ちがあられたときは、ハイキングでもしていただいて、その後また考えていただければ、それで結構です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今度のみどりの日、近隣で以前からやっておりました俵山登山なんですけれども、先週か先々週、企画課長と企画の職員が登っております。そのときの報告としては、結構壊れているところ等が多いという話を聞いています。

それを取りあえず復旧というか、登山の方が安全に通れるようにするのが最初かなと思っていますので、そういう状況につきましては、ちょっと企画課長のほうから報告をさせます。以上です。

○議長（山下一義君）企画課長。

○企画商工課長（堀田和也君）私、先週、俵山登山の下見ということで、俵山のほうに登ってきました、萌の里のほうから極力車でまず登っていきこうというところで行きました。あそこの山の神から上のほうについて、やっぱりどうしても今度は豪雨災害等で道路がえぐられて、もう通れないというような状況でございました。近くで車を止めて、それから製氷記念碑までは歩いて行ったんですけれども、登山者を歩かせるというところが、ちょっと今の状況では厳しかったという状況でございました。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

36ページ、前から入りますけれども、本村では、交通安全対策費ということで、もう款項目で組んであります。世間では、公務員の飲酒運転ということが、やっちゃいかんといえども検挙される。そして、大事な職員がまた失われるということですが、そういう飲酒運転の防止なんですけれども、このちょっと委託料に交通安全指導業務委託料、このあたりでやっておられるのか。この委託料は何の交通安全の指導に使われているのかが1つと、もしも職員が、不祥事ずっと続いておりましたが、飲酒運転で検挙、逮捕、検挙と逮捕は違いますけれども、そういった場合の処分はどういうふうになるのか。また、村長の責任はどう取られるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）堀田議員の質問にお答えいたします。

まず、委託料でございますが、交通安全指導等業務委託料といいますのは、これは交通指導員に、今は報酬じゃなくて業務委託という形でしておりますので、その分の委託料になります。一応、5万4,000円の9名分の金額になります。以上です。

○議長（山下一義君）次、飲酒運転。

村長、ありますか。

総務課長。

○総務課長（林田浩之君）すみません、もう一点の件につきましては、ちょっと要綱等を持ってきておりませんので、確認してから報告したいと思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ページは33ページになります。すみません、ちょっと戻りました。

庁舎警備委託料になりますけれども、これが今回初めてということで、説明は全員協議会でもらったんですけれども、この内容的なものをもう一度お願いします。

また、あと、いつから、何曜日から何曜日されるのかということと、夜だったら例えば何人職員が要るのかとか、その辺をお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

基本的には、当直業務と一緒になので、5時15分から翌朝8時半までの勤務になるかと思ひまして、予算を組ませていただいて、それから委託契約等になりますので、基本的には5時15分から8時半までで、土曜日、日曜日も、村でやっておりました日直業務・当直業務を基本的に1人の警備員さんで行っていただくという計画でございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）これは警備会社の方というふうになるんですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今、よその町村等の話を聞いていまして、ほぼほぼ警備会社ということでございます。以上です。

○議長（山下一義君）坂本議員。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

その間は、残業とかはあると思いますけれども、それが終わられたときには、もうこちらの職員はいないということになりますよね。そのときに、大事なものが、役場ですから、個人情報等、相当いろんな課にあると思いますけれども、その辺のセキュリティーはちゃんと守られるのか、ちょっとお聞

きします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）そこら辺の情報も、周りの町村を参考にして、例を挙げますと、総合行政等とかで個人情報を今、RKKですか、総合行政、メーカーを使っていますけれども、そこら辺のセキュリティーの契約等々をやりまですので、契約上ではあるんですけれども、個人情報の保護などは厳重に注意していかなければならない問題というふうに思っております。

周りの町村の先進でやっておられるところの話も聞いてみて、そこら辺は慎重にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

心配するのは、やはりセキュリティー。例えば、独り暮らしのおばあちゃんの家とか、その辺の情報が漏れたりとか、そういうふうに変なことになったりとか、あと、また心配するのは、火事とかになった場合のちゃんとしたマニュアル的なものが、つくらなくてはいけないというか、あると思いますけれども、その辺もいきなりするとなると難しいかと思っておりますけれども、その移行期間は、どういうふうな形で、どれぐらい取られているんですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）この件が一番最初に上がってききましたのが職員組合のほうからだったんですけれども、職員組合のほうから執行部のほうにお願いする以上は、自分たちもマニュアルづくりであったり、例えば、1か月、2か月、3か月ぐらい、当直はしないでいいんですけれども、以前の当直の順番を引き継いで、夜であったり、日直であったり、電話を必ず取れるようにして、名簿と電話番号を警備員さんのほうに、その旨渡して、何か困ったときは以前の当直担当が必ず対応するという体制を取ってくれということで、今、職員のほうでマニュアルを頑張ってつくってもらっております。

これから、その予算を組ませていただきまして、契約とかになりますので、いきなり4月1日からはなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、職員にも言っておりますけれども、住民さんが不便になったり困ったりするのが一番いけないので、それをできるだけ少なくできるような体制を取ってくださいということでお願いはしておりますし、村と職員と協力して頑張っていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、令和6年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

解散する前に教育長のほうからお話があるそうですので、お願いいたします。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 4時16分 散 会

第 4 号 (3 月 1 5 日)

令和6年第1回西原村議会定例会会議録

令和6年3月15日、令和6年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年3月15日（金曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 村長追加議案提案理由説明（同意第1～2号）
- 日程第 2 議案第32号 令和6年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第33号 令和6年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第34号 令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第35号 令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第36号 令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第37号 令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算について
- 日程第 8 議案第38号 令和6年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 9 議案第39号 指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

- 日程第 1 2 同意第 1 号 西原村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 3 同意第 2 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 4 発議第 1 号 西原村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 発議第 2 号 西原村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について
- 日程第 1 7 組合議会の報告等について
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 堀 田 隆 二 君

議会事務局書記 灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	中西聡君
建設課長	久野太君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本会議に入ります前に、教育長のほうから昨日の分で訂正があるそうですので、お願いいたします。

教育長。

○教育長（竹下良一君）おはようございます。

昨日の当初予算の中で、尾崎議員から国際バカロレア教育に対する質問がございました。その回答の中で、国際バカロレア教育の国内IB認定コースに誤りがございました。正しくは2023年12月31日現在で229校でございます。以上です。

○議長（山下一義君）本日の会議は、議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、村長追加議案提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

本定例会の追加議案2件でございます。

そのうち1件は、松山副村長の退職に伴い、新しい副村長選任の同意を求めらるものでございます。

松山副村長におかれましては、令和4年4月1日より九州地方整備局より西原村の副村長としてその職に就いていただきました。就任後2か月余りで日置前村長、また私が職を辞するということになり、着任早々本当に大変だったことと思います。就任後は、体育館を含む運動公園整備事業などの予算要望活動をはじめ、白川、緑川流域の治水協議会などにご尽力いただいたほか、建設課への技術支援やサポートなど若手職員の育成も担っていただき、特に昨年7月豪雨災害以降、疲弊した職員の心の支えにもなっていました。

また、九州地方整備局の局長や企画部長、河川部長、道路部長への交渉、連絡、調整など、橋渡しを行う役割を担っていただきました。国交省関連のたくさんの人脈、また様々な事業の推進や災害発生時などに対応できる整備局との連携体制が整ったことが一番の功績ではないかと感じているところでございます。村民を代表しまして、2年間本当にありがとうございました。お世話になりました。心より感謝を申し上げます。

続きまして、今回新しく提案をさせていただきます中野様におかれましては、県庁入庁後、民間企業への出向や用地課、企画課、収税課、交通政策課、国際政策課など歴任されており、これまでは震災関連もあり事業系の副村長

の選任となっておりますが、これからTSMCの進出などにより、観光、国際、交通などの分野ということで、次の副村長にも期待を寄せているところでございます。

特に、西原村と県とのパイプ役として、また村民アンケート調査でございました交通対策に注力するとともに、空港周辺の近隣町村と連携した交通網の整備など、住民の利便性向上に努めていただければと思っております。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

同意第1号、西原村副村長の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村副村長、松山兼二氏が令和6年3月31日をもって退職となるため、新たに副村長を選任したく、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、同意第2号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて説明申し上げます。

現農業委員久保田浩二氏の辞任に伴い新たに農業委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項により議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業課長がご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたします追加提案は同意2件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で村長追加提案理由の説明を終わります。

日程第2、議案第32号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和6年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億4,963万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ

の最高額は、1億円と定める。

歳入歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容についてご説明いたします。

7ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億8,126万4,000円。現年分につきましては、1月末の調定を基準に収納率を考慮して算出しております。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億8,570万5,000円でございます。この交付金につきましては、出産一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目がある特別交付金に分かれております。

8ページをお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金6,160万7,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金など法定内の繰入れを一般会計からお願いしております。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,000万円でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

12ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億7,000万円。こちらにつきましては、令和5年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費8,700万円。こちら、高額療養費につきましても、令和5年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分1億8,935万1,000円でございます。医療給付費分の事業費納付金とは、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため県に納める納付金で、その財源は主に保険税となっております。県全体で必要な保険給付費の総額から、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮して熊本県が決定する金額となっております。

款3国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分5,441万8,000

円でございます。こちら、県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納める納付金となっております。

14ページをお願いします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項3 介護納付金分1,965万3,000円でございます。こちら、県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金となります。

款6 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費669万9,000円でございます。主なものとしては12委託料に559万8,000円、特定健康診査事業に対する委託料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

ページは10ページですね、一般管理費の役務費のところ、被保険者証及び各種通知用郵送料とあります。すみません、これは保険者証に関連しての質問になります。

3月13日の熊日新聞さんのほうに、救急搬送にマイナ保険証という記事が出ておりました。こちらの件に関して詳しくご説明をいただきたいと思ます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険ではマイナンバーカードと保険証をひもづけしたマイナ保険証の利用促進に努め、将来保険証として利用することを想定していません。

西原村国民健康保険におけるマイナ保険証の登録者数は、令和6年2月1日現在、被保険者1,564名のうち831名の方が登録されて、登録率で54%です。ちなみに、マイナンバーカードの交付率については約72.9%、現在交付されております。また、マイナ保険証登録者のうち実際医療機関で保険証として利用されている方が、2月現在185名の方が保険証としてマイナンバーカードを利用されております。

尾崎議員がお話しされたように、2月13日の熊本日新聞の朝刊に、救急搬送にマイナ保険証をのり出しで記事が掲載されておりました。ここでちょっと記事を読ませていただくと、総務省は、救急搬送時にマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証から受診歴などを取得する実証実験を熊本市消防局を含む35都道府県の67消防本部で実施すると発表した。5月中旬から順次始める。現場の意見を踏まえ、使い勝手のよいシステムを構築し、2025年度中の本格運用を開始すると。実証事業では、救急隊員がマイナ保険証をカー

ドリーダーで読み取って医療情報のシステムにアクセス、負傷者のかかりつけ医や服薬履歴などを紹介し、搬送先を迅速かつ適切に選定する。また、過去の実験では情報照会に本人の同意を必要としたが、今回は本人が意識を失っている場合でも救急隊員の判断で可能とする方向で調整しているとの記事でした。

今後、今回の実証事業等の成果を見ながら検証が行われていくと思います。要は救急搬送時にマイナ保険証を使った各種医療情報の取得、これが要救助者の救命率の向上につながっていくというふうに思っています。

また、熊本県内では既に熊本県医師会において、登録制ではありますが、熊本県地域医療情報ネットワークとして熊本メディカルネットワークを構築しています。1、医療の質の向上、2、地域包括ケアの構築、3、患者負担の軽減、医療費の適正化を目標とし、病院、かかりつけ医、薬局、訪問看護ステーション、介護施設事業所をネット環境でネットワーク化し、最新の情報が共有されることで、登録いただいた方の診療情報や介護情報を利用し、医療と介護のスムーズな連携を図ることが現在可能となっております。また、救急搬送時に要救助者の医療情報を搬送先の医療機関で搬送途中であっても情報を確認することが可能で、救急医療の効率化を図ることも可能となっております。

ただ、いずれも本人の意思での登録が必要となっており、まだまだ認知度も低く、運用の効果が限定的であるというふうに考えております。

先般の尾崎議員の一般質問でありました安心ネットワークの運用と合わせ、今後、マイナ保険証、くまもとメディカルネットワークの普及啓発に努め、村民の皆さんの安心・安全な暮らしが持続可能となるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）ご説明ありがとうございます。

本当にこれは手元にあってからこそですよ。自宅の場合、自宅ですって持っているかというのは分かりません。独りで倒れた場合、そのマイナ保険証、どこにあるのかも分からない。その場合はやっぱり冷蔵庫に貼ってある安心ネットワークなどを確認したほうが素早い対応ができると思いますので、この安心ネットワークのほうは続けて広めていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは14ページです。下のほうにジェネリック差額の通知郵送が1万3,000円ございます。

ジェネリックというのが私たちもよく聞くんですけれども、ちゃんとした内容が分かっておらず、自分が聞いていたのは特許が切れたやつを安くとか、それを今病院とかが勧めているところもあると思いますけれども、これは何か病院でこれを勧めてくださいとか、また、患者さんがこれを使うとどうなるかとか、そういった内容が分かれているのであればいいんですけれども、ジェネリックにしますかとかジェネリックにしてくださいとか言っても、なかなか年配の人は分かれなれないと思いますけれども、その辺の告知というのは、これは書いてあるのははがきで来て、何か開くやつですかね。金額的にも少ないんですけれども、告知的なものというのはどういうふうな感じでされていますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えします。

ジェネリック医薬品、効能等については普通の当初の医薬品と何ら変わることがなく、安全性も確認されている医薬品になるかと思えます。

現在、周知については、国民保険であれば保険証等にジェネリックの医薬品を希望しますとかそういう……。すみません。国保ではなくて私たちの今の共済保険等であれば、保険証にそういう表示を実際も記載されてあります。

そういうことで、やはり当初開発の医薬品とジェネリックでは大きく医薬品の単価が変わってまいります。そういう意味で、一人一人の方の医療の負担軽減にもつながる部分だと思っています。また、国民健康保険であれば医療費の総額、給付費の総額にも大きく影響してきます。ですから、今回ここで差額の郵送ということで、もしジェネリックを使ったらこのくらい医療費が軽減されますよというのを今行っているところです。

これは通知ですけれども、その他で広報等を通じながら、今後もジェネリックの安全性であったり、また医療費の軽減を含め周知、広報をやりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

医療的なものは結構お金がかかるんで、今、これが数値か何かでジェネリックが使われている、数値か何か村で出されているものってありますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ございますが、手元に今資料がございませんので後ほど回答いたします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第33号、令和6年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第33号につきましてご説明いたします。

議案第33号、令和6年度西原村介護保険特別会計予算。

令和6年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億4,271万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容につきまして説明いたします。

6ページをお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億7,070万円でございます。1月末時点の被保険者数を考慮して算出しております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億97万7,000円でございます。これにつきましては、令和6年度の給付見込額を支出予算の介護サービス諸費、高額サービス等費、特定入所者介護サービス等費を合算した額に国庫負担割合を乗じて計上しております。

款同じく項2国庫補助金5,038万4,000円でございます。これにつきまして

は、令和6年度の給付見込額に国庫補助割合を乗じて計上させていただいております。

7ページをお願いします。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金1億7,734万8,000円でございます。これにつきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和6年度の給付見込額に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上しております。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金1億370万4,000円でございます。これにつきましても国庫支出金と同様で、県費の負担割合を乗じて計上しております。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金1億1,870万9,000円でございます。これにつきましても、令和6年度の給付見込額に村の負担割合を乗じた金額を一般会計から繰入れさせていただいております。

歳入の主な内容については以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

11ページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費6億3,196万9,000円を計上させていただいております。令和5年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

款2 保険給付費、項3 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費1,320万9,000円でございます。これにつきましては、利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた部分を利用者に支払うものでございます。これにつきましても、令和5年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただいております。

款2 保険給付費、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費2,800万円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、令和5年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し、予算計上させていただいております。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費1,166万6,000円。

12ページをお願いします。

款項同じく目2 介護予防ケアマネジメント事業費192万円でございます。これにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者、事業者、対象者の訪問型サービス及び通所型サービスの事業費とケアマネジメント作成委託料として、令和6年度の見込額にて計上させていただいております。

款同じく項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費588万8,000円、

これにつきましては、地域介護予防活動支援事業委託料等を計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款同じく項3 包括的支援事業・任意事業費、目4 生活支援体制事業費397万3,000円でございます。主な内容につきましては、高齢者の介護予防に係るサービス提供体制の検討及び高齢者の地域での支え合い体制づくりを推進していくために、社協に委託し生活支援コーディネーター等の設置及び運営費として計上させていただいております。

款項同じく目5 認知症総合支援事業費600万7,000円でございます。主な内容につきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されることから、認知症地域支援推進等設置促進事業委託料423万9,000円を社協に委託し、及び認知症初期集中支援事業委託料176万8,000円、益城病院に委託し、関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

款同じく項4 地域包括支援センター管理費、目1 一般管理費1,504万4,000円でございます。主な内容としては、委託料で地域包括支援センター運営業務委託として1,331万1,000円を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

先ほど国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金を言い間違えておりまして、正しくは1億977万円です。訂正をお願いします。失礼いたしました。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、令和6年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第34号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億990万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの総額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料4,708万1,000円、款項同じく目2普通徴収保険料3,582万1,000円でございます。後期高齢者医療の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に特別徴収分の保険料額については55%、普通徴収分については45%の割合で計上させていただいております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金1,064万8,000円でございます。こちらは広域連合等で算出した額を一般会計から繰入れをお願いしております。

目2保険基盤安定繰入金2,784万6,000円でございます。こちらも広域連合のほうで算出した額で、低所得者に属する被保険者及び被保険者の被扶養者であった被保険者について、保険料の一定割合を減額し負担を軽減する目的で一般会計から繰入れをいただいております。

次に、目3療養給付費繰入金8,559万6,000円でございます。こちらは、広域連合で試算した額で、広域医療費の総額相当の12分の1を一般会計より繰り入れております。

歳入の主な内容については以上でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 461 万 1,000 円でございます。会計年度職員等の給与等でございます。

9 ページをお願いします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 502 万 7,000 円でございます。主な内訳は、保険料徴収分負担金 8,560 万円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 2,784 万 6,000 円、後期高齢者医療療養給付費負担金 8,559 万 7,000 円となっております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

申し訳ございません。6 ページをお願いします。

普通徴収保険料に関して、私が 3,582 万 1,000 円と申ししておりましたが、正しくは 3,852 万 1,000 円です。失礼いたしました。訂正をお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 34 号、令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第 34 号は原案どおり可決されました。

日程第 5、議案第 35 号、令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第 35 号についてご説明いたします。

議案第 35 号、令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計予算。

令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 4,945 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページ目をお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

起債の目的、1、地域開発事業債、限度額4億4,500万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金445万円を計上いたしております。

続きまして、款7村債、項1村債、目1地域開発事業債4億4,500万円を計上させていただいております。

次に、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業費4億4,945万円を計上しております。その主な内容といたしまして、役務費17万4,000円、開発行為の変更許可申請手数料として計上しております。工事請負費4億4,500万円、鳥子地区新工業団地造成工事費を計上いたしております。この造成事業の工事につきましては、令和5年度で予算化をさせていただきましたが、開発申請の許認可等に時間を要したことにより、再度今後の工事の発注計画等を考慮させていただき、令和5年度予算を減額させていただきました。その分を令和6年度予算に計上させていただくものでございます。補償、補填及び賠償金426万円、事業地の立木の立木補償費として計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

4ページ、地方債4億4,500万円、地方債ということで全部借金ということではよろしいですね。確認します。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えします。

一応、今年度の当初予算につきましては、地域開発事業債4億4,500万円、工事費に関しましては全てこの地方債を使わせていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということは、返済は全て村民の税金で返済するということですね。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えします。

今年度につきましては起債を借り入れて、来年度以降償還が発生するかと思います。そちらのほうにつきましては、今後、工業団地の用地の売買等が完了して、その用地費を起債の返還に充てるというところにしております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番議員、坂本です。

今、鳥子工業団地がありますけれども、あれって税金どれぐらい入ってきていますかね。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）すみません。今手元に正確な数字の資料はないんですけれども、今、村税の全体が大体10億円ちょっとぐらいは入っております。そのうちの法人村民税と、あと固定資産税を合わせまして全体の約25%前後ぐらいは工業団地の分の税金で今入ってきているという状況にございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

今回の事業も結構自分たちは期待している部分ではありますけれども、職種によっていろいろ税金は変わってくると思いますので、その辺をしっかりと選んでいただいて、相当プラスになるような考えで頑張っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

工業団地、今、昨日も申しましたけれども、多くの企業様から問合せ、また銀行等、不動産会社を通じて話がございまして、坂本議員が申されましたとおり、固定資産税の投下額が多いところ、また従業員の数が多いところを優先的に選んでいきたいというふうに思っております。

また、環境面は水をあまり多く取らないとか排水が少ないとか、そういう総合的な面も考慮しながら、県とか国のお知恵も借りながら選定していけばというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

地方債ということで、西原村村民の方々にとっても大事なお金を預けているというか、納めているお金でございますので、将来を考えて、それ以上のことができるように考えながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）堀田です。

今の答弁を聞いておると、工業団地を造れば全て税金が入るというような回答に皆さん思われますが、以前工業団地がありました、今は10億円の4分の1と言われましたかね、25%。ただ、その分は各社ある中の1社がカナリイ工場というだけで、私の経験で言うと、事業に失敗して撤退した会社も数件もあります。執行停止した税金もいっぱいあります。そういうところもありますので、工業団地を入れれば必ずもうかる、税金が入るという認識は取っていただきたいと思っております。好調がいいところですね。

村長にお願いします。その入ってくる工場の事業力、成績、そのあたりも考慮して、倒産しないような企業を誘致していただきたいと思っております。これは要望です。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）言われたとおり、他町村でもやっぱり撤退したとかいう話を聞きます。他町村では、補助金等をやって何年かして撤退されたという話も聞いています。やはりそこら辺は、議員が申されますとおり、慎重にやっていたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第36号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算

についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工課長(堀田和也君)議案第36号についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

議案第36号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算。

令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1,000円を計上しております。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金5,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費6,000円を計上しております。内訳といたしまして、印刷製本費を6,000円計上しています。

令和6年度におきましては、現在のところ具体的な事業の計画はございませんけれども、引き続き、次の宅地造成に向けての候補地の選定を含め進めている状況でございます。今後の進捗の状況によっては、補正予算等での対応をお願いできればと思っております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(山下一義君)内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員(高本孝嗣君)高本です。

ただいま最後のほうの課長のほうの言葉から、予算的にはいつでも補正ができるような形でということで一応おられますけれども、以前から山西のほうには工業団地、河原のほうには河原の活性化を含めて住宅団地あたりを計画するなどという村長の意気込みがあったかと思えますけれども、その辺で、せっかく令和6年度の予算でそれだけの考慮を考えておるということでありますので、令和6年度の計画がもしよろしければ場所選定なり何なりがあるような経過があるのかどうか、その辺を含めたところで村長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

昨日も少し申したんですけれども、民間の不動産会社数社から宅地の造成を行いたいということで、どこかありませんかということで問合せがあっておりまして、その中で河原地区であったり宮山地区の一部であったり、農振関係が外れている関係を資料をお渡ししているところでございます。

昨日も申したんですけれども、こうやって役場のほうでやって売るのもいいかとは思いますが、まずは民間のほうにお願いして、協力できることは協力して行って、民間主導型で宅地造成ができるならばというふうに考えております。その中で、まず役場のほうで土地を買ってくれないかとかいう話もありますので、他町村の先進事例を見て、そういうやり方ができるのかどうか、例えば役場が買って公募して数社かの開発の案を聞いて開発してくれるのかとか、いろいろ勉強して行って、小規模なやつもやりつつ、そういう少し大きめの規模のやつも並行して考えていきながら取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時09分）

(午前11時22分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

保健衛生課長、松下課長のほうから回答がありますので、お願いいたします。

○保健衛生課長(松下公夫君) 先ほどの坂本議員からのご質問でジェネリックの使用率等のご質問があったかと思えます。実際の使用率については確認できませんけれども、実際、ジェネリックの差額の通知を出している件数が約50名で、実際、今の被保険者の世帯数が930世帯程度ですので、それから考えると9割以上の世帯がジェネリックを使用されているというふうに理解しております。

それと、先ほど保険証にジェネリックを使いますという表現が私どもの共済の保険証に入っていますということでお伝えしましたけれども、国保のほうも保険証を入れるケースにそういう表現をさせていただいております。以上です。

○議長(山下一義君) よろしいですか。はい。

日程第7、議案第37号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○水道課長(廣瀬 太君) 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号のファイルをお開きください。

議案第37号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数2,000戸、第2号、年間総給水量55万 m^3 、第3号、1日平均給水量1,507 m^3 、第4号、主要な建設改良事業5,076万7,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益8,805万5,000円、第1項営業収益7,729万2,000円、第2項営業外収益1,054万2,000円、第3項特別利益22万1,000円。

支出。

第1款水道事業費用7,833万7,000円、第1項営業費用7,463万3,000円、第2項営業外費用218万4,000円、第3項特別損失52万円、第4項予備費100万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,122万6,000円は、引継金で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入6,136万1,000円、第1項企業債4,500万円、第4項他会計補助金1,636万1,000円。

支出。

第1款資本的支出8,258万7,000円、第1項建設改良費5,076万7,000円、第2項固定資産30万円、第3項企業債償還金3,152万円。

2ページをお願いします。

特例的収入及び支出。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,131万2,000円及び25万円である。

債務負担行為。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水道CADシステムリース料。期間、令和6年度から令和10年度。限度額、273万5,000円。

企業債。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道施設建設改良事業。限度額4,500万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金。

第7条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費800万6,000円。

他会計からの補助金。

第10条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,742万2,000円で

ある。

たな卸資産の購入限度額。

第11条、たな卸資産の購入限度額は、105万1,000円とする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、内容についてご説明いたします。

再度、1ページをお願いします。

まず、先般12月議会定例会においてご承認いただきましたとおり、令和6年度より簡易水道事業は地方公営企業法を全部適用し、経理方法を企業会計に切り替えて当初予算を作成しております。今回がその初年度となることから、詳しくご説明申し上げたいと思います。

この予算書ですけれども、地方公営企業法施行規則第45条に定める予算様式となっております。第1条に総則、第2条では本年度の業務の予定量を定めております。第3条では収益的収支を定めており、簡易水道事業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上するものでございます。なお、減価償却費などの現金の動きを伴わない収支も計上する必要がございます。

実施計画により予算第3条の内容を説明しますので、4ページをお願いします。

収入の部では、営業収益で7,729万2,000円、こちらは水道料金と各手数料及び加入金の収益であります。

営業外収益で1,054万2,000円、これは公営企業会計移行に伴い、過去に整備した水道施設の減価償却が必要な資産取得に対し、過去に収入済みである国庫補助金等を減価償却に併せて毎年度収益化するもので、長期前受金戻入といひまして947万8,000円を計上しております。この長期前受金戻入は、現金の動きを伴わない収益でございます。また、他会計補助金として、企業債償還金利息及び企業職員の児童手当に係る一般会計からの総務省基準内の繰入金金を106万1,000円計上、特別利益においては22万1,000円であり、前年度の消費税還付金となります。

以上が水道事業収益としての収入であり、合計で8,805万5,000円としております。

次に、支出の部では、営業費用で7,463万3,000円、こちらは収益を得るための費用として、水源地や配水・給水施設に係る光熱水費、修繕費、材料費や手数料、設備保守点検費などを計上しております。総係費としては企業運営に伴う事務経費であり、企業職員及び会計年度任用職員の人件費や企業会計運用関連費用、メーター検針費用、各使用料や負担金などを計上しております。また、企業会計移行に伴い、過去に整備した水道施設にかかった費用の令和6年度対象分として、耐用年数に応じて費用化するための減価償却費を計上しております。この減価償却費3,761万2,000円につきましても現金の

動きを伴わない費用でございます。

営業外費用としては218万4,000円であります。こちらは企業債利子償還と消費税を計上しております。この消費税は、会計手法が企業会計の発生主義となることから令和6年度に発生するものを計上いたしますが、実質上は令和7年度に支払う予定額となっております。

特別損失では52万円、こちらも企業会計移行に伴い発生主義による費用計上となることから、本年6月支給予定の職員手当における期末勤勉手当のうち、対象期間となる令和5年12月から令和6年3月分は本来令和5年度に発生しており、その分が今年度も損失しているものとみなして損失として計上しております。こちらも現金の動きは伴わないものであります。

予備費につきましては100万円、こちらは緊急を要する場合の予算外の支出や予算超過の支出に充てるものであり、一般会計や今までの特別会計であれば歳入歳出バランスを取るための調整をしておりましたが、公営企業会計では収支の差が利益や損失の見込額となるため、予算全体の規模から見て100万円を今回予備費計上させていただきました。

以上が水道事業費用としての支出であり、合計で7,833万7,000円としております。

なお、経営活動における収益的収入及び支出の差において、税込み971万8,000円の利益と予算上見込まれます。また、減価償却として資産を費用化することにより、現金の動きを伴わない費用も計上されることから、本来、支出の減価償却費から収入の長期前受金戻入を差し引いたものなどが内部留保資金として資金を蓄えた上で、将来の建設改良費用などの財源として活用されるものとなります。

今後、この収支バランスをいかに良好なものにして、今後の維持経費や更新費用などを捻出し、計画的で効率的な経営管理を行っていくことが大事なポイントとなります。

続きまして、実施計画により予算第4条の内容を説明しますので、5ページをお願いいたします。

第4条では資本的収支を定めておりまして、主に簡易水道事業を継続して維持するための施設等の建設改良費や、それらの改良に要する資金の企業債収入や補助金、現有施設に要した過去に借り入れた企業債の元金償還金予定額などを計上するものであり、こちらは必ず現金収支を伴うものとなります。収支差引きで2,122万6,000円の不足となっております。この資本的収入、支出の予算については、支出のほうが収入より大きくなり、予算上、資金不足になるのが通常でございます。こちらについては、前年度特別会計からの引継ぎ現金にて不足費用に充てるものであります。

公営企業の予算の考え方としましては、原則、収益的収支で利益を生み出すこと及び減価償却費などの現金支出を伴わない費用などによって資金を蓄

え、その資金を今後の資本的収支の不足額に充てていくこととなります。

では、まず収入の部としましては、企業債4,500万円で、支出に計上している建設改良費の資金として借り入れるものでございます。この借入れに対し、後の各年度ごとに元利償還金の55%を一般会計から繰り入れることにより、その全額に対し交付税措置がなされるものでございます。

他会計補助金は1,636万1,000円であり、過去に借り入れた熊本地震による災害復旧事業費に対する企業債の償還元金に対する一般会計からの全額の繰入金であり、この50%が交付税措置されるものでございます。

以上が資本的収入としての収入であり、合計で6,136万1,000円としております。

支出の部におきましては、建設管理改良費5,076万7,000円、こちらの内訳は、配水設備関連として、令和5年度に施工しました配水管布設替工事に伴う本舗装工事や道路改良工事と並行した新規布設工事、配水池流量計更新工事、配水管移設工事費など3,152万6,000円を計上しております。また、原水設備関連として、中央監視システム機器更新工事や現在仮設ポンプを設置しております秋田原2号取水ポンプの本設置工事、水源施設落雷対策工事費など、1,924万1,000円を計上しております。

固定資産としましては、メーター器を新規購入している棚卸し分について、使用する際の払出し分を費用として30万円計上しております。

企業債償還金は3,152万円であり、令和8年度に借り入れた事業拡張に伴う企業債や、熊本地震からの災害復旧事業債及び公営企業移行に係る経費分として令和4年度に借り入れた分の令和6年度における元金償還金でございます。

以上が資本的支出としての支出であり、合計で8,258万7,000円としております。

では、2ページをお願いいたします。

第4条の2では、特例的収入及び支出を地方公営企業法適用初年度のみ定めるものであります。令和5年度の未収金で1,131万2,000円。これにつきましては主に3月分の水道料金であり、休日の関係で今回4月1日が口座振替日となり、当水道事業口座に入金されるのが4月に入ってからになるためであり、これが未収金扱いとなります。

また、未払金で25万円、こちらにつきましては令和5年度の営業費用で、4月に支払いを行う予定となる会計年度任用職員の3月出勤における人件費や3月分電気料金などであり、収入、支出とも見込額でございます。

公営企業会計移行前の令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算につきましては、一般会計にもあります4月から5月にかけての出納整理期間を設けず、3月31日で打切り決算を行う必要があります。新年度においては発生主義であることからこの予算内には計上せず、開始初年度に限り別条で特例

的に定めるものでございます。

第5条では、CADシステムリース料において、期間令和10年度までとして、限度額273万5,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

第6条では、適用できる企業債の限度額であり、記載のとおりでございます。

第7条では、単年度で一時的に支払い現金として借入れできる限度額を定めております。

第8条では流用できる経費の範囲を定めており、営業費用、営業外費用及び特別損失の間とし、第9条では流用できない経費として職員給与費を定めております。

第10条では、一般会計からこの会計における繰入金等の額であり、主に災害復旧に係る企業債償還における一般会計からの繰入れや企業職員の児童手当に関する繰入金でございます。

第11条では、メーターの新規購入や修理入替え費用について、一旦この棚卸し購入費から支払いするものでございます。

収益的及び資本的収支予算内容の明細につきましては、16ページから20ページに記載しているとおりでございます。

では、財務諸表などをはじめとした予算に関する説明書の各内容をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、令和6年度における予定キャッシュ・フロー計算書を添付しております。

こちらにつきましては、令和6年度内の資金収支活動予定を3つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。業務、投資、財務にそれぞれ区分し、年度初めの期首から年度末の期末までの期間において現金残高がどのようになるのかを予定し、表しているものであります。

令和6年度開始における残高予定額は1億6,805万7,000円としており、令和6年度末につきましては、この予算を全て執行した場合、現金預金残高が1億8,618万4,000円になると見込んでおります。

次に、7ページから9ページまでは、この会計で計上する企業職員1名と会計年度任用職員1名の給与費明細でございます。

10ページにつきましては、予算第5条に記載しております債務負担行為に関する調書になります。

11ページをお願いします。

令和6年度期首における予定開始貸借対照表を添付しております。これらについては、令和6年4月1日時点で西原村中央簡易水道事業が保有する全ての財産を総括的に確認するものであります。

資産の部では、土地や建物など固定資産台帳にて整理した資産額を表し、

これまでの特別会計から引き継いだ現金預金や未収金額等を合計して、簡易水道事業が所有する全ての資産額を記載しており、資産合計は8億1,966万9,685円となります。

負債及び資本の部では、資産の部で示された財産がどのようにつくられたかが記載されております。

12ページをお願いします。

まず、負債の部では、令和6年4月1日現在の企業債借入残高や令和6年度中に支払う予定の前年度未払金、過去の資産取得において受領している国庫補助金などの負債として計上する必要があり、5、負債合計として3億811万8,514円となりました。

そして、資本の部では、資産合計から負債合計を差し引いた額となり、自己資本金のうち固有資本金が5億1,155万1,171円となりました。

なお、13、14ページにおきましては、この令和6年度予算を全て執行した場合の令和6年度末の予定貸借対照表でございまして、資産合計が8億4,660万9,230円、負債合計が3億3,023万3,722円、資本合計が5億1,637万5,508円となるよう見込んでおります。

また、通常年度の場合は前年度見込みの予定損益計算書を添付する必要がありますが、地方公営企業会計適用初年度においては添付不要となり、決算書類において損益計算書を作成、添付することとなっております。

最後に、15ページにおきましては、会計方針として会計処理方法等を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第38号、令和6年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○水道課長(廣瀬 太君)議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号のファイルをお開きください。

議案第38号、令和6年度西原村工業用水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和6年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号、給水事業所数8か所、第2号、年間総給水量30万5,140^m³、第3号、1日平均給水量836^m³、第4号、主要な建設改良事業8,825万3,000円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2,496万1,000円、第1項営業収益1,510万5,000円、第2項営業外収益985万5,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2,403万2,000円、第1項営業費用2,146万6,000円、第2項営業外費用71万8,000円、第3項特別損失84万8,000円、第4項予備費100万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,825万3,000円は、建設改良積立金800万円及び損益勘定留保資金1,025万3,000円で補填するものとする)。

収入、第1款資本的収入7,000万円、第1項企業債7,000万円。

支出、第1款資本的支出8,825万3,000円、第1項建設改良費8,825万3,000円。

2ページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、工業用水道本管布設事業。限度額7,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費957万1,000円。

他会計からの補助金。

第8条、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、20万円である。

たな卸資産の購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は、5万円とする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それでは、内容についてご説明いたします。

再度1ページをお願いいたします。

まず、第1条に総則、第2条では本年度の業務の予定量を定めております。本年度の給水事業所も、冒頭に申しあげましたように8か所でございます。

1日の給水量としましては、昨年の実績として836m³を予定しております。超過料等については、当初予算では加味しておりません。

第3条では収益的収支を定めており、工業用水道事業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益と、それに対応する全ての費用を計上するものがございます。

実施計画により予算第3条の内容を説明しますので、4ページをお願いいたします。

収入の部では、営業収益で1,510万5,000円、こちらは主に水道料金の収益であります。営業外収益で985万5,000円、これは長期前受金戻入として125万9,000円の計上、なお、これは現金の動きがない収益となります。雑収益839万1,000円は、使用水量における1m³当たり25円の企業負担金でございます。他会計補助金としては、企業職員の児童手当に係る一般会計からの繰入金金を20万円計上しております。

以上が水道事業収益としての収入であり、合計で2,496万1,000円でございます。

次に、支出の部では、営業費用で2,146万6,000円、こちらは、収益を得るための費用として水源池や配水・給水施設に係る光熱水費、修繕費、手数料や設備保守点検費などを計上しております。総係費としては、企業運営に伴う事務経費であり、企業職員人件費や企業会計運用関連費用、保険料や負担金などを計上しております。また、減価償却費が258万7,000円となり、これは現金の動きを伴わない費用でございます。

営業外費用としては71万8,000円であり、消費税を計上しております。

特別損失は84万8,000円であり、簡易水道事業会計の運用と併せ、本年6月支給予定の職員手当における期末勤勉手当のうち対象期間となる令和5年12月から令和6年3月分は、本来、令和5年度に発生しており、その分が今

年度損失しているものとみなして損失として計上しております。こちらも現金の動きが伴わないものであります。

予備費につきましては、100万円を今回計上させていただきました。

以上が水道事業費用としての支出であり、合計で2,403万2,000円としております。

続きまして、実施計画により予算第4条の内容を説明しますので、5ページをお願いいたします。

第4条では資本的収支を定めておりまして、主に工業用水道事業を継続して維持するための施設等の建設改良費や、それらの改良に要する資金の企業債収入を計上しております。収支差引きで1,825万3,000円の不足となっておりますが、これについては、これまでの内部留保資金などにて不足費用に充てることとしております。

では、まず収入の部としましては、企業債7,000万円で、支出に計上している建設改良費用の資金として、今後の工業用水道事業における設備投資を鑑みた上で、今回、企業債を借り入れるものでございます。

支出の部におきましては、建設改良費8,825万3,000円でございます。主なものとしましては工業用水道本管布設工事であり、新工業団地造成事業の進捗状況に合わせ、令和5年度予算は全額減額して令和6年度予算に移行したものでございます。内容は、既存鳥子工業団地の既設管から団地内村道敷及び新工業団地区域までの区間の里道約960mにおいて、新たに減圧弁を設置した上で工業用水道配水本管を布設するものでございます。その他、落雷対策工事費を計上しております。

以上が資本的支出としての支出であり、合計で8,825万3,000円としております。

収益的及び資本的の収支予算の内容の明細につきましては、17ページから20ページに記載しているとおりでございます。

では、財務諸表などをはじめとした予算に関する説明書の各内容をご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

令和6年度における予定キャッシュ・フロー計算書を添付しておりますが、令和6年度期首における残高予定額は2億3,000万4,040円としており、令和6年度末につきましては、この予算を全て執行した場合、現金預金残高が2億1,978万5,860円になると見込んでおります。

11ページをお願いします。

前年度における予定損益計算書を添付しております。1年間の経営成績を明らかにするため、その期間に得た全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載し、経営活動によってどれだけの効果があったのかを示すものでございます。

なお、令和5年度中における純利益見込額は564万694円としております。

12ページから13ページにおいては、前年度末における予定貸借対照表を添付しております。工業用水道事業が保有する全ての財産を総括的に確認するものであります。資産合計は3億2,126万8,308円、負債合計が6,132万5,072円、資本合計が2億5,994万3,236円と見込んでおります。

また、14ページから15ページにおきましては、令和6年度予算を全て執行した場合の令和6年度末の予定貸借対照表でございまして、資産合計が3億8,646万3,139円、負債合計が1億2,761万2,163円、資本合計が2億5,885万976円となるように見込んでおります。

最後に、16ページにおきましては、会計方針として会計処理方法等を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、令和6年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時04分）

（午後 0時57分）

○議長（山下一義君）時間前ではありますが、全員そろっておられますので、会議を再開したいと思います。

ただいまより午後からの会議を再開します。

日程第9、議案第39号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設。指定管理者、所在地、阿蘇郡西原村大字小森2115番地3、名称及び代表者、株式会社俵山交流館萌の里、代表取締役社長福山宏。指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案の理由でございます。

西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

今回の提案は、平成17年に条例制定されました西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、当該施設でございます俵山交流館萌の里の管理につきまして、現在の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了となることから、令和6年度以降の指定管理の候補者を株式会社俵山交流館萌の里として、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき指定するに当たり、議会の議決を経る必要があるために提案するものでございます。

当該施設であります俵山交流館萌の里は、平成11年4月にオープンし、平成18年度からの指定管理者制度導入により指定管理者による管理を行ってきております。指定管理者制度の初年度に農事組合法人俵山交流館萌の里を指定管理者に指定後、平成20年4月1日の株式会社化に伴い管理者名を株式会社俵山交流館萌の里への変更を経まして、平成18年度から平成20年度、平成21年度から平成25年度、平成26年度から平成30年度、平成31年度から本年度まで継続して計4回の指定管理者として指定され、施設の維持管理をはじめ西原村の観光の拠点施設として事業を継続して実施されております。

この間、株式会社俵山交流館萌の里は、本村の農産物や加工品販売やイベント等の開催により、当該施設を本村の重要な集客施設として、本村への来客者の増加や地元農産物等の販売による生産者の収益増に寄与されております。

今回の指定管理者の候補者選定に当たりましては、西原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき提出されました管理運営に関する協議関係資料を基に指定管理候補者とさせていただいております。

平成28年の熊本地震の影響により、一時期は来客数及び売上高の大幅な減少を余儀なくされましたが、その後においては、コロナ禍という状況でもございましたが、来客数及び売上高も右肩上がりの回復基調で推移されております。

指定管理者候補の株式会社俵山交流館萌の里におかれては、次年度以降の

施設管理運営の事業計画において新規の取組等も計画されており、さらなる集客や売上増加の取組を期待するものでございます。

説明は以上になります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、指定管理者の指定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、西工団第1号、馬場1号線排水路改修工事。

2、契約金額5,720万円（税抜額5,200万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置通也。

主な工事の概要につきましては、鳥子地区新工業団地造成事業に伴う流末排水路の改修工事といたしまして、村道馬場1号線の区域内及び水路敷内にあります既存の排水路の断面を改良するために、新たに高さ1,000mm、幅1,500mmのボックスカルバート及び大型三面水路を敷設する工事でございます。参考資料といたしまして、次のページに公共工事請負仮契約書（案）を添付いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山下一義君) 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第41号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 久野 太君 登壇 説明)

○建設課長(久野 太君) 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第1号、堀切多々良線道路改良工事。

2、変更前契約額5,423万円(税抜額4,930万円)、変更後契約額5,911万6,200円(税抜額5,374万2,000円)、488万6,200円の増。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置通也。

堀切多々良線道路改良工事多々良工区につきましては、令和5年6月第2回定例会におきまして契約締結の議決をいただいたところであり、今回は請負契約金額の変更をお願いするものでございます。

変更の主な理由としましては、工区の追加によるものです。同一路線内に一部道路排水処理が十分に機能していない箇所があり、今回、改良区間の側溝を整備したことにより当該箇所からの排水接続が可能となったことから、側溝敷設を新たに追加しております。排水構造物詳細につきましては、横断側溝4m、道路側溝32mでございます。別ファイルに参考資料としまして公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第41号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第41号は原案どおり可決されました。
日程第12、同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
内容の説明を総務課長に求めます。
（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）
- 総務課長（林田浩之君）同意第1号についてご説明いたします。
（追加提案）同意第1号のファイルをお開きください。
同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて。
西原村副村長に次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。
令和6年3月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
記。
住所、熊本市東区健軍3-11-11。氏名、中野由紀。生年月日、昭和49年8月30日。
提案理由でございます。
西原村副村長松山兼二氏が令和6年3月31日をもって退職となるため、新たに副村長を選任いたしたく提案するものでございます。
次のページに履歴書を添付させていただいております。本人の希望によりまして、氏名欄の後に旧姓使用、田島由紀としております。
説明は以上でございます。ご同意方よろしく願いいたします。
- 議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
9番議員、桂君。
- 9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。
この中野さんについては、村長のほうも詳しくお話しされましたので、そちらについては今後また頑張ってもらいたいなというふうに思います。
一応今回私が手を挙げさせてもらったのは、本来であれば副村長は4年間ということであるんですが、今回2年間で退職ということで元の職場に帰られると思いますけれども、この2年間で、早いですね。2年間というたら

あつという間の2年間であったというふうに思います。その2年間でどういふふうにし原村を感じられたのかなど。今後どういふふうなし原村になつてほしいか、やっぱりここを、要するに今まで見てこられた中でし原村、こいう村づくりをしてもらいたいなど、今後はこいうふうにやつてもらいたいなどという、こいうのをちよつとお聞きしたい。

それと、国土交通省から来られたから、本来であれば、今回工業団地造成が今後始まるわけですが、これについて、やっぱり専門点から見て要するにどのように本当はしていかないかのかと、今後どういふふうにしらないかのかと、こいう引継ぎこいうのをきちんとされているかなどこいうところをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（松山兼二君）桂議員からの質問に回答いたします。

機会をいただきましてありがとうございます。

整備局から来ましたのは、私の前任の目床のときから来ております。熊本地震がありまして、やはり災害の一番大きかったのが熊本、し原村とあと益城町ですね。特に集落再生事業がありまして、アナが大きな地区に対しての補助事業こいうのはしっかりあるんですけども、小さなところの補助事業つてなかなか採択要件が合わないこいうことで、採択要件の見直しから今回されて、ジュウが用いられてきたこいうことですね。あと、計画的にしかりと進めていくこいう意味で、どういふ動きをしていけばいいのかこいうのをしていくために整備のほうに依頼がありまして、前任から来ましたこいうことです。

私が来たときには、後からの挨拶にもあるんですけども、もう既に集落再生事業が終わりまして、あと総合体育館も終わつていまして、仮設住宅にお住まいの方も少なくなつてきています。残すは復興のシンボルの運動公園の整備こいうことで、運動公園の整備も令和4年度までは防災安全交付金、避難所を兼ねた施設こいうことで、ほぼ予算は100%弱つくんですけども、今年度は日常利用するための上物ですね。テニスコートだとか遊具、こいうところは防災安全交付金じゃなくて社会資本整備交付金になります。それはなかなか満額つかないこいうことで、今年は復興に一つの区切りをつけたいこいうことで要望を上げて、村長と一緒に政府に要望に行つて満額を一応つけてもらったこいう経緯がございます。

こいうことがありまして、一応4月には復興祭もありますしこいうことで、一つの熊本地震からの復興こいうので、整備局の役目としては大丈夫かなと思つたところでございます。

あと、私が今後必要なものこいうのは、人口も増えてきていますし、あと高校生から老人の方の交通手段の必要性、これも村長が一番やりたい交通手段、あと買物、まちづくり、こいうところがやっぱり重要だと。あと、も

う一つは介護、福祉、そういった部分も必要だと。

僕は土木が専門です。土木の中でも交通とかあるいは企画、そういうのはやっぱり県のほうが詳しいですし、また、その次の段階になったら介護、福祉は県のほうの方が詳しいのかなということで、今回村長のほうから県のほうでされたということであると思います。

だから、そういったように町を強くするためにうまく活用していく方法も一つの方法なのかなと、私はそう思っています。というところでもよろしいですかね。

あと、工業団地につきましては、土木ということで桂議員からもいろいろ質問もあったりして、コンサルさんも呼んで、例えば土木の役場内の詳しい課長、村長も入って線形の確認もしています。内容の確認をしっかりとやっています。あと私のほうから一応チェックした部分は、宅地防災マニュアルの解説、これは広島住宅街の上が崩れたりとか、あと熱海の土砂崩れ、そういったところを踏まえて改訂がされています、令和4年2月ですかね。それを踏まえて熊本県の「都市計画法による開発許可制度と開発許可申請の手引き」も改訂されていますので、これをしっかりと踏まえた上で設計されているということです。

あと品質管理のところではいきましたら、盛土材、よい土を使っているという前提で設計しているか。これは、例えばダムで残土が出たら下流部へ持って行って高く積みます。それももう管理ができないので一番一般的な材料で済みます。これは35D材という材料があるんですけども、そういうのは砂質土です。それで設計していると。これ、40を使うと品質管理が必要な材料で設計してもその管理が大変になってきますから、基本的には普通に持ってきて盛ればできるような材質を用いての設計となっているということです。

ただ、それを易しくすれば易しくするほどどどんのりが寝て行って盛土材がたくさん要るとか、強くすれば立ってきて盛土材が少しく済むとかになるんですけども、一番その最適なところでの管理ができる、しやすい、あと会計検査的にも一番説明ができるところで設計されていますので、大丈夫だと。

あとは施工の段階でそれをしっかりと、例えば堤防等もそうです。30cmずつ巻き出してローラーで6回乗ったら所定の密度が確保できるといったのを確認したら、必ず現場ごとにします。現場ごとにやって確認した上で、それと同じ施工をずっとしていきます。それは施工管理についてです。そこで盛土をするときも、段切りですね。必ず新しく盛るところに段を切って、段を切らなかつたら滑ります。そういった施工をしっかりとやっているかという確認も必要です。そういったのを現場のほうでは写真管理をしっかりと、写真でも証明できないといけませんし、その中でもたまに監督にも行って確認するといった項目もしっかり決められています。

そういったものをしっかり施工の段階でやっていくことがまた大事になってきますので、それも建設業者というのは当たり前それをやって成果品として出していますので、そこをまた監督のほうも充実しながら管理もしていくのかなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、詳しくお話がありましたけれども、副村長として、やはりここ2年間この村を見てこられて、村の弱いところ、そしていいところ、そこらをずっと見てこられたと思うんですね。そこらあたりでやはり西原村の将来を考えて、副村長というのは村長を支えていく、また職員を育てていくというのが副村長の役目だというふうに思います。そういう面では今後、国土交通省のほうに帰られても、また西原村のほうにいろんなそういう指導をしてもらえれば職員も成長していくんじゃないかなというふうにも思いますので、今後、そういう面ではまた向こうに帰って頑張ってもらいたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですね。はい。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村副村長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第13、同意第2号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 中西 聡君 登壇 説明）

○産業課長（中西 聡君）同意第2号についてご説明いたします。

タブレット（追加提案）同意第2号のファイルをお願いいたします。

同意第2号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月15日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、阿蘇郡西原村大字小森3594番地12。氏名、南利武徳。生年月日・年齢、昭和31年12月4日、67歳。職業、農業。経営面積、3万4,753㎡。任期、任命の日から令和8年10月17日まで。摘要、小森西地区。

提案理由でございます。

現農業委員久保田浩二氏の辞任に伴い、新たに農業委員を任命するため、上記の者について農業委員会等に関する法律第8条第1項により議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

令和5年3月定例会においてご同意いただきました現農業委員久保田浩二氏から、一身上の都合による辞任願が令和6年1月17日に提出されました。令和6年2月9日開催の令和6年第2回西原村農業委員会総会において委員の辞任及び欠員の補充について審議を行い、承認がなされたことに伴いまして、農業委員会等に関する法律に基づき令和6年2月10日から令和6年3月4日の期間、推薦、応募の受付を行い、1名の定数に対し1名の推薦がございました。令和6年3月6日に、推薦のあった方について西原村農業委員候補者評価委員会を実施し、委員会からの意見に基づき任命しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第14、発議第1号、西原村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

（6番議員 中西義信君 登壇 説明）

○6番議員（中西義信君）6番議員、中西義信。

発議第1号、令和6年3月15日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、中西義信。

賛成者、西原村議会議員、高本孝嗣。

同じく西原村議会議員、堀田直孝。

西原村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提出の理由。

地方自治法の改正による議会議員の請負に関する規則等の緩和により、村に対し請負をする議員が、当該請負の対価として各会計年度に村から支払いを受けた金額の総額を議長へ報告及び公表することをもって議員個人による請負の状況の透明性を資するため、条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

これまで地方公共団体の議員は、その自治体に対して請負を行うことは地方自治法において禁止とされておりました。しかし、地方議員の成り手不足解消のため、令和5年12月、地方自治法が改正され、300万円を上限とした請負が可能となりました。このことを踏まえて、議員の請負状況の透明性を確保すべく、本村議会としてこの条例の制定を行うものです。

施行日は公布の日からとして、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第15、発議第2号、西原村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、高本孝嗣君に求めます。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 説明）

○2番議員（高本孝嗣君）発議第2号、説明者、2番議員の高本でございます。

発議第2号、令和6年3月15日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、高本孝嗣。

賛成者、西原村議会議員、堀田直孝。

賛成者、西原村議会議員、中西義信。

西原村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

理由といたしましては、個人情報保護制度の適正な業務運用及び開示請求者の利便性向上を図るため、本定例会において議案第5号から議案第7号までの審議しました西原村情報公開条例等の改正により、不開示情報の整合性、開示決定等の期限、審査会名称の変更について議会の個人情報保護に関する条例との整合性を図る必要があるため、今回の提出となりました。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第2号、西原村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第16、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットにありますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、タブレットにありますとおり派遣することに決定しました。

日程第17、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

2番議員、高本君。

(2番議員 高本孝嗣君 登壇 報告)

○2番議員(高本孝嗣君) 令和6年度第1回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が令和5年2月16日、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の会議室において開催されましたので、組合議員として私、高本と西原村議会議員の堀田直孝君と2人で出席し、また村長も出席しております。

議案第1号から議案第4号までの4件が提出されました。

主な内容につきましては、次のとおりであります。

第1号議案につきましては、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託についてであります。このことは、当組合管内から出る可燃ごみの処分に関する事務の管理及び施行を熊本市に委託するもので、委託期間は令和7年4月から令和12年3月までであります。

議案第2号については、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合ごみ処理手数料徴収条例の一部を改正する条例についてです。このことについては、条例中の第2条、ごみ処理手数料について、消費税相当額については当該ごみ処理手数料に含むを挿入するということであります。ごみ処理手数料の額について、手数料が「1kg単位10円」だったのを「10kg単位150円」に改正する条例であります。

第3号議案については、令和5年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についてであります。主な補正内容は、歳入で衛生使用料の150万円の増額の歳入歳出それぞれ5億8,133万9,000円であります。

議案第4号については、令和6年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ5億4,071万4,000円とし、昨年度当初予算より254万4,000円の減額であり、ほとんど昨年度当初予算とはさほど変わってはおりません。西原村の負担金については、152万2,000円の減額で7,163万2,000円であります。

以上、4議案の全てが全会一致で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長(山下一義君) ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(山下一義君) ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第18、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から閉会中の継続審査申出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、3月いっぱいまで退任されます松山副村長に一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(副村長 松山兼二君 登壇 挨拶)

○副村長(松山兼二君) 副村長の退任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和4年の第1回定例会におきまして議員の皆様より選任の同意をいただきまして、令和4年4月1日より西原村副村長に着任させていただきました。それからはや2年の務めとなりましたが、私にとっては本当にいろいろな貴重な経験をさせていただいたと考えております。

先ほども桂議員の答弁で答えましたが、西原村へ着任した当時は、前任から、九州地方整備局より来ているため、西原村の熊本地震からの復興へ向けて国などとのパイプ役となることが一番の職責と考えてきましたが、西原村は周辺市町村より復興のペースが速く、村の主要道路も全線開通し、令和3年度には4月に集落再生事業、3月に総合体育館の落成式が行われ、復旧事業はおおむね完了しており、仮設住宅にお住まいの方々も少なくなっており、残るは復興のシンボルとなる西原運動公園の竣工のみとなっていました。これは、運動公園を目標とする令和5年度中に竣工すること、満額の国補助を頂けるよう取り組むことは最低限成し遂げないといけないとプレッシャーを感じたところです。結果、企画商工課の頑張りがあり両方成し遂げられ、ほっとしているところです。

この運動公園は、村の防災拠点、平時は村民が集える健康づくりの拠点として利用され、村の発展、振興に大きく寄与するものと思います。

また、ほかにも貴重な経験をさせていただきました。村長の職務代理者を6月25日から7月31日までさせていただきました。このときに、分かりましたと即答で引き受けられたのも、総務課長をはじめ執行部の安定感、しっかりした全職員がいれば大丈夫だと、すぐ頭に浮かんだのを今でも覚えています。

この期間、7月15日には日雨量250mmを超える気象情報が発表され、村内

の避難情報を発表の判断、警戒レベル3の発表をさせていただきました。役場の仕事は、住民の方の非常に近いところで業務、住民の方々からいろいろな意見を直接聞きながらしっかり対応して、丁寧に対応していく大切さを改めて勉強させていただきました。

そして、本議会では堀田議員から私が委員長をしている指名審査会と衛生委員会のことで、本日、桂議員からも一般質問や議案での質問をいただき、この一生残る回答する機会を、たじたじでぎこちない回答となりましたが、経験できるよう配慮いただき、本当に感謝申し上げます。全てが貴重な経験だったと思います。

これまで、議員の皆様より温かいご指導とご鞭撻を賜り、また、職員のご支援をいただきながらありますが、おかげをもちまして、十分とは言えませんが、副村長としての職責を何とか果たすことができたと思っております。このことに対しまして心より感謝申し上げ、厚くお礼申し上げます。

西原村の行政に少しでも関わられたことを誇りに思い、この経験を武器にしてこれからまた頑張っていきたいと思っております。しっかり業務に前向きに取り組んでいきたいと思っております。また今後も、整備局に帰りますけれども、西原村の一協力職員として考えています。何かあったら問い合わせ対応していきたいというふうに考えております。

終わりになりますが、西原村の村議会のますますのご発展と、議員の皆様のご健勝とさらなるご活躍を祈念いたしまして、お礼の挨拶をいたします。これまで本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（山下一義君）村議会を代表しまして、一言松山副村長にお礼を申し述べさせていただきます。

松山副村長は2年間、これまでの村に対しての副村長のご尽力、誠にありがとうございました。考えてみますと、副村長が就任して以来、日置元村長が入院の繰り返しで、大変就任早々にもかかわりませずご尽力いただいて、本当にご苦勞をかけたと、私、そのときにちょうど議長をやっておりましたから、つくづくそういうふう感じておりました、本当にご迷惑をかけてお世話になりました。ありがとうございました。

先ほど、就任の吉井村長からお話がありましたように、副村長におかれましては、役場内の西原村職員衛生委員会の充実、それから総合体育館の運動公園整備などの予算要望の活動、そしてまた九州地整局との連絡の体制の整備など、国交省と村とのパイプ役として、村長の片腕となって本当にお世話になりました。ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

最後になりますけれども、今後、国交省に帰られましても西原村のことも少しは忘れずに、今後、体に十分気をつけられて頑張してほしいと思っております。本当にありがとうございました。お世話になりました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て

終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和6年第1回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1時55分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

2 番議員 高 本 孝 嗣

4 番議員 堀 田 直 孝